

第 6 回臨時会

令和 4 年 8 月 12 日開会
令和 4 年 8 月 12 日閉会

第 7 回臨時会

令和 4 年 8 月 12 日開会
令和 4 年 8 月 12 日閉会

第 8 回臨時会

令和 4 年 9 月 20 日開会
令和 4 年 9 月 20 日閉会

第 9 回定例会

令和 4 年 10 月 7 日開会
令和 4 年 10 月 27 日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第6回臨時会

○8月12日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第50号から議案第54号までの5議案一括上程	4
日程第4	質疑	8
日程第5	討論・採決	13

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
令和4年 第6回臨時会 (8月)	議案第50号	令和4年度三股町一般会計補正予算 (第4号)	原 案 可 決	8月12日
〃	議案第51号	財産の取得について（令和3年度繰越 第3地区分館空調機器購入）	原 案 可 決	8月12日
〃	議案第52号	財産の取得について（令和3年度繰越 第1・4・8・9地区分館空調機器購 入）	原 案 可 決	8月12日
〃	議案第53号	財産の取得について（三股中学校プレ ハブ校舎整備事業）	原 案 可 決	8月12日
〃	議案第54号	工事請負契約の締結について（令和 4年度公共下水道事業 汚水管布設工 事（6工区））	原 案 可 決	8月12日

◎第7回臨時会

○8月12日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	19
日程第2	会期決定及び議事日程の件について	19
日程第3	発議第3号上程	20
日程第4	質疑	20
日程第5	討論・採決	25

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第7回臨時会 (8月)	発議第3号	三股町議会の解散に関する発議	原案決	8月12日

◎第8回臨時会

○9月20日(第1号)

日程第1	仮議席の指定について	34
日程第2	議長選挙	34
追加日程第1	議席の指定について	36
追加日程第2	会議録署名議員の指名	36
追加日程第3	会期の決定について	36
追加日程第4	副議長選挙	37
追加日程第5	一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について	38
追加日程第6	総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について	39
追加日程第7	広報編集常任委員会委員の選任について	41
追加日程第8	議会運営委員会委員の選任について	43
追加日程第9	各種委員等の推薦について	44
追加日程第10	議案第55号 監査委員の選任について	44
追加日程第11	議案第56号 専決処分した事件の報告及び承認について(令和4年度 三股町一般会計補正予算(第5号))	45
追加日程第12	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	48
追加日程第13	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	48
追加日程第14	広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について	49
追加日程第15	議員派遣の件について	49

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第8回臨時会 (9月)	議案第55号	監査委員の選任について	原案 同意	9月20日
〃	議案第56号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和4年度三股町一般会計補正予算(第5号))	原案 承認	9月20日

◎第9回定例会

○10月7日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	53
日程第2	会期決定の件について	53
日程第3	所信表明	54
日程第4	議案第57号から議案第76号までの20議案、諮問2件、報告3件一括上程	57
日程第5	決算審査報告	63
日程第6	質疑・討論・採決(議案第67号、第75号及び諮問第2号、第3号の4議案)	64

○10月13日(第2号)

日程第1	追加議案第77号の取り扱いについて	72
日程第2	議案第77号上程	72

○10月17日(第3号)

日程第1	一般質問	78
	4番 西村 尚彦君	78
	10番 内村 立吉君	92
	2番 中原 美穂君	105

○10月18日(第4号)

日程第1	一般質問	122
	3番 上西 雅子君	122

6 番 堀内 和義君	1 2 7
7 番 新坂 哲雄君	1 4 1
6 番 堀内 和義君	1 4 7

○10月19日 (第5号)

日程第1 一般質問	1 5 4
9 番 堀内 義郎君	1 5 4
8 番 楠原 更三君	1 6 6
5 番 田中 光子君	1 8 0
8 番 楠原 更三君	1 9 0
5 番 田中 光子君	1 9 5
日程第2 総括質疑	2 0 2
日程第3 常任委員会付託	2 0 2

○10月27日 (第6号)

日程第1 議員発議第4号の取り扱いについて	2 0 7
日程第2 常任委員長報告	2 0 7
日程第3 質疑(議案第57号から第66号、第68号から第74号及び第77号まで の18議案)	2 1 3
日程第4 討論・採決(議案第57号から第66号、第68号から第74号及び第77 号までの18議案)	2 1 3
日程第5 質疑・討論・採決(議案第76号)	2 2 0
追加日程第1 発議第4号上程	2 2 1
追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第4号)	2 2 1
日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	2 2 2
日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について	2 2 3
日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について	2 2 3
日程第9 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動 について	2 2 3
日程第10 議員派遣について	2 2 4

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第9回定例会 (10月)	議案第57号	令和3年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月27日
〃	議案第58号	令和3年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月27日
〃	議案第59号	令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月27日
〃	議案第60号	令和3年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月27日
〃	議案第61号	令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月27日
〃	議案第62号	令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月27日
〃	議案第63号	令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月27日
〃	議案第64号	令和3年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案 認定	10月27日
〃	議案第65号	令和3年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	10月27日
〃	議案第66号	三股町収入証紙条例の一部を改正する条例	原案 可決	10月27日
〃	議案第67号	令和4年度三股町一般会計補正予算(第6号)	原案 可決	10月7日
〃	議案第68号	令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案 可決	10月27日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年第9回定例会 (10月)	議案第69号	令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	10月27日
〃	議案第70号	令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	10月27日
〃	議案第71号	令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	10月27日
〃	議案第72号	令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	10月27日
〃	議案第73号	令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案 可決	10月27日
〃	議案第74号	令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案 可決	10月27日
〃	議案第75号	教育委員会教育委員の任命について	原案 同意	10月7日
〃	議案第76号	財産の取得について(令和4年度児童館空調整備)	原案 可決	10月27日
〃	議案第77号	令和4年度三股町一般会計補正予算(第7号)	原案 可決	10月27日
〃	発議第4号	三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の設置について	原案 可決	10月27日
〃	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	原案 適任	10月7日
〃	諮問第3号	人権擁護委員の推薦について	原案 適任	10月7日
〃	報告第9号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について		

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和4年 第9回定例会 (10月)	報告第10号	令和3年度決算に基づく資金不足比率 の報告について		
”	報告第11号	令和3年度三股町公共下水道事業特別 会計の継続費の精算について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	西村 尚彦	1 交流拠点施設整備事業について	<ul style="list-style-type: none"> ① これからの事業推進体制と事業の進め方についての基本的な考え方。 ② 官民共同事業体（合同会社）で事業を進めることのメリット・デメリット。 ③ 基本設計・実施設計に入る前に、具体的な施設の規模や運用、必要な事業費、竣工後の予想される収支計算等を示した方が事業がスムーズに進むと考えるが、より詳細な基本計画を示すことについてどう考えるか。 	町 長
		2 ふるさと納税について	<ul style="list-style-type: none"> ① 改めて、これまでの三股町のふるさと納税額の推移と今年の目標額及び現在の納税額。 ② ふるさと納税を得るための必要な経費について。（返礼品代、ポータルサイト手数料、送料、その他の経費等） ③ これまでふるさと納税を充当した事業費総額と主な具体的事業。 ④ ふるさと納税額を増やすための方策は？ 	町 長

2	内村 立吉	1 台風について	① 台風11号、14号被害状況後の今後の対策は。	町 長
		2 ふるさと納税について	① ふるさと納税推進室の現状はどのようなものか。 ② 企業版ふるさと納税とはどのようなものか。 ③ 企業版ふるさと納税に取り組んでいるか。その現状は。 ④ 幸福度、住みたい街をアピールしているか。	町 長
		3 学校の施設について	① 学校の施設は、老朽化が進み、維持管理費が増大するとともに危険箇所の発生が危惧されている。対策はとられているか。	教育長
		4 櫛田地区の児童生徒の通学路について	① 櫛田地区の児童生徒の通学路のその後の経過はどのようになっているか。	町 長
		5 畜産について	① 和牛生産農家、肥育農家の支援事業はどう考えているか。	町 長

3	中原 美穂	1 三股町役場は今後何年もつのでしょうか？	① 耐震クリアしたとお聞きしておりますが、あと何十年この役場でいこうと思われているのでしょうか？	町 長
		2 なぜ三股町役場トイレが和式なのか？	① 役場トイレが和式なのはなぜでしょうか？ ② ウォシュレットがないのはなぜでしょうか？ ③ 消毒や手拭きがないのはなぜでしょうか？ ④ 洋式1つはあり修繕のされているところもありますが、全体的にきれいにすることはできないのでしょうか？ ⑤ 三股町業者にプレゼンして頂きアピールして改修工事はできないのでしょうか？	町 長
		3 旧五本松団地跡地の計画について	① 五本松住宅跡地の空き家が一棟残っているのはなぜでしょうか？ ② 事業計画（収支）どのようにすすんでいるのでしょうか？	町 長
		4 空き家に関して	① 空き家等情報バンク制度に関して、掲載が4軒のみR1年より情報掲載がないのと、発信がされておりましたがどのようになっているのでしょうか？	町 長

4	上西 雅子	1 小中学校の給食費無償化について	① 日本国憲法第26条には「義務教育は無償である」と謳っているにも関わらず、実際には義務教育である全国の小中学校のほとんどは、給食費が有償となっている。長引くコロナ禍で、生活困窮に陥っている子育て世帯も多くいると思われる。現在、全国の3割の自治体で、全額ないし一部の給食費支援が行われている。我が町も子育て支援の一環として、給食費無償化へ向けた施策が必要なのではないか。	町 長
		2 介護認定者に対する障害者控除や、特別障害者手当の申請が可能であることの周知・促しについて	① 介護認定を受けた人で、障害の程度によっては障害者控除の対象となったり、特別障害者手当の対象となる場合があると考えられる。そのことは、町民に周知・促しをされているのか。 ② 介護認定を受けた方で、特別障害者対象になると思われる方たちは、年間でおよそ何人くらいおられるか、聞きたい。	町 長

5	堀内 和義	1 中学校の給食費無償化について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町長選挙で来年度から中学校の給食費無償化を公約されたが実施するのか。 ② 給食費を無償化した場合の経費はどれくらいになるのか。 ③ 無償化した場合の財源的な裏付けはなされているのか。 ④ 無償化は恒久的に考えているのかどうか。 ⑤ 給食食材の値上げに伴う補填も実施しているが、食材の値下げがない場合の補填も恒久的に継続するのかどうか。 ⑥ 小学校の給食費とのバランスがとれるのか。 	町長
		2 台風14号の被害及び避難状況について	<ul style="list-style-type: none"> ① 台風14号による本町での被害状況はどうなっているのか。 ② 大雨特別警報に伴う土砂災害警戒区域で「警戒レベル5」の「緊急安全確保」が発令されたが、6避難所に避難された世帯数・人数はどれくらいになったのか。 ③ 各地区避難所の空調設備の有無、空調設備のない避難所の整備はどうするのか。 ④ 今後、避難所での停電対策をどのように考えているか。 	町長
		3 町長・町議会議員選挙の投票率について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町長・町議会議員選挙の投票率及び投票区毎の投票率はどのようなものか。 ② 投票区の年代別の投票率はどのようなものか。 ③ 投票率低下の対策はできないか。 	選管
		4 「三股町DX推進本部」の設置について	<ul style="list-style-type: none"> ① 所信表明で「三股町DX推進本部」を設置すると言われたが具体的な取り組みを伺いたい。 ② 町職員のテレワークの推進をするのか。 	町長

6	新坂 哲雄	1 地域に係る課題について	<ul style="list-style-type: none"> ① 大八重地区住民の為の防犯灯設置は出来ないでしょうか。 ② 大野地区住民が、台風14号で防災センターへの避難が多くみられたが、なぜだと思うか。 ③ 大野地区にメガソーラーを設置中(約9町)であるが、土砂災害の危険性はないのでしょうか。 	町 長
		2 中学校の給食費について	<ul style="list-style-type: none"> ① 無料化の動機と考え方は。 ② 財政負担及び年間費用額は。 ③ 県内の学校で無料化を行っている自治体の数は。 	町 長
7	堀内 義郎	1 学校給食費について	<ul style="list-style-type: none"> ① 中学生の給食費無償化を実施したいと言う事であるが財源の見込みは。 ② 給食費未納者の未納金回収をどう進めていくのか。 ③ 小学生の給食費について、今後の方針をどう考えるのか。 	町 長
		2 町長選、町議選の投票率について	<ul style="list-style-type: none"> ① 今回の同日選による投票率をどう評価されるか。 ② 学校教育において、選挙に関心を持つような授業など取り組みはなされているのか。 	選 管 教育長
		3 道路の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町道の白線(横断報道を含む)の消えている個所が多く見受けられるが、順次整備されているのか。 ② 特に植木公園北側町道やすみれ保育園～植木線は、センターラインや歩行者線が消え、道路の両脇に泥草が堆積して道幅が狭くなっており、通行に危険である。 	町 長
		4 台風14号の災害復旧について	<ul style="list-style-type: none"> ① 要望が上がっている福留用水路について、今後の復旧の見通しと来年の水田利用までに通水できないか。 	町 長

8	楠原 更三	1 台風14号被害復旧計画について	① 国県の支援状況、及び復旧計画。 ② 復旧工事の優先順位の条件。 ③ 被災地住民への説明はどのように行われてきたのか。 ④ 梶山城跡の今後の対策は。(含、整備事業)	町 長
		2 ふるさと納税について	① 推進室が設置されてからの主な取り組みとその成果。 ② 直面している課題にはどのようなものがあるか。 ③ 今後の推進対策。 ④ 中学校の給食費の持続的な財源となり得るのか。	町 長
		3 学力対策について	① 全国学力テスト結果を、文教三股としてどのように捉えているか。 ② 県平均以下の状況は、いつ頃からみられるのか。 ③ 次回の全国学力テストの目標に対する今後の対策は。(含、これまでの対策との違い)	教育長
		4 地域特性を活かしたまちづくりについて	① 3・4・5地区のそれぞれの特性としての歴史・文化・景観をどのように捉えているか。	町 長

9	田中 光子	1 町長及び町議会選挙について	<ul style="list-style-type: none"> ① 選挙の投票率についての見解は。 ② 隊列を組んでの選挙運動が見られたが、選挙管理委員会の見解は。 ③ 町民への町長選アピール方法はどのようにされたのか。 ④ 投票率アップの今後の対策は、どのように考えられているか。 	選 管
		2 所信表明について	<ul style="list-style-type: none"> ① 「自然との共生によるまちづくりに努めるとともに、……意を尽くしてまいりました。」と言われてますが、長田地区の自然を活かしきれていないと思われませんか？ ② 「最近の円安やウクライナ情勢による燃油・物価高対策については、プレミアム付き商品券の発行や事業所・農業者及び子育て世帯への支援金給付、全世帯の水道基本料金の4月減免など実施してきました。」とありますが、どこからの財源なのか町民に伝えていないのではないですか？ ③ 3つ目の取り組みに、「三股町DX推進本部」を設置し、とありますが、町民に分かりやすく具体的にどういうことか？ 	町 長
		3 健康を守るワクチンと検診について	<ul style="list-style-type: none"> ① 帯状疱疹の罹患者数の動向とワクチン予防効果について、どのように認識されているか。 ② 帯状疱疹ワクチンの周知や接種の推進はされているのか。 ③ 帯状疱疹ワクチン接種費用の助成はできないのか。 ④ 子宮頸がん検診内容と費用は。 ⑤ 子宮頸がんワクチンの情報提供、周知方法は。 ⑥ 子宮頸部細胞診、HPV検査の費用の助成はできないか。 	町 長

三股町告示第59号

令和4年第6回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年8月9日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年8月12日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

重久 邦仁君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和4年 第6回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和4年8月12日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年8月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第50号から議案第54号までの5議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第50号から議案第54号までの5議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
6番 池邊 美紀君	7番 堀内 義郎君
8番 内村 立吉君	9番 指宿 秋廣君
10番 上西 祐子君	11番 重久 邦仁君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	山田 正人君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長補佐	-----	岩元 勝二君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	----	細田 高広君	教育課長	-----	福永 朋宏君
会計課長	-----	島田 美和君			

午前10時00分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまから、令和4年第6回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、楠原議員、7番、堀内義郎議員の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より報告をお願いいたします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○議会運営委員長（池邊 美紀君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告申し上げます。

去る8月9日に委員会を開催し、本日招集されました令和4年第6回三股町議会臨時会の会期日程等について協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、令和4年度補正予算が1件、財産の取得が3件、工事請負

契約の締結が1件の計5件であります。

提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、提案される5議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（重久 邦仁君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とし、今回提案される5議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第50号から議案第54号までの5議案一括上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、議案第50号から議案第54号までの5議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明をもとめます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。令和4年第6回三股町議会臨時会に上程いたしました議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第50号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）及び原油・原材料高対策特別貸付利子補給補助金について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額116億8,693万9,000円に、歳入歳出それぞれ2,006万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ117億700万7,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）事業費補助金2,000万円などを増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

民生費は、臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）2,000万円などを増額補正するものです。

商工費は、三股町原油・原材料高対策特別貸付利子補給補助金155万4,000円を増額補正するものであります。

予備費は、三股町原油・原材料高対策特別貸付利子補給補助金の財源手当のため、減額補正するものであります。

次に、議案第51号「財産の取得について（令和3年度繰越第3地区分館空調機器購入）」及び議案第52号「財産の取得について（令和3年度繰越第1・4・8・9地区分館空調機器購入）」につきましては、関連がありますので併せてご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和4年度に繰り越した地区分館空調機器購入による空調機器の財産の取得に関する事項であります。第1地区、第3地区、第4地区、第7地区、第8地区、第9地区の6つの分館に空調機器を整備するにあたり、去る7月26日に指名競争入札を実施し、予定価格700万円以上の財産の取得について上程するものであります。

入札の結果、議案第51号の「令和3年度繰越第3地区分館空調機器購入」については、株式会社九南が709万5,000円、議案第52号の「令和3年度繰越第1・4・8・9地区分館空調機器購入」については、同じく株式会社九南が1,496万円で落札したところであります。

本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号「財産の取得について（三股中学校プレハブ校舎整備事業）」についてご説明申し上げます。

本案は、教室不足を解消するための三股中学校プレハブ校舎整備事業に係るプレハブ校舎の財産の取得に関する事項であります。取得にあたっては、プロポーザル方式による入札制度を採用し、公募により参加申込みのあった2者に対して、去る7月21日にプレゼンテーション審査を実施したものであります。

審査の結果、大和リース株式会社を優先交渉事業者として選定したものであります。

本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号「工事請負契約の締結について（令和4年度公共下水道事業污水管布設工事（6工区）」についてご説明申し上げます。

令和4年度公共下水道事業污水管布設工事（6工区）につきましては、去る7月26日に指名競争入札を実施し、入札の結果、株式会社井ノ上組が5,170万円で落札しました。

本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、5議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） ここで、補足説明があれば許します。企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 本議会に予算計上しています三股町原油・原材料高対策特別貸付利子補給補助金について説明させていただきます。

議員の皆様には、このような1枚紙があると思いますので、お開きください。

また、令和4年度三股町一般会計補正予算書（第4号）では、10ページ、11ページにあります。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ウクライナ情勢に端を発する原油・原材料価格の高騰により、資金繰り等の悪化など深刻な影響が生じている町内の中小企業者等が、県の原油・原材料高対策特別貸付けにより事業資金の融資を受けた場合に、融資実行日から最長3年間分の利子全額を補給するものでございます。

なお、支給対象期間の期間中の利子は0.8%から1.5%で、融資額は1億7,900万円を見込んでおります。

今回、予算計上している利子補給額は、6の①に積算根拠をお示しいたしてしております。内容につきましては、1億7,900万円掛ける融資利率1.5%を掛けまして、それを1年間、365日で割りました。これによりまして、1日の利子につきまして7,357円というのがはじき出されます。それを7月から12月末までの日数、184日を掛けますと、この135万4,000円という金額が算定されます。

なお、令和5年度から7年度につきましては、令和4年9月末の申込みが確定した後に、毎年度予算計上する予定でございます。

また、事務費につきましては、②にお示ししていますが、20万円を予定しています。したがって、①の利子補給額135万4,000円と②の事務費20万円の合計額155万4,000円を今回計上させていただいたところでございます。

補助金の交付先ですが、三股町商工会を予定いたしております。

申請方法についてですが、7に記載してありますように、融資実行を受けた事業者等は、毎年12月までに元金及び利子を返済し、翌年1月以降に申請書等、必要書類を添え、三股町商工会へ提出していただくことといたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） 次に、教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 教育課のほうから、3つの議案につきまして、補足説明をさせてい

たきます。

まず、議案第51号の「財産の取得について（令和3年度繰越第3地区分館空調機器購入）」及び議案第52号の「財産の取得について（令和3年度繰越第1・4・8・9地区分館空調機器購入）」について、補足説明いたします。

今回、第1・4・8・9地区分館は1つにまとめ、第3地区と第7地区分館は、それぞれ単独で入札に付しております。理由としまして、まず、第1・4・8・9地区分館に設置予定の空調機は、いずれも4方向天井カセット型を標準仕様としており、同時発注によるコスト削減を図ろうとしたものであります。

第3地区と第7地区分館は、天井が高いため、いずれも天井つり型を設置予定であります。第3地区はガス式、第7地区は電気式とし、異なる標準仕様としております。

第3地区分館をガス式としたのは、大規模停電が発生した場合、復旧のエリア区分に優先順位がつけられており、病院のあるエリアなどの順位が高くなっております。第3地区は順位が低くなっているのが現状です。

実際に、おととしの台風でも第3地区方面は復旧が遅れた事例が発生しております。これに対応するため、今回は発電機能を備えたガス式空調を仕様としたところであります。

第7地区分館については、予定価格700万円以下であるため、議決案件とはならなかったところでございます。

続きまして、議案第53号「財産の取得について（三股中学校プレハブ校舎整備事業）」について補足説明いたします。

今回、三股中学校プレハブ校舎整備事業の業者選定にあたり、プロポーザル方式を導入しております。これは、校舎設置を契約締結から令和5年3月の供用開始まで、短期間で設計から建設まで一括で行うこと、また、供用開始後は10年間の維持管理及び点検業務を行うことから、高度な技術と実行可能な体制を総合的に判断するため、事業全般についての提案を審査するプロポーザル方式で優先交渉事業者の選定を行いました。

プレハブ校舎設置をリース方式としたのは、短期間での設置、支払いの平準化を図ろうとしたものであります。

契約内容についてであります。譲渡特約付賃貸借契約締結により、プレハブ校舎を来年2月までに設置完了し、事業者所有のまま、3月からは学校の教室として使えるようになります。

町は、令和5年3月から10年間リース料金を支払い、支払い終了後、プレハブ校舎は町に譲渡されます。このことから、プレハブ校舎について、議会に付すべき議決案件、財産の取得として議会の議決を求めるものであります。

本日提出いたしました説明資料をお開きください。

1 ページと 2 ページは外観のパース、3 ページは建物配置、4 ページは平面図、5 ページが外観図になっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（重久 邦仁君） 次にありませんか。総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 総務課のほうから、議案第 5 4 号の「工事請負契約の締結について」補足説明をさせていただきたいと思います。

令和 4 年度公共下水道污水管布設工事（6 工区）につきましては、先ほどありましたとおり、7 月 26 日に指名競争入札を実施し、予定価格 5,000 万円以上の工事につきまして、落札者と工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

業者の指名にあたりましては、工事が特殊工法を必要とすることから、施工実績、施工能力を有する業者及び予定価格に対する指名業者数を勘案しまして、10 者を指名したところでございます。

資料を御覧いただきたいと思います。

9 者が入札に参加しまして、その結果、予定価格 5,336 万 2,000 円に対しまして、落札価格 5,170 万円、落札率 96.89% で株式会社井上組が落札したところでございます。

工期は、令和 4 年 12 月 15 日までとしているところでございます。

なお、本日、工事箇所の位置図につきまして、本日、位置図をお配りしておりますので、場所につきましてはご確認いただきたいと思います。

以上で説明を終わりたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 4. 質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第 4、質疑を行います。

議案第 50 号から議案第 54 号までの 5 議案に対しての質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いいたします。なお、質疑は会議規則により、臨時会では同一議題につき 1 人 5 回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。

質疑はありませんか。池邊議員。

○議員（6 番 池邊 美紀君） 議案第 53 号でございます。

こちら、契約の方法が公募型プロポーザル方式ということで、プレゼンを恐らく 2 者受けて決められたというふうに思いますけれども、明確なその違いがあったのかということと、それから決定に至った、その決定的な理由、そういったものがあれば、教えていただきたいというふうな

こと。

それから、もう一者というのは、名前は出さない方向ですか。ほかの入札関係のときは、入札、名前出てくるんですけども、どういうところが出て、プロポーザルをしたというのは名前を出さない方向で考えていらっしゃるのか、その辺を教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 三股中学校プレハブ整備事業プロポーザル審査についてであります。これにつきましては、9項目につきまして8人で審査をしたところであります。

結果としまして、まず、事前に行いました企業審査の中で、これまでの私どもが今回お願いしたい事業についての企業としてのご経験、あと、学校設置後の10年間の維持管理という部分で差が生じていたというふうに、担当課として判断しております。

プロポーザル参加業者についてであります。ホームページでの公表につきましては、優先事業者として、今回のダイワリースのほうを出しておりますけれども、もう一者につきましては、高城にあります桜木組、こちらのほうにご参加いただいたところであります。

○議長（重久 邦仁君） 堀内義郎議員。

○議員（7番 堀内 義郎君） 同じく議案第53号の中学校プレハブ校舎事業についてお聞きいたします。

契約金額、支払い方法が、令和5年3月から10年間、リース払いとあるんですけども、その後、その支払いの方法の年額、あるいは月額、そういったところはどやって見込んでいるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 申し訳ありません。6月議会の資料のほうを、ちょっと、今、手持ちで持ってきておりませんで、400、300……。

○議長（重久 邦仁君） 暫時休憩。

午前10時25分休憩

午前10時27分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 議案のほうに提示してある額を、10年間の、年に12か月均等で払ってまいります。月額が364万8,370円を月に払っていくという形になっております。

○議長（重久 邦仁君） ほかに。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 議案第50号について伺います。

前もっての資料に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の説明が前もってあったんですけども、これについて説明はなかったんですが、この中で、当初300世帯と見込んでいたが、結果としてずっと増えたんです。今回、500世帯分の予算についてどうのこうのと書いてありますけれども、このシステムを改修し電算処理をした結果としてということありますけれども、ここ辺について説明をいただきたいと思います。

○議長（重久 邦仁君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 楠原議員のご指摘のとおり、当初予算としては300世帯ということで見込んで、補正予算で計上しました中では300世帯ということで見込んでいましたけれども、その、まず根拠なんですけれども、まずこれ、令和3年度の所得に対する非課税ということをしています。したがって、昨年度、令和2年度の所得に対してももらった方々は対象にならない、新たに3年度にそういった対象になった方などが対象になるということで、300世帯を見込んでおりました。

これは、今、税務課のほうとも、いろいろ数字的なものをすり合わせた中で、300世帯を組んでいけばいいだろうという中で組んだ金額でございますけれども、実際、この事務処理をしていく中で、特にこの両括弧にあります家計急変世帯です。これらのほうが、予想以上に多くなってきたというのもありまして、現段階でも、もう300世帯を超える申請書が来ているというような状況でございましたので、そこで見込みの数を、今現在確認されているのが334世帯です。既に300世帯を超えていると。それと、あと、また申請が見込まれる分が105世帯ということで439世帯というのが対象者が抽出された、これはシステム改修の中でも新たに出てきた数字でございます。

それを基に、最終的にはトータルで500世帯を見込んだ中での予算化をしたということで、今回、2,000万円の200世帯分の増額を今回補正させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） まず、これは先ほどあったプロポーザルは53号ですか、これ、終わったら、町に帰属するというふうに、町に譲渡されるというふうに説明があったと思うんですけども、これ、譲渡されたらどれぐらいもつんですか。要するに、譲渡せんかったら、向こうが撤去して持って帰るからただですよ。撤去費用が面倒くさいから譲渡するわけではない、1年しかもちませんかとかという話にはならない、どれぐらい使う予定になってされたのか、ちょっと教えてください。

○議長（重久 邦仁君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 今回の建物の耐用年数としましては、30年ほどのものでございます。ただ、6月議会で少し申し上げました令和7年度、令和8年度で中学校が生徒数として1,000名を超えてくる予測をしております。

そして、今、小学校から段階的に入っております35人学級、これが中学校まで継続して行われた場合には、令和9年度、10年度に中学校の2年生、3年生にもその考え方が入ってくるのではないかと考えております。

それによってはクラス数が増えますので、当然、必要ではないかというふうに考えております。ただ、今回、当初の契約の中では、10年後に無償譲渡という話をしておりますけれども、今、言った、生徒数の推移であったりとか、学級編制の基準につきまして、8年目ぐらいから、ちょっと推察を入れながら、11年目以降どうするかというところを話していこう、打ち合わせていこうというふうにはなっております。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 要するに、撤去するのがあれなんで、町に譲渡ということにはならないようにお願いしておきます。

次に、54号、公共下水道の汚水管の布設工事ですが、この業者を見てみると、半分以上かな、概略、町外の業者が指名の中に入っています。金額が、この5,000万円以上になってしまった、なぜそうなったのか。要するに開削とかっていう形の、いわゆる工事の施工ですね、それから距離等々が、何でこうなったのかというのが、何かよくわからなかった、工事的にこうなった理由を教えてほしいというのと、なら、2つに割ったときに、この半分やから、三股の業者でできなかったのか、そういう検討はされたのか質問いたします。

○議長（重久 邦仁君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） ただいまの質問に対する回答をいたします。

下水道本管工事につきましては、町内のほとんどの工事は開削工法といたしまして、その日のうちにできる長さ分だけ道路を掘り下げて、管をつなげていく工法で行っております。

一方で、今回の推進工法というものは、直径1.5メートルから2メートル程度の立て坑、堅穴を掘りまして、その穴に機械を入れて下水道管を押し進めていく工法となります。

その推進工法を取る一般的な条件としまして、工事が車両通行に多大な影響を与える場合や管路の布設する深さが深く、掘削による施工環境が著しく悪化する場合などです。

本工事であります植木の五差路は、交通量が多く、また深さが6メートル程度となります。開削には限界があり、土留め等の仮設規模が多大となり、経済性及び安全性に乏しくなるため、推進工法で行います。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 推進工法って、提案でありましたか。1点目。要するに、推進工法であつたら業者がこうですよという話は、今、初めて聞いたような気がするんです。

要するに、この工事そのものが、前にどっか植木のところで推進工法があつたと思うんですけども、それは定例議会のときだったんで、正確に説明がありました。

今回は、1日限りの議会ですので、やっぱり、なぜ高くなつたのか、なぜ、要するに町外の業者を入れなければならなかつたのかというのは説明してもらわないと、いきなりどうでは分かりません。それも教えてください。

それから管路径及び総延長、この工区です。この工区のみ、お願いします。

○議長（重久 邦仁君） 環境水道課長。

暫時休憩。

午前10時36分休憩

午前10時40分再開

○議長（重久 邦仁君） 再開いたします。

○環境水道課長（木下 勝広君） すいませんでした。調べてまいりました。

まず、5,000万円を分けられなかつた理由は、立て坑という発進の穴と到達の穴の関係があつて、2つには分けられないということでした。

都城市の業者を入れた理由は、過去に実績がある施工業者ということで、都城の業者を入れました。

あと、管の太さと距離ですが、太さは直径25センチ、長さが121.1メートルになります。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 念のために聞いておきますけれども、25センチ、250ミリと、こんくらいですよ。これは、250ミリが何管になるんですか、さや管になるんですか、それとも250ミリそのものを使うんですか。

要するに、鉄道とかいうところは、さや管というのを一回入れて、この中が十分に差し入れができるような状態にするんです。分かります。いざ漏水とかあつたときには、この管をすぽっと抜けば、外側の管は、だから、ほかのところに全然問題かけずに抜き差しできるわけですよ。そのまんま、この管だけするちかつたら、漏水したら、今度はそれをどうするかという話になりますよね。

だから、250ミリというのは、さや管なのか、300ミリか400ミリぐらい入れて、250ミリの本体を入れようとしているのか、そこはどういう感じになります。さや管という意味は分かりますか。要するに、管が二重に入るという意味です。

○議長（重久 邦仁君） 環境水道課長。

○環境水道課長（木下 勝広君） 250ミリになります。管の大きさが250ミリになります。以上です。

○議員（9番 指宿 秋廣君） さや管は入れんということな。

○環境水道課長（木下 勝広君） 入れません。

○議長（重久 邦仁君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 質疑を終結いたします。

日程第5. 討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、討論・採決を行います。

議案第50号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論を終結します。

これより採決を行います。議案第50号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号「財産の取得について（令和3年度繰越第3地区分館空調機器購入）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号「財産の取得について（令和3年度繰越第1・4・8・9地区分館空調機器購入）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第52号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号「財産の取得について（三股中学校プレハブ校舎整備事業）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号「工事請負契約の締結について（令和4年度公共下水道事業污水管布設工事（6工区）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第54号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時47分休憩

〔全員協議会〕

午前10時50分再開

○議長（重久 邦仁君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（重久 邦仁君） それでは、以上で、令和4年第6回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

署名議員 楠原 更三

署名議員 堀内 義郎

三股町告示第60号

令和4年第7回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年8月9日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年8月12日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

重久 邦仁君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

令和4年 第7回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和4年8月12日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年8月12日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定及び議事日程の件について
日程第3 発議第3号上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定及び議事日程の件について
日程第3 発議第3号上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(11名)

1番 田中 光子君	2番 堀内 和義君
3番 新坂 哲雄君	4番 楠原 更三君
6番 池邊 美紀君	7番 堀内 義郎君
8番 内村 立吉君	9番 指宿 秋廣君
10番 上西 祐子君	11番 重久 邦仁君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	木佐貫 辰生君	副町長	-----	石崎 敬三君
教育長	-----	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	----	白尾 知之君
企画商工課長	-----	山田 正人君	税務財政課長	-----	黒木 孝幸君
町民保健課長	-----	齊藤 美和君	福祉課長	-----	渡具知 実君
高齢者支援課長	-----	下沖 祐二君	農業振興課長	-----	上原 雅彦君
都市整備課長	-----	井上 政和君	環境水道課長	-----	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	----	細田 高広君	教育課長	-----	福永 朋宏君
会計課長	-----	島田 美和君			

午後 1 時30分開会

○議長（重久 邦仁君） ただいまから、令和4年第7回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席の議員は11名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（重久 邦仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、池邊議員、8番、内村議員の2人を指名いたします。

日程第2. 会期決定及び議事日程の件について

○議長（重久 邦仁君） 日程第2、会期決定及び議事日程の件を議題といたします。

お諮りします。お手元に配付しております会期日程案及び議事日程案のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、今回提案されます発議1件については委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、今回提案されます発議1件については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 発議第3号上程

○議長（重久 邦仁君） 日程第3、発議第3号「三股町議会の自主解散について」を議題とします。

ここで、提案者からの提案理由の説明を求めます。指宿議員。

〔9番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（9番 指宿 秋廣君） 発議第3号三股町議会の解散に関する発議案。

私たち三股町議会議員は、選挙で選ばれた町民全体の代表者として、町民の意見を的確に把握するとともに、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならないと考えます。2021年の街の幸福度ランキングに、九州では第1位、全国でも第3位に格付され有名になったにもかかわらず、議会の混迷で逆に悪い三股町の名前を有名にしてしまいました。三股町議会の議員の我々は、懸命にこの約3年4か月を議案の審議や議会活動を行ってきたつもりですが、議長の議会の在り方とほかの議員の議会の在り方の意見が分かれ、議会の基本である合議制のもとのスムーズな議会運営ができなくなっています。

令和4年2月25日付の西村尚彦前副町長が在職中に、重久議長の議会事務局職員に対するパワーハラスメント防止についての申入書でも明らかなように、議長の役場職員に対するパワーハラスメントは目に余るものがあり、議会独自での懲罰を科しても反省の態度もありません。議長在任中の行動は、2度の議長不信任案や5件の懲罰動議は全て全会一致で可決されたことが示すように、議会の自助・努力を踏みにじり、横暴な態度の発生件数は枚挙にいとまがありません。

こうした議会の状況を踏まえ、改めて町民の意思を聞くために、町議会一般選挙を早急に行うこと。町長選挙と町議会選挙を同時に執行することで、コロナウイルスの感染リスク軽減効果が期待できること。今回はもちろんですが、今後4年ごとに行われる町議会議員一般選挙の執行の経費の削減など検討しました。

そこで、令和4年9月11日執行の三股町長選挙と三股町議会一般選挙が同時に執行できるよう地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、本日をもって三股町議会を解散する。

以上、発議する。

令和4年8月12日、宮崎県北諸県郡三股町議会。

以上の提案をいたしました。ご審議の上、ご採択いただきますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第4. 質疑

○議長（重久 邦仁君） 日程第4、質疑を行います。

質疑は、会議規則により、臨時会では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく願いいたします。

それでは質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） それでは、私のほうで質疑がありますので、ここを副議長と交代いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時45分再開

○副議長（楠原 更三君） それでは再開いたします。

質疑はありませんか。重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） ただいま議会解散に関する発議の件につきまして、発議者の指宿議員に質疑を3点ほどしたいと思います。

まず、この下から8行目の段落がある「こうした議会の状況を踏まえ、改めて町民の意思を聞くために」とあります。この意思を聞くためにということでの質問ですが、この意思を聞いた結論は誰が12名の議員の選択があるわけですが、町長選ならいざしらず可否が分かりますが、町民の意思を聞くために12名全員がどのような結果をもたらすれば、その意思というものが町議会に反映されるかの質疑をいたします。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それではお答えをいたします。

町民の有権者の根本は、町民である人たちであります。我々町議会は、公職選挙法にのっとって選ばれた議員という代表者であります。ということは、衆議院でもあるように国民の意思を聞く、住民の意思を聞く、これは民主主義の根幹と思っています。

したがって、改めて誰が議員になれるのか、立候補説明会が16日あるとお聞きをいたしておりますが、そのときに有権者が判断をし、この議員ではつまらんとせば有権者の人たちが改めて手を挙げて議会を目指されるんだろうと思います。ここで住民の皆さんの意思を私が申し上げるのは、越権行為というふうに思いますので、意思は有権者たる町民の皆さんというふうにお答えをいたします。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） 今の件につきまして、最初申し上げました町長選挙と町議会選

挙の意思の在り方について、非常に疑義が生じておるものですから、それは当選する、当選しないは町民の意思をとということです、どうもこの点について意思を聞くというのは12名全員にしたとき、それが五分五分になる可能性も大いにある。しかし、町長選においては1になるしかない。1か2かではなくて1なんです。

ここに、こうした議会の状況を踏まえて、町民の意思を聞くということでありまして、今の回答ではちょっとどういう方向性を見出したいのか分からないので、もう一点、その意思という結果についての責任の主、誰がそれを決定するのか、議会に上がった人たちで再度このことについて議会の解散の件について検討するという意思があつてのこの発議の意思を聞くという言葉になっているのか質問いたします。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） お答えをいたします。

町民の意思は多様であります。例えば、今のこの町民の意見が分かれて、この混乱の始末はここにいて、今11名ですけど議員が全てつまらんと思われれば、新しい有権者の人が手を挙げて議会へ名乗り出るでしょうし、ここの人たちが再任されれば、それはそれで2万人余の有権者の総意ということで12名、町長の独任制とは違って12名が合議して話を進めてください。これが有権者の気持ちだろうというふうに意思はそういうふうに聞くべきだというふうに思っています。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員、3回目になります。

○議員（11番 重久 邦仁君） それを町民の意思を聞くために早急に行うこと。町長選挙と町議会選挙を同時に執行することということで結んでおられますね。今独任制と町議会の選挙は違うんだよということも述べられていまして、非常に矛盾があり、解散をするのであれば、6月早々でも解散すればよかったじゃないですか。それをここに町長選挙と町議会の選挙を同時に行うことと。と今質問をすれば、独任制であるから12名の意見を聞く話と1人を決める話とは違うんだ。議会は議会の在り方があると非常に疑問を感じます。

次、コロナウイルス感染リスク軽減効果を期待できると。じゃないでしょ、お宅たちが、議会正常化委員長を長らくされている指宿委員長、ここに広報紙の中にはっきり述べられております。同時に行うことにより、議会107号、15ページ、町長選と同日に町議選が行われることとなりますと書いてあつて、最終ページ15ページですが、選挙に関する経費が約700万削減され、この効果が今後とも続くこととなります。この点について質疑いたしますが、今後とも続くこととなりますね。

○副議長（楠原 更三君） 指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） まず最初の件です。独任制と合議制の話ですけども、有権者は1票で町長も議員も決めるわけではありません。そのときに、町長選挙は誰、町議会議員選挙は誰って、2票をもって別々にするわけですから、一緒の意見とは思っておりません。

ただ、2番目の問題ですが、今後も続くことになり、この提案理由の中で一般選挙とわざわざ入れています。したがって、今後も、全て町長選挙とこのまま続けば、町長選挙と町議会議員選挙がいつも4年ごとにある。したがって、先ほど言われた約700万、これは概算ですから700万以上あるのか600万台なのか分かりませんが、約700万とお聞きをいたしております。それが4年ごとに必ず一緒にやることによって、有権者は同じですので、投票所の人数も1人多くすれば、投票用紙を配付する人が1人おればいいわけですから、あとは全ての選挙の町長選挙と町議会選挙の業務を分かち合うわけですので、これは質問にあった全て合うということでお答えをいたします。（発言する者あり）（「ということの件については全然コメントがない」と呼ぶ者あり）

○副議長（楠原 更三君） 質問ですか。（「いや、私が質問をしているんだから」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） お聞きになったところは、ぴしゃっと答えつつもりです。700万円というこれが今から先4年後、今回行われれば、4年後も同じように町長選挙と町議会議員選挙があります。したがって、今回削減されれば4年後もやっぱり同じように削減されるということを申し上げておきます。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員、4回目です。

○議員（11番 重久 邦仁君） 私今、質問している700万が削減されるという根拠をこれまでしているんだから、第何回においては幾ら人件費がかかり……。

○副議長（楠原 更三君） この発議書の中には700万という数字は出ておりません。経費が削減されると、この発議書の中にはそう書いてありますので、この中で質問してください。（「削減されるのは」と呼ぶ者あり）それはこれじゃありません。（「広報紙に700万ということ」と呼ぶ者あり）今回は発議書に関しての質疑ですので、4回目行われますか。

○議員（11番 重久 邦仁君） 根拠は、今ので幾らだから700万になるというまでならいとおかしいんじゃないですか。今度、私のほうから言わせていただくと、選挙の経費の話について実質公営選挙法になって、今度、町民の皆さんからの町税による町議会議員と町長選においては、これの一人頭の幾らという根拠の数字が出されております。だから、今後とも700万がずっと効果が期待されるということを言っていますので、この原価ちゃんと出されていますので、それをもってここに質問したのは、削減効果が今後とも期待できると言っていますので、その根拠を、それは期待できないんじゃないか、4年に一度町長選の間に前回もある〇〇議員が補欠選

挙で出ました。その前のほうにもありました町会議員選挙は4年の間に2回あります。こんなことをちゃんと根拠に町の法制概要の中にも町議会議員の選挙が4年に一回と固定するのは、根拠は成り立たない、データの的にもなっていますので、その件についてのなぜここにもお載せになっていますので、700万今後ともずっと続くということになったのかの根拠を聞きたい。

○副議長（楠原 更三君） よろしいですか、指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） お答えをいたします。

私たちが未来に向かって、例えば、新しい議員がまた同じような議会が紛糾して解散をしたらどうなるんだ。そんなことは心配をするのではなくて、今から先は、ぴしゃっと行くようにすればいいわけであって、であれば、町長選挙だって一緒でしょ。町長だっていつ辞められるか分からんわけですから。そんなのを過去の話をやるということじゃなくて、今から先、ずっと何もなければ続きますよと言っているわけであって、それをあたかも、また解散するんだというような仮定に立った質問にはお答えできません。

以上です。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員、5回目になります。

○議員（11番 重久 邦仁君） 今の関連に続いていますので、質疑には答えられないということは答えになっているということは、ここで正々堂々と述べられている執行経費の削減なども検討しました。検討したんだから検討した中においては、それちゃんと答えられる根拠はあるはずです。そして私が言っているデータというのは、町長選挙のたびに、今まで今年選挙は兼ねておりました。そして翌年の全国統一地方選挙の4月において町議会選挙がありました。そして、町長選の4年の任期と町議会の任期の時間はずれております。しかし、町長選は大体1回で毎年9月に行われています。しかし、町議選は4月でずっと今まで来ました。そして、町長選の4年の間に町議会の補欠選挙が毎回行われているというデータはちゃんとあります。そしたら、あなたが言っている今後ともこれから700万で経費ができるという根拠は崩れます。

それと、今度この700万を出して町民の方に議会広報紙を出していますが、ここにも……。

○副議長（楠原 更三君） 重久議員、この発議書の本旨に直結するものではないと判断します。

（発言する者あり）ちゃんと質問をご意見を述べられるのではなくて、質問という形で終わらせてください。

○議員（11番 重久 邦仁君） その発言になる根拠を示してください。疑義が生じていますので、今度解散することによって削減されるわけですということを書いてありますので、そのことについてどこがどう削減されるのか、今度は一般の税収が聞きましたとおり、一人頭税収が使われるわけですから、一人頭大体15名を想定して、60万ほど町税が一般議員の選挙に選挙経費施行の中の投開票を含めた予算組が一人頭65万ぐらい、そして15名を見て予算組してありま

す。約900万が町の税から今度支払われるということになっております。

この件について、どこが削減されるのか、再度根拠について質問、これはまだ3問目からの関連ですからね。

○副議長（楠原 更三君） 5問目の質問でした。指宿議員。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 重久議員は勘違いをされているようであります。

また、今回解散をしたら、来年の4月にはまた選挙するじゃないかと、どこに削減する経費があるんだというふうに聞こえました。私は口を酸っぱくして言いますが、町議会一般選挙と申し上げました、一般選挙です。一般選挙であれば4年に1回です。要するに、補欠選挙と同じようなことを考えられて今発言をされていますけれども、実際、一般選挙というのは全員辞めるんです。ということは、改めて700万の根拠どうだ、削減の根拠は十分にある。今度の4月に選挙するの、来年の4月に選挙するの、今度の9月に選挙するの、どれぐらいの削減効果があるか、約700万ですよ。何でもか、人件費がほぼ要らないでしょ。そういうだけのことでありまして、それをさも自分がこれを知っているというふうな質問をされますけれども、削減効果は削減効果であります。

以上、終わります。

○副議長（楠原 更三君） 先ほど、重久議長が「質疑は会議規則により臨時会では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしく申し上げます。」と言われておりますので、5回終わりましたので、これで質疑を終わります。（発言する者あり）ほかにありませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 5回終わりました。（「最後です、これが」と呼ぶ者あり）5回終わりましたので、これで私の任務は終わりましたので、議長席を降ろさせていただきます。

午後2時02分休憩

午後2時05分再開

○議長（重久 邦仁君） 議事を再開いたします。

日程第5. 討論・採決

○議長（重久 邦仁君） 日程第5、討論・採決を行います。

発議第3号……。

暫時休憩します。

午後2時05分休憩

午後 2 時06分再開

○議長（重久 邦仁君） 議事再開。

再度言います。討論・採決を行います。

発議第 3 号「三股町議会の自主解散について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） ここで暫時休憩いたします。

私から反対討論がありますので、副議長と交代いたします。

暫時休憩。

午後 2 時07分休憩

午後 2 時08分再開

○副議長（楠原 更三君） 本案に対する反対討論の発言を許します。重久議員。

○議員（11番 重久 邦仁君） 三股町議会解散に関する発議の件につきまして、発議第 3 号について反対の意見を述べさせていただきます。

そもそも私はではなく、三股町議会議長という人が審決を県知事に申し出たところ、県知事の審決が出ております。自治紛争処理委員会による結論は、本件の申請の抗議に、除名の懲罰を課すことは重きに資すると評価でき、また本件処分は、議会の裁量権を逸脱または濫用したものであって、違法であり、取消すという県知事の審決による裁定があります。

これにより、議会正常化委員長は、先ほどいろいろとうとうと述べましたが、一言もこの審決に対して、我々三股町議会は不服である。よって、この審決に異議を申し唱えるということの一つも言っておりません。であれば、これを飲み込んだものと私は解釈しておりましたが、飲み込んではいない、その後の態度が悪いなどの理由について発議し、ここに議案として提出されております。せめて、県知事に対する不服申立て、それを起こすのであれば、このような結果を招いても私は何ら異議はありませんが、事ここに至って、町民に意思を聞くということの発議にあります。とんでもない三股町前例を作って全国でこの案件に対し、町長選を良い案にして議会解散を図ったもの。これは議会の本質、要するに議会は議員の在り方として、行政のチェック及び議論の場の中において、自由闊達に意見を出し合うところであります。しかし、今回は、私を 3 月の定例会においても除名、そして 6 月においては出席停止など 2 つを申し上げて、ここに 9 月とうとう次の議会の懲罰動議の案件が 4 つありますが、2 つを使いました。そして、あろうことか、全国に解散をもってすればいいんだという見本を今度はここで作ろうとしています。

このようなことは、議会の本質ではありません。議会は、裁判所で人をこのような懲罰のもとにおいてさばくところではありません。議論を徹底尽くしてそれでもどうなのかということをお互いが意見が違ふところの寄り合いをすべきところであり、一顧だに私の意見は今みたいに言論を封殺したもとは私に思ひ、この県知事裁定の結界においても、一言も触れていない指宿議会正常化委員長の最終結論を聞いたかったものですが、議会広報紙の中に、このようなくだりで我々はもうどうしようもなく、このような解散を取らざるを得なかったという結論に達しております。

それでは、議会が言論の府と言われているところでは遠く及ばない結論に達したものと思ひ、ここの県知事が出したことについて不服があれば、不服があるというふうなことでしていただかないと、私は議長職を務めていましたが、重久邦仁という名誉も、それから信用も台なしであります。

その見解をはっきり示した上で、今回は解散ということであれば納得しますが、こういうことを出されていることにまずは正常化委員長の見解、また正常化委員会の人たちも、これについての意見なんなりが出されて18回か20回ぐらい検討委員会をされているんです。だったらそれをちゃんと県知事に対しては出したけど、県知事が言うことよりは三股のローカル部分が正しいんだという論法を作ってください。そうでないと、ただ解散をして町民の意思を聞くというのは無責任ではないですか。

以上、私の反対討論といたします。

○副議長（楠原 更三君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（楠原 更三君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

それでは、議長席を交代いたします。

休憩。

午後2時13分休憩

午後2時14分再開

○議長（重久 邦仁君） 議事を再開いたします。

次に、賛成討論の発言を許します。楠原議員。

○議員（4番 楠原 更三君） 議会正常化特別委員会を22回開いております。その中で、十分に様々な角度から検討いたしました。その結果、全会一致でこの発議を提案することになってお

りますので、これが何よりもはっきりとした理由であると、全会一致で提出するというのがです。そう思い賛成討論といたします。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。池邊議員。

○議員（6番 池邊 美紀君） これまで大変な混乱をした原因というか、やっぱり議長に対して私、議会運営委員長でもあり、今回懲罰の委員長でもありました。議長に対して厳しい処罰をしたにもかかわらず反省がなかった。また、議長不信任案等も全会一致で可決して、そういった重みもあまり感じていらっしやらない。そういったことがやっぱり今日に至っているのかなというふうに思っています。

有権者に真意を問うというのは、これはもう非常に大きな決断であります。ですから、私たちここに議長以外全ての議員の名前が賛成者として、今回議案を提出しておりますけれども、これに関しては議長のほうもやっぱりそこは重く受け止めて考えていただきたいというふうに思います。私は賛成です。

以上です。

○議長（重久 邦仁君） 分かりました。内村議員。

○議員（8番 内村 立吉君） 賛成の立場から言わせていただきます。

このことに対しましては、昨年5月に申し合わせ任期を2年超えて議長職を続投するというようなことで、このような状態が生まれたわけでありまして、その中で、県の審決処分は取消しとなったわけでありまして。しかしながら、議長は不信任決議案は可決、懲罰動議可決などいろいろな状態を招いております。そして、先ほど、この発議に対する指宿議員にいろいろとこの問題について質問を出されましたけど、町民の意思を聞くためにというようなことの質問がなされました。

しかしながら、この町議会の解散に対する発議という前置きがずっと書いてあります、今までのいきさつが、この文章の中に。ただその文章の問題だけではありません。一括して前置きが書いてあるところがこの中に含まれております。そのような中で賛成ということで意見を言わせていただきます。

○議長（重久 邦仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重久 邦仁君） 討論もないので、これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。念のために申し上げます。本案の表決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は11名であり、議員数の4分の3以上であります。また、出席議員の

5分の4は9名であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（重久 邦仁君） 起立10名であります。よって、発議第3号「三股町議会の自主解散について」は原案のとおり可決されました。

ただいまの議決により、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第3項の規定により、三股町議会は解散されました。

午後2時19分解散

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 重久 邦仁

副 議 長 楠原 更三

署名議員 池邊 美紀

署名議員 内村 立吉

三股町告示第70号

令和4年第8回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年9月14日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年9月20日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君

中原 美穂君

上西 雅子君

西村 尚彦君

田中 光子君

堀内 和義君

新坂 哲雄君

楠原 更三君

堀内 義郎君

内村 立吉君

指宿 秋廣君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

議事日程（第1号）

令和4年9月20日 午前10時15分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

追加日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について

追加日程第7 広報編集常任委員会委員の選任について

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第9 各種委員等の推薦について

①三股町公共下水道事業運営審議会委員

②三股町都市計画審議会委員

③三股町企業立地促進審議会委員

④三股町緑化計画審議会委員

⑤三股町土地開発公社理事

⑥民生委員推せん会委員

追加日程第10 議案第55号 監査委員の選任について

追加日程第11 議案第56号 専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町
一般会計補正予算（第5号））

追加日程第12 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第14 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第15 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長選挙

追加日程第5 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

追加日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について

追加日程第7 広報編集常任委員会委員の選任について

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第9 各種委員等の推薦について

①三股町公共下水道事業運営審議会委員

②三股町都市計画審議会委員

③三股町企業立地促進審議会委員

④三股町緑化計画審議会委員

⑤三股町土地開発公社理事

⑥民生委員推せん会委員

追加日程第10 議案第55号 監査委員の選任について

追加日程第11 議案第56号 専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町一般会計補正予算（第5号））

追加日程第12 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第14 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

追加日程第15 議員派遣の件について

出席議員（12名）

1番 岩津 良君

2番 中原 美穂君

3番 上西 雅子君

4番 西村 尚彦君

5番 田中 光子君

6番 堀内 和義君

7番 新坂 哲雄君

8番 楠原 更三君

9番 堀内 義郎君

10番 内村 立吉君

11番 指宿 秋廣君

12番 山中 則夫君

及び第4項、第48条、第68条第1項並びに第95条の規定を準用することとなっております。

選挙の方法については、投票で行うことにします。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） 点検の結果、異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。白票は無効とします。

なお、発表は申し合わせのとおり、最高得票者のみを発表することといたします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台で記入願います。

それでは、仮議席の1番、岩津議員より、順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に仮議席1番、岩津議員、仮議席7番、新坂議員の2名を指名します。

なお、開票事務は事務局職員にお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） 選挙の結果を発表します。

投票総数は12であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は指宿で、得票は9票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条の規定により3票であります。したがって、私、指宿が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） ただいま、私、指宿を議長に選んでいただきましたので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、議長の当選受諾の挨拶を行います。

〔仮議席11番 指宿 秋廣君 登壇〕

○臨時議長（指宿 秋廣君） 皆さん、ありがとうございます。今回、議長という事で推挙していただきました。

混乱した議会を収束するために、皆さんとともに力を合わせて、進行は全て円満になるように、しかし執行部と議論する場合は口角泡飛ばして、自分の信念を持って言うという議会にして、より三股町が前進できるように、また住みやすい街により一層なるように、皆さんのご協力をお願いして、議長受諾の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（指宿 秋廣君） それでは、臨時議長の職務を終わり、これより議長として議事を進めます。

ここで追加日程表を配付します。

〔追加日程配付〕

○議長（指宿 秋廣君） これより追加による議事日程に入ります。

追加日程第1. 議席の指定について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいまご着席の議席を、それぞれの議席と指定いたします。

追加日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、岩津議員、7番、新坂議員の2名を指名します。

追加日程第3. 会期の決定について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第3、会期についてお諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間とすることにし、今回提案される議案第55号及び議案第56号については委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることにし、議案第55号及び議案第56号については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決定いたしました。

追加日程第4. 副議長選挙

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、議長選挙と同じ方法で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（指宿 秋廣君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（指宿 秋廣君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の所定の欄に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。なお、白票は無効とします。

また、発表は申し合わせどおり、最高得票者のみの発表とします。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

1番、岩津議員より順次、投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（指宿 秋廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に2番、中原議員、8番、楠原議員を指名します。

〔開票〕

○議長（指宿 秋廣君） 選挙の結果を発表いたします。

投票総数は12票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票は全て有効投票で、最高得票者は堀内和義議員、得票は9票であります。

この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条の規定により3票であります。したがって、堀内和義議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（指宿 秋廣君） ただいま副議長に当選されました堀内和義議員に対し、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

堀内和義議員、副議長当選受諾の挨拶をお願いします。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） 副議長に選出いただき、まことにありがとうございます。大変光栄でございます。議長を支え、議会運営がスムーズにいきますように、精いっぱい頑張りますので、今後とも皆さん方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩とし、全員協議会といたします。

午前10時43分休憩

〔全員協議会〕

午前10時53分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第5. 一般会計予算・決算常任委員会委員の選任について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第5、一般会計予算・決算常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会は、委員会条例により4つの常任委員会があり、まず、一般会計予算・決算常任委員会の選任を行います。

任期2年、定数12名による一般会計予算・決算常任委員会の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員を一般会計予算・決算常任委員会委員として指名することに決しました。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また、議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議長は、一般会計予算・決算常任委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより一般会計予算・決算常任委員会の正副常任委員長を、委員会条例第8条の規定により互選していただきたいと思います。議事は、年長の議員で進めていただくようお願いいたします。

なお、副議長は議長に事故あるとき、議長の代理を務めますので、委員長との兼務は適当でないとの見解があります。よって、委員長互選に当たっては、そのように対処願います。

しばらく本会議を休憩します。

午前10時56分休憩

〔一般会計予算・決算常任委員会正副委員長互選〕

午前11時08分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

互選の結果を発表します。発表はこれ以降、事務局にさせます。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表します。

一般会計予算・決算常任委員会の委員長、田中議員、副委員長、堀内義郎議員、以上でございます。

追加日程第6．総務産業・文教厚生常任委員会委員の選任について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第6、総務産業・文教厚生両常任委員会委員の選任を行います。

総務産業・文教厚生両常任委員会の委員の定数はそれぞれ6名で、委員の任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。総務産業・文教厚生両常任委員会委員の指名については、慣例により、各議

員から希望をとり、それを基準として、正副議長で調整し、指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、総務産業・文教厚生両常任委員会委員の指名については、それぞれの希望をとりまとめ、それを基準として正副議長で調整し、指名することに決しました。

なお、特定の委員会に希望が集中し、その調整が難航することも予想されますので、最終判断は議長にご一任願います。

それでは、希望調書を配付しますので、必ず希望する委員会に丸印をつけてください。

〔調書配付〕

○議長（指宿 秋廣君） 配付漏れはありませんか、よろしいですか。

では回収いたします。

〔調書回収〕

○議長（指宿 秋廣君） それでは調整いたします。しばらく本会議を休憩します。再開の知らせはブザーで行います。

午前11時12分休憩

.....
〔常任委員会委員希望調整〕
.....

午前11時21分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

それでは、その結果を発表いたします。

○事務局長（西山 雄治君） それでは事務局長のほうから、私のほうから結果を発表させていただきます。

総務産業常任委員会でございますが、中原議員、田中議員、新坂議員、楠原議員、指宿議長、山中議員。

次に、文教厚生常任委員会でございます。岩津議員、上西議員、西村議員、堀内和義議員、堀内義郎議員、内村議員。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま発表のとおり、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの指名のとおり、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

ここでお諮りします。議長は、地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。

また、議長は、同法第104条の規定により、議場の秩序保持、議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務等、その職責上から、総務産業常任委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議長は、総務産業常任委員会の委員を辞退することに決しました。

総務産業・文教厚生両常任委員会の正副常任委員長は、委員会条例第8条の規定により、各常任委員会において、それぞれ互選することになっております。

ただいまから、常任委員会ごとに互選していただきたいと思いますが、議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

また、広報編集常任委員会委員、議会運営委員、その他の委員も合わせて選出していただきたいと思います。

なお、互選の結果は議長に速やかにご報告願います。

しばらく本会議を休憩します。議員の皆さんは、それぞれ選任された委員会室へお集まりください。

午前11時24分休憩

〔各常任委員会正副委員長互選〕

午前11時42分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

正副委員長の互選結果が来ましたので発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

総務産業常任委員会の委員長が楠原議員、副委員長が中原議員でございます。

文教厚生常任委員長の委員長が西村議員、副委員長が岩津議員でございます。

以上でございます。

追加日程第7. 広報編集常任委員会委員の選任について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第7、広報編集常任委員会委員の選任を行います。

広報編集常任委員会委員の定数は4人で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。広報編集常任委員会委員の指名については、総務産業・文教厚生両常任委員会より、2名ずつを選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員会委員の指名については、総務産業・文教厚生両常任委員会より、2名ずつを選任することに決しました。

それでは、総務産業・文教厚生両常任委員会より、広報編集常任委員会委員を選出させていただいておりますので発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表します。

広報編集常任委員会、総務産業常任委員会から、楠原議員、田中議員、文教厚生常任委員会から、上西議員、岩津議員が選出されております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま発表しました4人を、広報編集常任委員会委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、広報編集常任委員会委員に選任いたします。

ここで、広報編集常任委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午前11時45分休憩

.....
〔広報編集常任委員会正副委員長互選〕
.....

午前11時48分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

広報編集常任委員会より、正副委員長の互選結果の報告がありましたので、発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

広報編集常任委員会の委員長が上西議員、副委員長が岩津議員でございます。

以上です。

追加日程第8. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は6名で、任期は2年となっております。委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生両常任委員会から、それぞれ委員長と委員1名の2名ずつ選任することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の指名については、一般会計予算・決算常任委員会委員長、広報編集常任委員会委員長と、総務産業及び文教厚生両常任委員会から、それぞれ委員長と委員の1名の2名ずつ選任することに決しました。

それでは、総務産業・文教厚生両常任委員会より、議会運営委員会委員を選出いただいておりますので、発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会委員、総務産業常任委員会から、楠原議員、新坂議員、文教厚生常任委員会から、西村議員、内村議員。

一般会計予算・決算常任委員会委員長、田中議員、広報編集常任委員会委員長、上西議員。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま発表しました6人を、議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員に選任いたします。

ここで議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

なお、互選の結果は、直ちに議長に報告願います。

それでは、しばらくの間、本会議を休憩します。

午前11時52分休憩

〔議会運営委員会正副委員長互選〕

午前11時55分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議会運営委員会より、正副委員長の互選結果の報告がありましたので発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

議会運営委員会の委員長が内村議員、副委員長が西村議員でございます。

以上です。

追加日程第9. 各種委員等の推薦について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第9、各種委員等の推薦を行います。

議事日程に掲載しておりますが、4つの審議会及び1つの推薦会並びに土地開発公社の理事について、町長より委員の推薦依頼が来ております。議会としては、円滑な議会活動を図る観点から、議会の組織委員会構成等を考慮して、委員の人選をしているのが慣例となっております。

それでは、常任委員会ごとに人選をいただいておりますので、発表します。

○事務局長（西山 雄治君） それでは、発表いたします。

三股町公共下水道事業運営審議会委員に山中議員の1名、三股町都市計画審議会委員に議長と中原議員、内村議員の3名、三股町企業立地促進審議会委員に議長と新坂議員、堀内和義議員の3名、三股町緑化計画審議会委員に議長と田中議員、堀内義郎議員の3名、土地開発公社理事に議長と楠原議員、岩津議員の3名、民生委員推薦会委員に上西議員の1名。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） ただいま発表した議員を、それぞれの審議会、推薦会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、ただいま発表しました議員を、それぞれの審議会、推薦会の委員及び土地開発公社の理事として、当局に推薦することに決しました。

ここで、本会議を13時30分まで休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時29分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第10. 議案第55号 監査委員の選任について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第10、議案第55号「監査委員の選任について」を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和4年第8回三股町議会臨時会に上程いたしました、議案第55号について、その提案理由のご説明を申し上げます。

ご承知のように監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから1人、議会議員の中から1人をそれぞれ選任することになっております。

このたび、議会選出の監査委員につきまして、堀内義郎議員を議会選出の監査委員の最適任者として選任したいので、ここに地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

ご同意くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ここでお諮りします。本案は、先ほど全員協議会で選出した監査委員の同意案件でありますので、質疑討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本案については、質疑討論を省略して採決することに決しました。

地方自治法第117条の除斥に該当しますので、堀内義郎議員は退場願います。

〔9番 堀内 義郎君 退場〕

○議長（指宿 秋廣君） それでは採決を行います。

議案第55号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は、原案に同意することに決しました。

堀内義郎議員の除斥を解除します。堀内義郎議員は入場してください。

〔9番 堀内 義郎君 入場〕

○議長（指宿 秋廣君） 議案第55号は、原案どおりに採決することになりました。

追加日程第11. 議案第56号 専決処分した事件の報告及び承認について（令和4年度三股町一般会計補正予算（第5号））

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第11、議案第56号「専決処分した事件の報告及び承認について」を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 議案第56号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの接種について、所要の補正措置を行うため、去る9月5日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

歳入歳出予算の総額117億700万7,000円に、歳入歳出それぞれ2,541万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億3,241万7,000円としたものであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金611万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金1,929万4,000円を増額補正したものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる集団接種会場設営及び看板設置等委託料ほか2,237万1,000円などを増額補正したものであります。予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、補足説明があれば許します。町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 補足説明をいたします。

お手元に資料を1枚配付してあります。右肩に町民保健課、新型コロナワクチン接種体制確保事業と書いてあるもの、両面刷りのものが1枚ありますので、ご覧ください。

1、オミクロン株対応ワクチンの接種について説明いたします。対象者は、1回目、2回目の初回接種を完了した12歳以上の町民、約1万9,700人です。ワクチンの種類は、オミクロン株と従来株に対応した二価ワクチンとなります。接種体制としましては、集団接種と個別接種で行います。集団接種は、日程として週2日から3日間、水、木、土曜日の午後としております。

1日の接種者数は240人、接種見込み者数は約8,600人、場所は今までと同様、多目的スポーツセンターです。接種開始を令和4年11月として準備を進めているところです。個別接種としては、接種見込み者数が約9,300人、接種開始時期を令和4年10月としております。

2、小児の新型コロナワクチン接種、追加接種について説明いたします。対象者は5歳以上11歳以下の幼児約700人、ワクチンの種類は、小児用ファイザー社ワクチン、接種間隔は2回目の接種から5か月以上経過後となります。接種体制としては、個別接種のみで行います。接種見込み者数を560人としており、接種開始時期を令和4年10月としているところです。

裏面をご覧ください。

3、予算額について説明いたします。

まず、歳出ですが、需用費として21万4,000円。説明のところをご覧ください。食糧費として集団接種協力者飲料水が8,000円、印刷製本費として接種券用封筒、集団接種の日程通知はがき等で6万1,000円、集団接種会場の光熱水費の電気料が12万6,000円、水道料が1万9,000円。

続いて役務費になります。275万1,000円、内容としては、通信運搬費がコールセンター通話料が16万1,000円、接種券と郵送料が189万8,000円、手数料として接種手数料が68万4,000円、医療廃棄物処分手数料が8,000円。

続いて委託料です。2,237万1,000円、内容は、システム改修委託料36万3,000円、集団接種会場設営委託料1,199万2,000円、集団接種労働者派遣業務委託料343万円、集団接種駐車場誘導業務委託料46万9,000円、個別接種業務委託料611万7,000円です。

続いて使用料及び賃借料です。8万9,000円です。内容は集団接種携帯電話賃借料6万9,000円、医療用酸素リース料2万円です。

続いて歳入です。

保健衛生費負担金として611万6,000円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、補助率10分の10。続いて保健衛生費補助金1,929万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金、補助率が10分の10となります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 引き続き、質疑、討論、採決を行います。質疑は、会議規則により、臨時会では1議題につき5回以内となっております。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

追加日程第12．総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第12、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会后、議長宛てに、所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会閉会后に、議長宛てに、所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

追加日程第13．議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第13、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の閉会后に招集される次回定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も審査できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、次回定例会または臨時会の会期、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も審査できることに決しました。

追加日程第14. 広報編集常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第14、広報編集常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会に関わる広報の編集及び発送事務については、議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集常任委員会は閉会中も活動できることにしたいと思います。ですが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に関わる広報の編集及び発送事務については、議会広報編集常任委員会の閉会中の審査事項とし、議会広報編集常任委員会は閉会中も活動できることに決しました。

追加日程第15. 議員派遣の件について

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、全国議長研修会ほか研修に、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後1時45分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後1時51分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和4年第8回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午後1時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 岩津 良

署名議員 新坂 哲雄

三股町告示第75号

令和4年第9回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年10月3日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和4年10月7日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○10月13日に応招した議員

○10月17日に応招した議員

○10月18日に応招した議員

○10月19日に応招した議員

○10月27日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和4年 第9回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和4年10月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年10月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 所信表明
日程第4 議案第57号から議案第76号までの20議案、諮問2件、報告3件一括上程
日程第5 決算審査報告
日程第6 質疑・討論・採決(議案第67号、第75号及び諮問第2号、第3号の4議案)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 所信表明
日程第4 議案第57号から議案第76号までの20議案、諮問2件、報告3件一括上程
日程第5 決算審査報告
日程第6 質疑・討論・採決(議案第67号、第75号及び諮問第2号、第3号の4議案)
-

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君	代表監査委員	茨木 健君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） これより令和4年第9回三股町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、中原議員、8番、楠原議員の2人を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る10月3日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和4年第9回三股町議会定

例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に付議されました案件は、令和3年度決算認定9件、条例の改正1件、令和4年度補正予算8件、人事案件1件、財産の取得1件、諮問2件及び報告3件の計25件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は本日から10月27日までの21日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、本定例会に提案される議案のうち、議案第67号、第75号、諮問第2号及び諮問第3号につきましては委員会付託を省略し、本日、全体審議で処置し、議案第76号につきましては委員会付託を省略し、最終日に全体審議で処置することに決定いたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月27日までの21日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第67号、議案第75号、諮問第2号及び諮問第3号については委員会付託を省略し、本日、全体審議で処置することとし、また、議案76号については委員会付託を省略し、最終日に全体審議で処置することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 所信表明

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、町長の所信表明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 所信表明をする前に、マスクのほう、外させていただきます、ちょっと長くなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

おはようございます。町長4期目の就任に当たりまして、町政運営についての所信の一端を述べさせていただきますと存じます。

このたびの町長選挙におきまして、町民各位の深いご理解とご支持を頂き、第21代町長として、引き続き町政を担当させていただくこととなりました。大変光栄に思うとともに、その責任の重大さを改めて痛感し、身の引き締まる思いであります。これまで同様、謙虚に真摯に「ふるさと三股」の活性化、発展のため邁進しますので、町議会の皆様をはじめ、広く町民の皆様のご指導、ご協力をお願いいたします。

私は、3期12年間、「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち三股」をスローガンにまち

づくりに取り組んでまいりました。

自立とは、もちろん自治体として単独町政のことを言いますが、町民の皆様や民主団体なども自立（自律）を目指して欲しいとの意味も込めております。

そして、協働とは、まちづくりにおいて、自治公民館や民主団体、事業所などと行政が連携・協力することとともに、医療・消防・ごみ処理など広域（都城盆地）での取組も意味しております。

このように「自立と協働」の観点から、町の活性化、安全・安心なまちづくり、地場産業育成、少子・高齢化対策、スポーツ・文化の向上、環境対策など各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

また、私は、先人の郷土愛と開拓精神に基づくまちづくりを引き継ぎながら、本町のまちづくりのキャッチフレーズ、「花と緑と水のまち」「文教のまち みまた」「アスリートタウン三股」に込められた思いを大事にすることが重要と考えております。

本町の7割を占める森林と東西に還流する沖水川、上米公園や長田峡など自然との共生によるまちづくりに努めるとともに、まちドラやモノづくりフェア、教育力の向上に意を尽くしてまいりました。また、陸上競技場の整備などスポーツ環境の整備や、みまたん霧島パノラマまらそん大会等を通じたスポーツ振興による町の活性化にも取り組んできたところでございます。

今回の町長選挙は、町政の「継続」か「刷新」かがテーマでありました。町民の皆様は「継続」を選択されました。

三股町は、行政の継続と地の利を生かしたまちづくりにより、1970年（昭和45年）以降、50年にわたって人口が増え続けてきました。平成の大合併にも参加せず単独町政を選択し、厳しい財政状況の中、行財政改革を継続しながら、計画的にまちづくり、地域づくりに取り組んできたところでございます。

私も、町民の理解を得ながら、見える行政、伝わる行政に心がけ、身の丈に合った行財政運営に取り組んでまいりました。

さて、本町が自立した自治体として成長を続けるためには、刻々と変化する社会情勢を的確に見極めつつ、地域特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。

まずは、都城市のベッドタウンとして住宅建設の盛んな本町でも、少子化・高齢化が進みつつあり、人口減少時代の影響もあることから、子育て支援策の拡充や高齢者の健康や生きがい対策などが求められています。

そして、西高東低と言われる人口の偏在性については、3、4、5地区の歴史、文化、景観などの特性を生かすとともに、それぞれの小学校をコミュニティーの核としながら地域の活性化を推進したいと考えています。

また、立地適正化計画や都市再生整備計画に基づき、中心市街地の再整備に取り組むとともに、市街地と各集落を結ぶ交通ネットワークの拡充に努めます。

近年の自然災害における局地化、集中化、激甚化を目の当たりにしますと、町民の生命、身体、財産を守るため、防災・減災、国土強靱化は重要なテーマと考えております。

次に、新型コロナウイルスは第7波がようやく落ち着きつつありますが、2年半に及ぶ感染症ワクチン接種については、町内クリニック、病院の医療従事者の多大なご協力を頂いております。引き続き、協力、ご支援をお願いするとともに、この経験、実績を基に、新たな感染症が発生した場合、スピード感ある対応に努めたいと考えます。

最近の円安やウクライナ情勢による燃油・物価高対策については、プレミアム付商品券の発行や事業者、農業者及び子育て世帯への支援金給付、全世帯の水道基本料金の4月減免などを実施してまいりました。次の経済対策についても、現在検討を進めているところです。

3つ目に、インターネットをはじめとするネットワークの拡大や、スマートフォンの急速な普及等、情報通信技術の飛躍的進歩から、国では、デジタル田園都市国家構想の中で、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す」こととしております。この取組は、社会のあらゆる分野に大きな変革をもたらすこととなります。

国は、2030年度までに高速大容量の5Gを全国展開することから、モノをインターネットにつなげるIoTや、人工知能(AI)、農作業の自動化、キャッシュレス決済やシェアリングエコノミーなどの活用がより一層進むものと考えます。

本町でも、町民との情報共有や町民サービスの向上を図るため、LINEの活用や住民票等の多機能端末の導入、マイナンバーの取得促進を進めています。

さらに、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）をより効果的・積極的に推進するため、三股町DX推進本部を設置し、自治体情報の標準化・共通化をはじめ、行政手続のオンライン化、テレワークの推進、地域社会のデジタル化に取り組んでまいります。

4つ目の地球の温暖化問題は、喫緊の課題であります。地球規模で見られる危険な暑さ、豪雪、集中豪雨、林野火災、海水の上昇、干ばつなどの異常現象や自然災害は、人間の諸活動に伴うエネルギーの消費の増大、つまりCO₂排出量に起因するものと言われております。

この温暖化対策は地球規模の問題ですが、同時に町民の生活に直結する身近なテーマでもあることから、町民、事業者、行政など、それぞれが本町でできる低炭素・循環型社会の実現に向けて取り組んでいくことが必要であります。

お手元にお配りしておるとおり、ゼロカーボンシティを宣言し、町では、公共施設のLED化や太陽光パネル設置、電気自動車の導入など、エネルギーの地産地消に向けて検討を進めてまいります。

失礼しました。お手元にお配りしてるとおりというところのゼロカーボンシティについては、後日、配付いたします。

5つ目に、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた取組で、2015年9月の国連サミットで採択され、2016年から2030年までの国際目標であります。持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを掲げています。

本町でも、男女共生社会の実現、格差社会の解消、外国人との共生、ノーマライゼーション及び多様化する町民ニーズや課題に対応するため、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方で各種事業に取り組んでまいります。

このように、これから取り組むべき課題は広範にわたりますが、一つ一つ町民の皆様のご理解を得ながら事業を進めてまいります。

また、選挙の公約として発信しました5つのプロジェクトの各項目については、実現に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

以上、4期目の就任に当たり、町政を担当する者として、ここに決意を明らかにして所信表明といたします。

令和4年10月7日、三股町長、木佐貫辰生。

日程第4．議案第57号から議案第76号までの20議案、諮問2件、報告3件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、議案第57号から議案第76号の20議案、諮問2件及び報告3件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 令和4年第9回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第57号「令和3年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第60号「令和3年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第61号「令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第62号「令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第64号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案

については、令和3年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

令和3年度におきましても、例年通り厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額137億823万7,024円、歳出決算額131億1,007万8,216円、歳入歳出差引額5億9,815万8,808円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額29億9,837万6,431円、歳出決算額27億8,060万5,489円、歳入歳出差引額2億1,777万942円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億9,977万7,811円、歳出決算額2億9,854万5,739円、歳入歳出差引額123万2,072円、介護保険特別会計において、歳入決算額24億3,391万5,934円、歳出決算額23億1,736万4,231円、歳入歳出差引額1億1,655万1,703円、介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,635万4,391円、歳出決算額1,520万6,888円、歳入歳出差引額114万7,503円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,099万6,670円、歳出決算額4,084万266円、歳入歳出差引額15万6,404円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額3,926万3,400円、歳出決算額3,916万1,118円、歳入歳出差引額10万2,282円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額7億7,685万9,576円、歳出決算額7億5,547万6,032円、歳入歳出差引額2,138万3,544円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位の深いご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

次に、議案第65号「令和3年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めるものであります。

初めに、剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金1億3,094万7,228円のうち2,700万円を減債積立金に積み立て、3,300万円を建設改良積立金に積み立て、7,086万8,777円を自己資本金に積み立て、残余7万8,451円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、決算の認定につきましては、収益的収入及び支出において、決算額で収入が4億4,429万3,170円、支出が3億5,362万4,496円となり、当年度純利益は8,116万3,363円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、決算額で収入が1,279万7,767円、支出が2億

1,830万1,074円となり、差引不足額2億550万3,307円については、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金等で補填したものであります。

また、建設改良費において、配水管の新設及び更新工事を2.2キロメートル施工するとともに、第5水源地及び高区配水池の電気計装更新工事を実施し、良質で安全な水の安定供給に努めてまいりました。

次に、議案第66号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

現在、住民票等の証明書の郵便請求があった場合は、手数料を定額小為替証書で送付してもらい、それを現金化し、収入証紙を購入して証明交付簿に貼り付ける作業を行っております。本案は、郵便請求手数料の収入証紙の購入をせず、現金で徴収・収納できるようにするため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第67号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明申し上げます。

本案は、台風14号の復旧対策において、緊急を要する経費について所要の補正措置を行うものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額117億3,241万7,000円に歳入歳出それぞれ1億896万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億4,138万3,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

国庫支出金は、現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金1,866万6,000円を増額補正するものであります。

繰入金は、災害復旧事業に伴う財源手当てとして財政調整基金繰入金8,100万円を増額補正するものであります。

町債は、現年度発生公共土木施設災害復旧事業930万円を増額補正するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

災害復旧費は、農業施設、公共土木施設及び都市公園施設の災害測量委託料、合わせて8,168万5,000円、令和4年発生道路災害復旧工事2,800万円を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表、地方債補正については、現年度発生公共土木施設災害復旧事業を追加するものであります。

次に、議案第68号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億9,964万4,000円に歳入歳出それぞれ7,489万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,454万円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、令和3年度収支決算により、繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、令和3年度国保事業費等清算による一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第69号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億119万1,000円に歳入歳出それぞれ405万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億524万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を減額し、後期高齢者医療保険料及び令和3年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務管理費を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第70号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億7,157万3,000円に歳入歳出それぞれ1億1,500万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,657万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、令和3年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、保険給付費を組み替えるものと、基金積立金及び国、県、一般会計への過年度返還金を増額補正するものであります。

次に、議案第71号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,462万7,000円に歳入歳出それぞれ218万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,680万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び令和3年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出は、一般管理費を減額補正し、居宅介護支援事業費及び一般会計への過年度返還金を増額補

正するものであります。

次に、議案第72号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,932万4,000円に歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,950万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第73号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,902万6,000円に歳入歳出それぞれ350万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,253万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び令和3年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、工事請負費及び一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第74号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額8億7,892万2,000円に歳入歳出それぞれ655万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,547万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金を増額補正するもので、歳出の主なものは、一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第75号の「教育委員会教育委員の任命について」ご説明申し上げます。

教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人）である者が含まれるようにしなければならないとされております。

現委員の兒玉たえ子氏が令和4年10月19日をもって任期満了となりますが、引き続き本町教育委員の最適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第76号の「財産の取得について（令和4年度児童館空調整備）」についてご説明申し上げます。

本案は、放課後児童クラブで使用する植木児童館、蓼池児童館、東原児童館、今市児童館、前目児童館、宮村児童館、梶山児童館の7つの児童館施設内に空調除菌機能を備えた空調機を整備するものであります。

整備に当たっては、去る9月27日に指名競争入札を実施し、予定価格700万円以上の財産の取得について上程するものであります。

入札の結果、有限会社幸栄電気が1,254万円で落札したところであります。

本契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号、諮問第3号の「人権擁護委員の推薦について」は関連がありますので、併せてご説明いたします。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、人権擁護委員であります、諮問第2号の竹ノ内鈴子氏、諮問第3号の大隣雅春氏が令和4年12月31日をもって任期満了となるところであり、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、20議案と諮問2件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。

報告第9号「令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第10号「令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について」、報告第11号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計の継続費の精算について」は、それぞれ関係法令の規定により議会に報告するものでございます。よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。福祉課長。

○福祉課長（渡具知 実君） 議案第76号「財産の取得について（令和4年度児童館空調整備）」について、補足説明をいたします。

放課後児童クラブの運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として、夏季の気温の高いときであってもマスク着用を行っており、熱中症対策を含め、新型コロナウイルス感染症対策に苦慮している状況です。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、放課後児童クラブを実施している空調が整備されていない児童館に空間除菌機能を備えた空調を設置し、衛生環境の改善を図るものです。

それでは、本日お配りした資料を御覧ください。A4の一枚紙の縦長の、タイトルが、議案第76号「財産の取得について」の資料になります。

整備する児童館は、上から、植木、蓼池、東原、今市、前目、宮村、梶山の7か所となっております。

次に、右の欄の設置場所を御覧ください。

設置場所については、児童館内の遊戯室——これは児童が活動する一番広い部屋になります——に設置します。

続いて、右の欄の物品名を御覧ください。

設置する空調は、天井埋め込み式エアコンとなっております。

また、全ての空調は、新型コロナウイルス感染症の予防効果のある空間除菌機能を備えた仕様となっております。

今回の空調整備を行うことにより、新型コロナウイルス感染予防及び熱中症リスクの低減が図られることから、放課後児童クラブの衛生環境の向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第5. 決算審査報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、決算審査の報告を求めます。茨木代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 茨木 健君 登壇〕

○代表監査委員（茨木 健君） おはようございます。

それでは、令和3年度決算審査について、監査報告を申し上げます。

去る6月30日に町長から審査依頼を受けまして、まず、7月1日に水道事業会計について、さらに7月4日から8月2日までの期間、一般会計、特別会計及び基金運用状況について、それぞれ審査を行いました。

提示されました決算書、事項別明細書、証拠書類、帳簿及び関係書類等を審査しましたが、いずれも正確、適正に処理されていたことを認めましたので報告いたします。

さらに、財政健全化審査につきましては、8月19日に健全化判断比率の4指標と、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業会計について、資金不足比率の審査を行いました。

審査の結果、報告第9号及び報告第10号のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率の基準をそれぞれ下回っており、財政状況は健全であることを確認しましたので、併せてご報告いたし

ます。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩します。

全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは全員協議会室にご移動をお願いします。

本会議の再開は1時30分とします。

また、茨木代表監査委員におかれましては、所要のため、ここで退席をされます。

午前10時46分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後1時28分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第6. 質疑・討論・採決（議案第67号、第75号及び諮問第2号、第3号の4議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数は、1つの議題で5回までといたします。

まず、議案第67号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。質疑はありませんか。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 第67号について伺います。

緊急性を要するというので、まず先議もするという事なんだろうけれども、この中は工事のことなんですよ、中心は。復旧工事のことが。

それで、実際、日常生活に困られている方がいらっしゃる。そういう面の支援というのは、予算化する必要はないのでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後1時30分休憩

.....
午後1時31分再開

○議長（指宿 秋廣君） 再開いたします。

副町長。

○副町長（石崎 敬三君） お答えいたします。

今回の予算案の中には、そういった中身は含まれておりません。

ただ、今も支援が必要な方には、例えば社会福祉協議会等が山王原の1支部の辺りの方、支援をしたりとか、あるいは日常の交通に必要な交通用具をお貸ししたりとかしているところです。

また予算化する必要があるものが出てくれば、別途お願いすることがあるかもしれません。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 最初に申し上げましたように、緊急性があるということで、これを先議するというで受けてるわけなんですけれども、工事完了までにかかりの時間がかかるという聞いております。ですから、日常生活において何らかの支援を、予算化することによって表明するという必要じゃないかなと思ってお聞きしたところでした。

実際、災害が発生してから昨日の時点までに、どれぐらいの支援が行っているのかということ——何か、あんまり行ってないんですね、早い話が。昨日も1日、私、おったわけですけども、そういうことを感じたもんですから。2か月、3か月、工事完了までにかかるというようなことを聞いておりますので、もしかして、その間に病気になったりどうのこうの考えられるわけですけども、それは考えても、今、しょうがないわけですけども、買物支援とか、そういうものは予算を立てる必要もなく、日常の社協の活動で賄えるということで判断されてると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 例えば交通が、車が使えないっていうような状況が長引くと、確かにいろいろと疲れが出たりとか、そういったことは考えられるとは思いますが、今のところ、社会福祉協議会等の支援をご利用いただければというふうに考えております。

やはり社会福祉協議会、幅広く町民の皆様への支援を行っておりますので、何かお困りのことがありましたら、ぜひお気軽に相談していただけたらというふうに考えております。

また、役場の方にも何かご要望お寄せいただければ、その内容について検討していきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 3回目ですね。

言われることはよく分かりますけれども、声を上げてもらえれば対応するというのも、これ、一つでしょうけれども、人によっては自分のことは自分でやるからいいと遠慮される方もいらっしゃるんです。そういう方に、声を上げられないからいいというような判断で行動されるのも一つでしょうけれども、様子を定期的に見に行くと、それが必要じゃないかなと思うんです。実際、

その地区に1人、要介護の方がいらっしゃるしまして、この方は声も上げられませんけれども、ヘルパーの方を通していろいろありまして何とかなったわけですけども、それ以外の方、

声をなかなか上げられない方がいらっしゃるものですから伺ったところです。

小まめに、要望が上がらない方であっても、実際、車が通らないところにいらっしゃると不便が分かっているわけですから、そういうところにとっては、まめにこちらから、ご用聞きじゃないけれども、行くということが必要ではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、楠原議員が言われた件なんですけども、実は、先ほど全員協議会で被害の説明があった中野線の先の住んでいらっしゃる世帯の方々については、19日だったと思うんですけども、都市整備課のほうと私のほうと含めて、食料品を持って——備蓄——直接行きました。今言われた、ちょっと身体的な不自由のある方も含め、その奥にいらっしゃる2世帯の方々にも直接お会いして、不便ではないですかということで話をさせていただきました。

身体の不自由の方々については、ちょうどケアマネジャーさんも来ていらっしゃいまして、一緒に、できれば町営住宅の空きとか、そういうところも準備できるんじゃないかということで、避難されますかというふうに話をしたんですけど、ここから一步も出たくないというようなことを言われましたので、であれば、周辺の安全性も確認した上で、じゃあ、そこにどういったものが手助けできるのかということで、ケアマネジャーさんのほうと、また福祉課のほうとも——高齢者かな——相談させていただきながら対応するというふうにしたところです。

その奥の2世帯につきましては、直接話をしたんですが、我々としては、車は被害のあった先のほうに置いてあるので、全然不自由はありませんというような回答を受けましたので、困ったことがあったときはまた連絡くださいということでその場は帰ったところでございます。

そういった行動があったということを報告させていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 4回目になります。

1回行かれて、そのときはそう言われたとしても、その後、実際、自分で自転車を友人の方から借りられて、そして買物に行かれてるんです。帰りに、もう何回も何回も休んで、荷物をかごにいっぱい乗せて、休んで帰られてるんです。もう帰り着いた時には気分が悪いぐらいと、実際言われていました。そういうのは、最初、支援に行かれたときには分からなかったことなんです、支援物資が行ってるわけだから。その後、日常生活をするにつれて、その時点では分からなかった困難なことが判明したと。すいません。一般質問のようになってしまいましたけれども、とにかく、来れば言うじゃなくて、こちらからご用聞きのように行くという体制も考えていただきたいと思って言ったところですけども。

これは予算のことですけども、最初に言いましたけど、予算計上する必要はないんです。そ

の代わりに、小まめに行ってくださいというお願いをしてるところです。よろしくお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） それは要望でよろしいですか。

○議員（8番 楠原 更三君） 要望でいいです。

○議長（指宿 秋廣君） 要望として。

付議されている議案について、質問がある人は挙手をお願いをいたします。議案第67号についてはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「教育委員会教育委員の任命について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり同意されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第2号は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり適任とされました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第3号は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり適任とされました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後1時43分休憩

〔全員協議会〕

午後1時45分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 1 時45分散会

議事日程(第2号)

令和4年10月13日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案第77号の取り扱いについて

日程第2 議案第77号上程

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案第77号の取り扱いについて

日程第2 議案第77号上程

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君

企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君			

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定員数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案第77号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、追加議案第77号の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る10月7日、議会運営委員会を開催し、本日追加提案されます議案第77号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第7号）」の取り扱い等について協議をいたしました。

議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、議案第77号につきましては委員会付託を行い、最終日に採決等を行うことに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本日追加提案される議案第77号については、議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を行い、最終日に採決等を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第2. 議案第77号上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第77号を議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

本日、追加上程いたしました議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度決算、国・県の補助決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算以後生じた事由に基づく経費等及び国の低所得者支援施策並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で実施されます電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業について、所要の補正措置を行うものであります。

まず第1条、歳入歳出予算の補正についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額118億4,138万3,000円に歳入歳出それぞれ7億8,528万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億2,666万7,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するものであります。

国庫支出金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金773万円などを減額補正し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,564万6,000円、臨時特別交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰）事業費補助金1億8,000万円、保育士等処遇改善臨時特例交付金2,801万3,000円などを増額補正するものであります。

県支出金は、減災力強化推進事業費補助金62万2,000円などを増減額補正するものであります。

財産収入は、土地開発基金運用収入などを増額補正するものであります。

繰入金は、特別会計繰入金において国民健康保険特別会計ほか、特別会計の前年度決算に伴う清算返還金などを増減額補正するのであります。

基金繰入金においては、ふるさと未来基金繰入金100万円などを増額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正するものであります。

諸収入については、後期高齢者医療給付費市町村費負担金返還金921万1,000円、三股町学校給食会運営委託料前年度清算返還金807万2,000円など増額補正するものであります。

町債は、発行可能限度額決定に伴い、臨時財政対策債2,826万円を減額補正するものであります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、三股町医療機関・福祉事業所・保育所等物価高騰対策支援金2,260万円などを増減額補正するものであります。

民生費は、住民税非課税世帯に対する給付金事業として電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億8,000万円のほか、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金773万円など増減額補正し、子供のための教育・保育給付費国庫負担金返還金2,790万3,000円などを、令和3年度事業費確定に伴う国・県返還金を増額補正するものであります。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金794万円、健康管理センター空調設備設置委託料657万円などを増減額補正するものであります。

農業費は、三股町飼料価格高騰対策支援金5,270万円などを増額補正するものであります。

商工費は、企業立地奨励金6,500万円を増額補正するものであります。

土木費は、公共下水道事業操出金480万円など減額補正し、新馬場公園防球フェンス設置業務委託料ほか324万8,000円などを増額補正するものであります。

消防費は、避難所看板設置業務委託料ほか250万2,000円などを増額補正するものであります。

教育費は、小学校費の教室改修に係る修繕料1,247万2,000円、武道体育館観覧席増改築基本検討業務委託料508万2,000円などを増減額補正するものであります。

諸支出金は、地方財政法の規定による財政調整基金積立金を増額補正するものであります。

予備費は、収支の調整額を補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費については、五本松立体ポンプ場制御盤更新事業ほか、1事業を繰り越すものであります。

次に、第3表地方債補正については、臨時財政対策債の発行可能額決定により限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 補足説明があれば許します。

ここで、町長より三股町ゼロカーボンシティ宣言を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町ゼロカーボンシティ宣言についてであります。

所信表明でも申し上げました地球温暖化問題は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしつつあり、まさに喫緊の課題であると考えております。

このような状況を踏まえ、本町におきましても地球温暖化防止対策に取り組む必要があることから、ここでゼロカーボンシティ宣言をさせていただきます。

ゼロカーボンシティ宣言とは、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨、脱炭素を首長自らが、または地方自治体として表明・宣言した地域の自治体のことで、今年8月末時点で766の自治体が表明しています。

それでは、読み上げてゼロカーボンシティの宣言をいたします。

三股町ゼロカーボンシティ宣言。

近年、地球温暖化の進行が原因と考えられる気候変動や深刻な自然災害など、予測不能な問題が頻発しており、世界的な対応が求められています。

地球温暖化の防止対策として、2015年に採択されたパリ協定を受け、2020年10月に政府は、「我が国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことをここに宣言いたします」と表明しました。

このような国内外の動向を踏まえ、先人から受け継がれてきた三股町の豊かな自然と文化を未来に生きる子どもたちに引き継いでいくため、脱炭素に積極的に取り組むことが不可欠です。

三股町は、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみまた」を目指し、行政・町民・事業者が適切に役割を分担しながら、地域の視点で地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいくことをここに宣言します。

令和4年10月13日、三股町長、木佐貫辰生。

宣言は以上であります。脱炭素社会の実現は将来を担う次の世代への責任として、今の時代を生きる私たちの役目です。そのためには、地球温暖化問題について町民一人一人が関心を持ち、行政・町民・事業者が連携して取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

町議会をはじめ、町民事業者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、ゼロカーボンシティ宣言といたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時15分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時18分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時18分散会

議事日程(第3号)

令和4年10月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長 …………… 下沖 祐二君 農業振興課長 …………… 上原 雅彦君
都市整備課長 …………… 井上 政和君 環境水道課長 …………… 木下 勝広君
ふるさと納税推進室長 …… 細田 高広君 教育課長 …………… 福永 朋宏君
会計課長 …………… 島田 美和君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、西村議員。

〔4番 西村 尚彦君 登壇〕

○議員（4番 西村 尚彦君） 皆様、おはようございます。一般質問1番バッターということで、一般質問には慣れてるんですけど、何かちょっとときどきしてますが、立場は変わりまして進めていきたいと思えます。

それでは、通告しておきました案件について質問をしていきたいと思えます。

まず、交流拠点施設整備事業についてお尋ねをしたいと思えます。

まず初めに、ご承知のように私はこれまで、この事業につきましては、推進する立場で関わってまいりました。特に今年の4月からは専任ということで、いろんな事業スキームの検討とか取り組んできましたので、この事業の重要性、あるいは、逆に問題点というのは、誰よりも把握しているつもりでございます。

じゃあ、何で今さらこういう質問をするかということなんですが、今回、選挙活動を通じまして、いろんな町民の声を聞いたんですが、一つには、この事業なかなか皆さんに伝わってない、知られてないというのを感じました。5年間かけて基本構想から基本計画をつくっているんですが、なかなか中身について理解している人が少ないと。7月の広報で一応出したんですが、それでもやっぱり知らない人が多いというのが、まず一つ。それと、間違った情報が何か独り歩きしてるんじゃないかということも感じてます。例えば、整備費につきまして20億という上限があったんですが、ここがすごくかかるんじゃないかという声があったりとかですね。そういうことで、この事業は、将来の三股町にとっても、町民にとっても、そして、最終判断をしないといけない

この議会にとっても、非常に重要な問題だと感じております。

そういうことで、この質問のやり取りの中で、この事業の理解を深めるという意味も含めて行っていきたいと考えております。本来なら執行部のほうからどんどん答えてもらわないといけないこともあるかもしれませんが、いろいろ勉強してますので、ちょっとしゃべり過ぎるかもしれませんが、そこ辺はご理解願いたいと思います。（発言する者あり）はい。

それでは、まず最初に、①番目のこれからの事業推進体制と事業の進め方についての基本的な考え方という要旨を上げております。

まず、この要旨を上げた理由についてちょっとお話ししたいと思うんですが、皆さんご承知のように、この交流拠点施設整備事業というのは、平成30年に始まっております。もう既に5年間を迎えているわけなんですけど、この事業というのが、これまでのいわゆる公共事業の取組と本当に大きく違った取組、大きく2つあると思います。

その前に、何が違うかということをお話したいんですが、その前に、今回初めてこの事業について聞かれる新人の議員さんもいらっしゃると思いますので、ちょっと説明をさしてもらいたいと思うんですが、通常の公共事業ですね。施設整備に限定して話しますと、まずは、町が基本構想、基本計画をつくってまいります。町といいますが、当然その施設を造る事業の担当課が中心となりまして基本構想、基本計画立てていくんですけども、今回の交流拠点施設整備事業につきましては、企画商工課の中にあります五本松交流拠点施設推進室というのが中心になってつくっております。

基本構想、基本計画というのをつくるに当たって、まあ当然町独自でつくる場合もあるんですが、最近では、そういう専門のコンサルタントに依頼して、そこを基礎にしながらつくるという方法が多く取られております。当然コンサルタントに委託する場合は、この委託料というのは当然議会の議決が必要かと。議会でも当然説明があって、基本構想、基本計画のというふうに入るといふふうになっております。

この計画が出来上がりますと、いろんな内部の組織でこの事業の正当性とか効果をいろいろ加味しながら予算を計上するんですが、当然予算を計上したら、議会の審議に付して、議会の可決が要ると。あと、議会の、まあ通常建物の場合は、まずは、設計の予算来ます。設計の予算を組みます。設計の予算を予算に計上する。議会が承認する。あと、町としては、議決を受けた後、入札を行います。入札を行って設計業者を決めると。これは実は設計者決まるんですが、あくまでも仮契約でありまして、この設計業者をさらに議会で議決を受けないと、正式な契約になりません。ここでまた議会のチェックが入ります。そうやって設計ができます。設計ができましたら、今度は、さらにその設計を基に、次は建設費の予算の計上と。そこから後は、（発言する者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時06分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

どうぞ。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま、山中議員のほうから一般質問じゃないというふうに言われました。一般質問は、確かに聞きたいことだけをずばっと聞けばいい。ただ、それは、分かっている執行部、分かっている議員さんは、それはいいかもしれませんが。傍聴人の方もいらっしやっています。やはり物事の背景とか、流れというのは簡単に説明して、そして、本来的な質問に入るべきだと私は思っておりますので、最後まで聞いていただきたいと思います。

ということで、建設費を組みます。建設費を組んで、当然これも議会の議決が要ります。業者が決まっても、さらに議会の議決要ります。そういうことで、設計から建設まで議会の承認が必ず要る。町の提案に対してですね。建物ができると、町が運営していく、もしくは、指定管理者に運営を任せる。この指定管理者を決めるときにも議会の議決が要るということで、何が言いたいかといいますと、全て町と議会で全て物事が進んでいくというのが、行政の事業であります。

先ほど言いましたように、この事業の大きく2つ違うと言いますが、まず一つなんですけども、この交流拠点施設整備事業につきましては、構想から、構想の段階から町民と協働、町民参加で進めていっております。「健康と交流と賑わいの拠点づくり」というテーマに掲げ、町民のワークショップを皮切りに、多くの委員会、審議会、そして、検討委員会をつくりながら、また、さらには専門の、専門家の意見を聞きながらつくっております。特にこの冊子が、基本計画というのできておりますが、この中にも、「ゴールもルートも定めず、ゼロ地点からの拠点づくりに向けて出発した」と書いてあります。またさらに、「事業の方向性や整備内容を限定することなく、町民のニーズを幅広く捉えながら協働で検討する姿勢で事業に着手した」ということで、これまで町と議会で進めてきたこの事業の計画というのを、町民参加型でやったというのが大きく一つ違います。

そして、もう一つ大きく違うのが、この事業実施を官民連携で行うということですね。施設整備を含め、施設の運営をこの官民共同体、地元事業を中心とした地域密着型官民連携で行っていくということにしております。これ、国のPFIという法を使った手法なんですけど、PFI法、ちょっと片仮名で難しいんですけども、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律という、ちゃんとした正式名称があります。これは、つまり、公共施設の設計、建設、維持管理、運営を、民間の資金とノウハウを活用して公共サービスの提供を民間主導で行うという

ふうになっております。

このPFI法の大きい特徴の一つは、地方自治法で、実は、行政財産というのは民間に貸し付けることはできないんですが、大きな特徴として、この行政財産の貸付けができる。この法律を使うとですね。行政財産である施設や敷地内に民間収益施設等の目的外施設を造ることができる。要するに、民間に貸し付けて、行政はその家賃とか地税を取ることができるということで、この手法は、2000年頃から日本のいろんな各自治体で採用されてきております。最初はいろんな失敗をする自治体もあったんですが、最近また復活しまして、非常に多くの自治体でこのPFI法を使った事業をやっていると。今回、三股町がこの交流拠点施設整備事業に取り組んでいる事業になります。

三股町は、町商工会と、実は、官民共同事業体の設立に関する協定というのを結んでおります。ただ、いまだかつて設立には至っておりませんが、そういうことで、三股町にとっては、今までと違う事業種を選んだということになります。

この先ほど言いましたPFI法というのがあるんですが、非常に複雑な法律でありまして、手法でありまして、なかなか勉強しないと、なかなか進まないというふうになっております。

そういうことで、これまで議会も含め、いろんな皆さんに事業手法、スキーム等についての説明があったところなんですが、改めてこれからの事業推進体制、事業の進め方について基本的な考えをお伺いして、また引き続き質問していきたいと思っております。

あとは、質問席のほうで続けていきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま西村議員のほうから交流拠点施設整備事業のこれまでの経緯、そしてまた、これからについて説明があったところでございますが、私のほうでは、まずもって、この交流拠点整備事業の基本的な考え方について説明し、そして、ご質問のこれからの事業推進体制と事業の進め方、これについて、担当課長のほうから回答をさせていただきますと思います。

この交流拠点整備事業ですけれども、これを進める発端ですけれども、まず第一に、この計画を考えましたときに、老朽化した施設の整理統合と不十分な施設の充実を図ろうというのが、まずは基本的な考え方でございます。老朽化した施設というものは、中央公民館の生涯学習施設と東原の児童館のことでございます。そして、不十分な施設とは、健康管理センターのフィットネス器具、そして、施設のことをいうところでございます。これらの施設を統合、充実させることで、多世代交流の拠点をつくらうとするものでございます。この拠点での交流を促進するために、商業施設を生活利便施設として併設するものでございます。この考え方は、先ほどお話もありま

したけれども、令和2年度策定の立地適正化計画及び、昨年度策定しました三股町交流拠点施設整備基本整備事業基本計画に示されているところでございます。また、具体的な内容については、広報みまた7月号に掲載をさせていただきました。

第二に、本町は西高東低と言われ、都城より西部のほうが人口が密で、山間地の東部は過疎、そして、駅周辺の中央部は空洞化が進んでいるというふうに言われております。この中央部の空洞化を解消するために、三股駅、役場、文化会館、元気の杜、そして、五本松団地跡地のエリアを中心市街地として再興し活性化しようとするものでございます。五本松団地跡地は、このプロジェクトの一角を占め、公共交通網再編計画の重要な結節点ともなります。また、中心市街地の整備に合わせまして、県では、県道33号線——都城北郷線のことでございますが、三股小交差点、三股小の交差点、そこですね。そちらから植木の交差点までの道路拡幅、歩道整備の検討が進められているところでございます。以上のように、交流拠点整備事業は、中心市街地の活性化と老朽化した施設の整備、拡充を図る、三股町及び町民にとって必要かつ重要な事業というふうにご考えているところでございます。

ご質問のこれからの推進体制、そして、事業の進め方については、ちゃんと課長のほうから回答させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） これからの事業推進体制等、事業の進め方についての基本的な考え方というご質問にお答えいたします。

まず初めに、事業推進体制についてですが、交流拠点施設整備事業の実現については、基本計画に示すとおり、地域密着型官民連携という方針を立てています。こちらにつきましては、基本計画の38ページ、39ページに詳しく掲載いたしております。先ほど西村議員のほうから詳しくご説明がありましたが、PFI方式というものを導入するということでもあります。こちらにつきましては、地元事業者を中心に、専門的なノウハウを持つ事業者の協力を得ながら、事業実施体制を構築することを目指しております。

この事業実施体制の中心的役割を担うのが、これから町と商工会の共同出資で設立する官民共同事業体という会社であり、昨年12月に町と商工会の間で取り交わした協定に基づき、設立に向けた検討を進めているところでございます。つまり、町と商工会と官民共同事業体の三者による連携体制を構築し、事業を推進していくことといたしております。

また、この体制に事業全体をマネジメントできる専門人材を加える必要があるため、その選定基準や選定手法、活用できる国の制度等について検討しているところでございます。

次に、事業の進め方についての基本的な考え方についてでございますが、検討当初から掲げている「町民とともに考え、町民とともに進める」というスローガンに基づき、町民の皆様、町内

事業者の皆様が幅広く関わるができるプロセスを取りながら進めてまいります。

今後は、設計に向けた具体的な検討の段階に入っております。つきましては、これまで町が受け止めてきた町民や町内事業者の意向を事業計画として取りまとめるため、建築やデザイン等の専門的スキルを持った人材が必要となります。そういった人材を確保した上で、設計、建設、運営について多くの町民が活躍できる機会を検討し、本事業を通じて町全体が元気になることを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま課長のほうからありましたように、この事業の大きな一つの特徴であります官民共同事業体という手法ですね。商工会と今度連携してやっていくということで、そのキーパーソンを今、見つけてるところだと。先ほど話しましたように、これまでは行政の中で設計をやり、建築費を組みというふうにやってきたのが、これに官民共同体ということで商工会入ってくると。町と商工会でつくった会社でやっていくということなんですが、先ほどありましたように、初めて取り組む手法でありまして、とにかく官と民の役割分担、意思疎通というのが非常に大事になってくると考えております。当然全国各地でいろいろ取り組まれているこのPFI事業なんですが、大きな都市なんかで、大きい例えば業者、言えば、建設業者等が民の頭になり、すぐに進む場合もありますし、かといって、じゃあ、三股町のような小さな町になったときに、商工会が果たしてどういう力を発揮するかということが非常に心配するところではあると思います。

三股町の場合は、今回、商工会と官民共同体をつくって事業を進めていくということなんですが、これまでの町のやり方と比べて、2つ目の質問に入るんですが、これで事業を進めることのメリット、もう一つは、多分初めての取組でしょうから、いろんな心配事もあると思います。その心配事、やっぱりこの辺がクリアしないと、なかなか前に進まないと思っています。2つ目の質問についてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 官民共同事業体合同会社で事業を進めることのメリット、デメリット等につきましてお答えいたします。

まず、メリットについてですが、地域密着型官民連携の方針を立てた一番の狙いは、本事業による地場産業の活性化でございます。多くの自治体で取り組まれている官民連携事業は、ノウハウや実績を持つ大手企業が中心となっている事例が多く、自治体が投じた事業費の多くが、三股町でいいますと、町外に出てしまいます。本町では、事業に要するお金が町内で循環する取組を構築することを目指しており、官民共同事業体を中心となって地元事業者とともにその仕組みづ

くりを進めてまいります。

官民共同事業体は、まちづくりの分野において、総合計画で掲げております自立と協働の理念を町とともに実現する新たな主体でございます。

次に、デメリットについてですが、この事業手法はあまり類似の事例もなく、独自の検討が必要であるため、多くの時間を要しております。このような手法は、担当者において初めての取組で、経験も浅く、手探り状態で実務に当たっており、幅広く情報を収集したり、調査分析したりしながら進めているところでございます。また、官と民との合意形成に時間を要していることもデメリットとして考えられますが、一方で、時間をかけた分だけ官民の関係性の構築につながっていると捉えられることから、今後の事業進捗にはプラスに作用すると思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま答弁がありましたように、私も同感なんですけど、やはり2ヘクタールの町有地の活用が、地元にお金が落ちるとというのが一番大事じゃないかと考えております。先ほど言いましたように、行政で勝手に進めてしまうと、当然行政が入札に付します。入札、もう金額ですので、大手の安いところが入ってきて、どんどん県外に、建設費含め、全て県外で持っていかれるという可能性十分あります。そういう点から見て、今、官民共同体つくって、地元で設計、地元で施工、地元で運営するというのは非常に大事な考えだと。これについては、多分町民、反対する人はほとんどいないじゃないかと考えております。そういった意味からも、この官民共同体で事業をやっていくという方法は、先ほどありましたように、担当者が初めてということで非常に苦労されているってことなんですけど、ぜひ町内でチームなり何かをつくりながら、これに取り組んでいただきたいと思っております。

繰り返しますが、2ヘクタールの町有地を町のために、町の住民のために、町の事業者のために使うというのがやっぱり第一目標じゃないかと私個人的に思っておりますので、ぜひこの官民共同事業体、デメリットもあると思うんですが、メリットのとこをどんどん伸ばしていただいて推進していただきたいと思っております。

それでは、3つ目の基本設計、実施設計に入る前に、具体的な施設の規模や運用、必要な経費、竣工後の予想される収支決算を示したほうが事業がスムーズに進むと考えるが、より詳細な基本計画を示すことについてどう考えるかということなんですけど、実は、先ほど説明しましたように、通常、行政がつくる基本計画というのは、基本計画の中でかなり具体的につくります。建物の規模とか、諸室の種類とか。そういう意味で、具体的になりまして、その基本計画が基になりながら、次の設計とか建設へ進むというふうになっています。

ところが、今回のこの交流拠点施設整備事業基本計画を見てもらえば分かりますように、本当

にこの方向だけ載っているんであって、中身見てもらおうと、スローガンとか、いろんな用途は出てますが、具体的なのはあまり出ていません。多分そこがやっぱり、議会のほうからも意見が出るのは、そこだと思うんですね。やっぱりより具体的に、どんだけの費用かかって、どんだけ儲けて、本当に成功するかどうか、その辺がやっぱり一番気になることでありまして、先ほど官民共同事業体で次の設計に入りたいということなんですけど、当然通常の行政が行う場合の基本計画レベルぐらいには中身を固めていくほうが、より町民にも分かりますし、議会にも理解できる。

もう一つは、役場の職員含め、執行部の皆さん、役職の皆さんも含め、やっぱりこの事業でどんなことをやっていくのか、何が必要かというのも明確にするためにも、より詳細な具体的な計画というのが、やはりつくって進んだほうが、私はこの事業は成功するんじゃないかというふうに思っています。その点について質問したいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） ただいまの質問につきましては、3番の基本設計、実施設計に入る前に、具体的な施設の規模や運用、必要な事業費、竣工後の予想される収支計算等を示したほうが事業がスムーズに進むと考えられるが、より詳細な基本計画を示すことについてどう考えるかというご質問というふうに捉えまして、お答えいたします。

本事業につきましては、官民連携の事業手法による設計、施工、管理、運営の包括発注方式を想定しております。従来型の公共事業のように基本設計業務のみを発注しないため、具体的な施設設計画や事業費の見込みをお示しすることができません。しかしながら、包括発注する段階で、議会をはじめ、町民の方々の理解を十分に得ていなければ本事業を進めることはできませんので、施設規模や概算事業費、事業収支、町財政に与える影響などについて検討した結果を、可能な範囲で公表してまいりたいと考えております。このことにつきましては、担当課で作業を進めており、準備ができ次第、議会には説明することとし、あわせて、町民の皆様にも広報等を通じまして公表してまいりたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 最終的に本当にこの交流拠点整備事業、本当に今の町にとって必要なかどうか。先ほど町長のほうから、大きく2つあると。施設老朽化の整備、それと、不十分な施設を更新する、中心施設の活性化という目標がありました。確かに必要なことだと思います。

ただ、いろんな町民の意見があるのも確かな事実です。ですから、私は、これから必要になってくるのは、今この基本計画にうたった計画が本当に町民にとってどれだけ必要になるのかということをやっぱ示していくのが、今から重要になってくるんじゃないかと思います。議会のほうからもいろいろ意見あるのは、多分民間の運営ですから、失敗したらどうするんだろう。民間と

というのは、当然経営が成り立たなくなると、すぐ手を引いてしまいます。公共施設にせつかく建物造ったのに、空いてしまうという状況が生まれかねないという心配を持ってらっしゃる方が多くいると思います。

それと、あとは、当然投資するわけですから、その投資に見合った利用効果があるのか。地域密着型ですから、先ほど言いましたように、地元で頑張ってもらっていますが、どれだけ地元へ貢献できるかというところ辺が、今後の本当のポイントになってくるんじゃないかと思います。

2ヘクタールの土地です。坪でいくと、約6,000坪です。例えば、仮に坪10万で売ったとすると、6億円です。6億円が、今、三股町の財政規模にとって非常に効果的なのかどうか考えないといけないし、また、あくまでも公共用地として、将来の子供のため、それとか、三股町の将来の活性化のために使うほうが、町民にとって利益なのかというのを真剣に考える時期だと考えております。

また、皆さんご承知のように、施設を造ると、もう造ったそのときから建物というのは老朽化していきます。三股町の公共施設管理計画にありますように、今後、公共施設、老朽化していく建物はたくさんあります。今、三股小学校も工事やっていますが、やはりああいう大きなお金のかかる大きな修繕、修理、更新というのがどんどん出てきます。そういった意味からも、あそこの交流施設にどんな大きさのどんなものを造るのかというのも、非常に検討をしなければならない非常に大事な問題だと思っています。

今後この事業については、町だけでなく、当然議会も含め、町民の皆さんも含め、みんなで一緒に検討していったら、本当に時間がかかっても落としどころを決めてやっていく必要があるということをお願い添えまして、1つ目の質問を終わりたいと思います。

それでは、続きまして、2つ目で、ふるさと納税について質問をしていきたいんですが、4つ項目を上げてるんですが、ちょっと勘違いをしまして、2番と3番をちょっと入れ替えたいと思います。1番をした後、3番を聞いて、2番、4番と行きたいと思いますが、すみません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ふるさと納税なんですが、ふるさと納税、2008年、平成20年に始まっております。始まった当初は、あまり認知度もありませんし、なかなか低調だったんですが、4年後の2012年、平成24年には寄附額が約10倍になっております。最初、約70億ぐらいだったのが、4年たったら700億ぐらいですね。そして現在、18年後、2022年、令和4年度は、100倍以上の8,300億円と言われております。実は、私も平成23年、24年、25年にふるさと納税の担当をしておりまして、非常に経験したんですが、最初はポータルサイトもありません。町のホームページの中にふるさと納税のいろんな宣伝を作りまして、新聞広告とか、ダイレクトメールなどを使いながら、どうにか伸ばそうとしてたんですが、そこで、実は、牛1頭

というのを打ち出しました。これが大変人気がありまして、実は、この牛1頭というのは、大相撲の九州場所で宮崎県知事が牛1頭を優勝力士に渡すんですけど、それを見て、実はみんなでちょっと思いつきまして、牛1頭やってみようということで、これがマスコミに大変取り上げられまして、人気になりまして、ふるさと納税がびゅんと上がったという経緯がございます。当時は非常に規制も緩やかで、返礼品の割合も5割とか6割、全国的には7割、8割もやる自治体もありまして、非常に当時は盛り上がった。

逆に競争が激化して、加熱していった、現在は非常に規制が厳しくなっております。返礼品は今、寄附額の3割以下。しかも地場産品に限り、換金性の高い商品は、ふるさと納税にはふさわしくないとなっております。換金性が高いというのは、例えば、貴金属とか、嗜好品とか、アマゾンのギフト券なんかですね。これは泉佐野市というところで非常に問題になりましたけど、こういうのはできなくなっております。

そしてまた、総務省の許可制となっております、違反すると、このふるさと納税制度が活用できなくなるということで、もう皆さんご承知のように、都農町をはじめ、今、全国で3つの自治体が、現在、ふるさと納税の制度を使えないという状態となっております。

また、ふるさと納税で自治体によっては非常に大きなお金が動きますので、納税業者と自治体職員の贈収賄事件というのも出てきておまして、いろんな問題が出ております。

ただ、このふるさと納税、本当に貴重な財源であります。県外の方から本町に寄附を頂いて、それがまた自由に使えるということで、本当に自治体にとっても貴重な財源でありますし、もう一つは、地元のふるさと納税の商品を出している事業者にとっても、非常に地場産業の活性化につながるということで、今年から推進を進めてきました。ぜひ安定した寄附を得られるように頑張ってくださいと思いますが、まず、一つ目ですね。改めてこれまでの三股町のふるさと納税の納税額の推移、そして、今年目標額、現在の納付額についてお尋ねします。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） ただいまご質問がありました。改めてこれまでの三股町のふるさと納税額の推移と今年目標額及び現在の納税額についてお答えいたします。

今、西村議員のほうも言われましたけれども、平成25年度から受入れを今の形での開始いたしておまして、これまでの寄附の最高額は、平成27年度の約1億9,300万円でございます。その後、令和元年度までは1億1,000万円を超える寄附金額で推移しておりましたけれども、令和2年度は8,394万円ございました。昨年度は寄附額は1億5,696万8,000円となっております。

今年度の寄附目標額は、3億円を掲げております。現在の寄附額につきましては、4月から9月までの6か月間の寄附総額について申し上げますと、速報値ではございますが4,707万

7,000円となっております。前年度は2,438万7,000円でありましたけれども、2,269万円の増、対前年度比で1.93倍となっております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま報告がありましたように、今年は前年に比べて1.93倍ということで、目標に何か達成する勢いで、非常にうれしく思っております。

それでは、先ほど言いましたように2番なんですけど、本当は3番のこれまでのふるさと納税を充当した事業費総額と、主な具体的事業というのを聞いておきたいと思います。

それぞれこの自治体もなんですけど、ふるさと納税がやっぱりあると、やっぱりいろんな事業に使えると。三股町もこれまで多分ふるさと納税を充当した事業ってたくさんあると思うんですけど、なかなかこれが、まあ職員もでしょうが、議会も含めて、どれに具体的に充当されてるちゅうのがなかなか知らないんじゃないかというふうに思ってます。特に、逆に言うと、町民の方もなんですけど、いろんな事業をやって、これ、ふるさと納税の財源なんだよって気づく人も、まずいないと思いますし、やはりここもアピールすることによって、ふるさと納税の制度というのが、例えば、町内の方が町外にいる自分の子供とか親戚に言う話のきっかけになるんじゃないかとも思っておりますので、ぜひふるさと納税に充当した事業についてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） それでは、ふるさと納税を充当した事業費総額と主な具体事業について、令和3年度決算までのものでお答えいたします。

総事業費ですけども、充当の対象とした事業費の総額と考えていただきたいと思いますが、23億9,022万7,000円で、うち8億9,065万7,000円をふるさと未来基金より充当しております。充当額のうち5億3,571万5,000円が、返礼品や事務費に充当しているところでございます。

主な具体的事業といたしまして、事業費については先ほどの対象事業費になりますけれども、子ども医療費助成事業は総額で1億2,542万7,000円に5,621万3,000円を充当しております。

次に、パノラママラソン事業、事業費3,501万円に対しまして充当額3,239万2,000円を充当しております。

町イベント事業、お祭り関係になりますけども、事業費2,237万円に対しまして1,150万円を充当しております。

スクールバスの運行事業、総事業費1,117万2,000円に対しまして920万円を充当し

ているところです。

ものづくりフェア事業ですけども、事業費1,710万円に対しまして充当額732万6,000円などとなっているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 多くの事業に充当されているということで、例えば、子ども医療費、スクールバス、これは子供関係ですね。パノラママラソン、ものづくりフェアはイベントということで、逆に考えると、ふるさと納税がなければ、なかなかこれらの事業はできなかったのかというふうに考えると、このふるさと納税の大切さというのは非常に分かると思います。例えば、イベントなんか、例えば、単発でやるやつはそうないにしても、やはり毎年毎年継続してやっていく事業については、やはり町としては必要な財源がある。そのためにふるさと納税が充当できるというのは、非常な強みだと思っております。ですから、このふるさと納税を安定して、まあ高額が一番いいんですけど、安定して収入するということは、ひいては、町のいろんな、例えば、子供に対する事業、そのほかイベント等ですね。今、説明がありました。いろんな事業に充当できるということで、やはり町民挙げてといいますか、みんなでこのふるさと納税というのは応援していったほうが、町の財政のためにも、当然いろんな活性化のためにも非常に有意義だなと考えております。

ということで、それでは、順番変わりましたが、2番の質問なんですが、じゃあ、このふるさと納税を得るための必要な経費ですね。先ほど返礼品は3割とかいう話もありましたが、そのほかのいろんな経費等について質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） それでは、ふるさと納税を得るための必要な経費についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税の募集に要する経費に係る基準につきましては、平成31年4月の総務省告示第179号に示されております。総務省告示では、各年度において受領した寄附合計額の50%以下とされております。返礼品の調達に要する経費は、地方税法第37条の2第2項第1号において、寄附金額の30%以下とすることが定められております。

昨年度、令和3年度の実績を基に申し上げますと、まず、ふるさと納税の募集に要した経費につきましては、寄附合計金額1億5,696万8,000円に対しまして、募集に要した経費の合計額は6,765万3,566円でございます。寄附合計額に占める割合は43.1%でございます。

この内訳といたしまして、まず、返礼品の調達に係る経費が約4,340万円、割合が27.6%でございます。

次に、返礼品の配送に係る経費ですけれども、これが約710万円です。割合は4.5%でございます。

次に、広報・PRに係る経費が約170万円、割合が1.1%でございます。

次に、決済等に係る経費が約260万円、割合は1.7%でございます。

次に、ポータルサイトへの掲載手数料を含めた事務に係る経費が約1,280万円、割合は8.2%となっております。

また、ふるさと納税の募集に要する経費に含まれない経費といたしまして、税額控除に係るワンストップ特例申請などに係る経費810万円、割合5.2%がございます。募集に要する経費、募集に要する経費以外の経費を合わせますと、寄附金合計額に占める経費は7,575万51円となり、割合は48.3%となります。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） 平成31年4月の総務省告示によりまして、ふるさと納税の経費というのが全て50%以下に下さいということですね。今、説明がありましたように、返礼品に27.6とか、いろいろありました。先ほど話しましたように、当初は競争が非常に過熱しまして、ここが全く決まっていなかったと。ですから、返礼品3割以下というのが5割、6割、7割。まるでインターネットショッピング並みに、実は、寄附と言いながら、物を直接その値段で買うというようなのが横行した時期でございました。

ただ、隣の都城市が今、全国1位ということで、非常に100億以上の、何ですか、寄附金を集めております。今年からですが、ポータルサイトが確か3つあったのが、7つに増えたんですよ。ポータルサイト増えました。先ほども言いましたように、ふるさと納税が当初の頃は、このポータルサイトというのはもうほぼ1つか2つしかなくて、やっぱり自前で、何ですか、新聞広告とか、アナログみたいな宣伝方法しかなかった。ところが今は、このポータルサイトを使うと、全国の消費者、国民に瞬時に伝わると。ただ、皆さんご承知のように、こんだけポータルサイト多いと、誰がどこを見るかというのが全く分からない。非常に人に目をつけられない、つけてもらわんといけないということも含めて、非常にその辺の工夫も必要になってくるんじゃないかと思えます。

返礼品のパーセントとか、いろんな事務費の制限がある中ででも、やっぱりふるさと納税を非常に高額に集めている自治体というのは結構あります。ですから、何が違うのかなというのをいつも思うているとこなんです、それが最後の④番のふるさと納税額を増やすための方策ということにつながるんですが、当然担当としては、担当課長としては、いろんな工夫とかいうのもやってらっしゃると思えますし、どこを強化すればいいのか。ただ、総務省の言う50%という中

でいかに多く集めるのか。今、全国的にどこも条件は一緒ですので、この同じ条件の中で多くの寄附を集めている自治体、そうでもない自治体、この差は何なのかなというところが、今後の三股町のふるさと納税を安定して収入させる方法じゃないかと思います。

ということで、最後のふるさと納税額を増やすための方策についてお尋ねしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） ふるさと納税額を増やすための方策はということについてお答えいたします。

まず、ふるさと納税額を増やすための方策といたしましては、ふるさと納税の応援事業者を開拓したり、魅力的な返礼品のバリエーションの充実はもちろんのこと、一番なのは本町を知って選んでいただく、本町の知名度を上げることが大変重要だと考えております。現在、寄附者の方がふるさと納税の寄附申込みをする時の方法としては、パソコン、スマートフォンからの専用ポータルサイトを通しての寄附がほとんどでございます。全国の自治体の中から本町の魅力ある返礼品を知るきっかけとなり、本町を選んでいただくためには、積極的に情報を発信していかなければいけないと、していくことが必要だと考えております。

その方策として、ウェブ広告を使った情報発信が一番だと考えております。今年度もウェブ広告に力を入れているところではございますけれども、寄附申込みが一番多い年末に向けて、ウェブ広告を行うことを計画しております。その経費につきましては、10月補正予算のほうにも計上いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 西村議員。

○議員（4番 西村 尚彦君） ただいま室長のほうから増やす方策それぞれ話がありましたが、最終的にはウェブ広告ですね。これを増やすことが近道じゃないかと。確かに室長が言われたように、事業者を育てる、いろんな魅力ある商品を作る、これはもう大前提だと思います。

ただ、じゃあ、都城と一緒に三股が100億になるかということ、やっぱりそんだけの事業者数が多分いないと思うんですね。100億寄附金をするためには、それだけの人もかけないといけないし、商品もないといけない。そういうのが、じゃあ、町内に流通してるかということ、やっぱり都市の規模とか、いろんな人口とかの関係、当然商店の数で全然変わってくると思います。でも、そういった中で少しでも、県内でも同じレベルの市町村でも何億とか、例えば、10億以上稼いでいる市町村もあるということで、やはりこれには何らかの工夫が必要だと考えております。

その中の一つが、先ほど室長からありましたウェブ広告ということですね。最初の令和3年度の例でいくと170万ですね。1.1%ということでした。1%としたときに、例えば、3億ふるさと納税を取りたいと思ったら、1%300万ですね。300万のウェブ広告打つと、やはり

皆さんご承知のように、広告を打てば打つほど画面によく出てきます。クリックしやすくなる。やっぱりそう増えるということですから、最初の頃は、どんどん売上げが上がると、その売上げが上がったものが前面に出てくる、上に出てという仕組みもあったんですが、当然どんどん売れる市町村は、例えば、ふるさとチョイスなんかのサイトでいくと、一番売れてるのが前に出てきますので、それが一番いいんですけど、ただ、売れるまでにどうするかという話なんですけど、人気、注目度が上がるためには、先ほど言いましたポータルサイトをまず増やす。そして、ウェブ広告を打っていくと。一旦打ってしまうと、これもなかなかお客さん、お客さんというか、住民の方は離れないと思うんですね。だから、そこまでをどうにかやりたい、やったほうがいいんじゃないかと考えてます。そういった意味でも、できればこのウェブ広告、広告費ですね。広告費を1%、もしくは2%、できれば3%ぐらい打って行って、ある程度3億、4億、5億、安定したら、もうここは要らないと思うんですね。そういう工夫もぜひしていただきたいということをお願い添えまして、一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時58分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

お願いを申し上げます。傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問時間を、質問時間、答弁を含め、基本設定時間を50分以内とすることをお願いしております。また、設定時間の50分を超える場合は、残りの質問時間は、その日の最後の質問者が終了した後に、残りの質問者が行うことができることとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

発言順位2番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） 発言順位2番、内村です。通告したことについて質問をしたいと思います。

今回は、台風災害、被害状況の今後の対策、ふるさと納税について、学校の施設について、櫛田地区の児童生徒の通学路について、畜産について、5つのことについて質問をしていきたいと思っております。

三股町長・町議選の同日選挙が9月6日告示、9月11日に行われました。町長選挙が

50.45%、前回は3.6%下回り、町議選は50.43%で、前回より8.6%増であったということでもあります。

その中で、台風11号が10月3日から接近、大雨警報、5日に暴風警報が発表されました。そしてまた、大型で強い台風14号が17日から急接近して、18日に九州上陸ということでありました。最近にない台風ではなかったかと思えます。まず、選挙期間中に来なかったのが幸いじゃなかったと思っております。本町におきましても1名の方が亡くなったということで、改めてご冥福をお祈りいたします。

今回のこの台風につきまして、14号のほうが被害が大きかったのではないかと思っております。その中で、台風被害につきましては、道路、建物、田畑、土砂崩れ、いろんな被害が出てる状況だと思っております。議会の中でも総務課、農業振興課、都市整備課、説明がいろいろありました。改めて質問をしていきたいと思っております。今後、被害に対する今後の対策というのはどのようなことかということで伺っていききたいと思います。

あとは質問席にて質問していきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 台風11号、14号の被害状況、被害状況後の今後の対策はどのような質問ですが、まず、台風11号と14号の被害状況について説明をいたします。

台風11号は、9月5日から6日にかけて東シナ海から対馬海峡を通り、日本海に進んだことから、本町にはほとんど影響もなく、災害も発生しなかったところでございます。そして、大型で非常に強い台風14号は、18日から19日にかけて九州を縦断し、宮崎県に甚大な被害をもたらしました。本町でも大規模な土砂崩れが発生し、男性1人が亡くなったところでございます。心からお悔やみを申し上げます。また、被災された方についてはお見舞いを申し上げます。

本町では、床下・床上等の浸水被害はなかったところでございますが、道路決壊、用水路決壊・埋設、公園・学校などの倒木、農地ののり面崩壊、稲の倒伏、ビニールハウスの破損、屋根や車庫・壁などの損壊などの多岐にわたったところではございます。被害状況については総務課長から、被害状況後の今後の対策につきましては各担当課長から回答させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、台風11号、14号の被害状況につきまして総務課のほうから報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、台風11号につきましては、9月4日から9月6日にかけて接近する予報の中でございました。9月2日に災害対策本部を設置し、防災への事前準備として、消防行動、避難所設営、施設などの管理対策を協議するとともに、情報の共有化を図ったところでございます。幸いにも

三股町には警報級の発令もなく、被害もなかったところがございます。

次に、台風14号につきましては、お手元に配付しております資料、そちらの1の2を御覧いただきたいと思っております。この資料につきましては、役場所管課並びに地区被害調査による被害報告を9月26日現在で取りまとめたものを記載しております。

まず、道路・河川等被害では、冠水等による通行止めが19か所、道路損壊4路線6か所、交通設備等損壊7か所、梶山地区の土砂崩れによる死亡者1名となっております。

次に、農業関係被害は、水路のり面崩壊等6か所、農道・農地・のり面崩壊等22か所、水路土砂堆積1か所、農作物被害につきましては、水稻68ヘクタールを含む110.7ヘクタール、農業用施設では、ビニールハウス被覆損傷等20か所となっております。

次に、家屋等の被害につきましては、住宅一部損壊32戸、車庫・塀等の損壊42か所となっております。

次に、公共施設等の被害でございますが、役場庁舎北側倉庫の屋根破損を含む14か所、公園2施設ののり面崩壊、町営住宅の外壁損傷、瓦落下等76件となっております。

最後に、教育・文化施設等の被害でございますが、中央公民館・分館7施設でガラス・屋根破損等、文化会館などの総合文化施設は雨漏り、空調室外機故障等、体育施設は6施設で屋根・外壁の損傷等、小・中学校7施設でガラス・屋根破損等、給食センターで外壁損傷が報告されております。

また、停電の状況でございますが、町内全域を対象に停電が発生しており、18日の午後9時の1,680戸の停電をピークに、22日の全面復旧までに一部の区域では4日間の停電を強いられたことを確認しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 台風11号、台風14号被害後の今後の対策についてお答えいたします。

本町に被害をもたらした台風14号で特に被害が多かった場所が、福留地区の榊山用水路が約15メートル崩壊し、稲作の田んぼ埋没と農道に泥水が流入している箇所と、大谷地区の斜面崩壊による水路埋塞と道路の洗掘、農地ののり面崩壊などがございます。その他も農地債、道路債等、約40か所が被災している状況でございます。復旧には可能な限り農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地・農業用施設災害復旧事業による国の財政的な支援を受けられるよう検討してまいりたいと考えております。

現在、県及び関係機関と協議を行い、災害復旧事業として申請するための測量、調査、工法等の検討をしているところでございます。工法が決まり、事業費の積算ができた段階で、国の災害

査定を受けまして、事業決定後に工事を発注する予定でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 台風14号被害後の今後の対策について都市整備課からお答えいたします。

まず、道路の災害でございますが、路肩の崩壊等により復旧が必要な箇所につきましては、現時点で4路線6か所ございまして、あと、また公園におきましても、上米公園において4か所のり面崩壊も確認しているところございまして、現在、測量、被災状況の調査及び復旧工法の検討を進めているところでございます。また、被災箇所のうち、道路の3路線4か所、公園の2か所につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づきます公共土木施設災害復旧事業による国の財政的な支援を受けられるよう検討をしているところでございます。

次に、町営住宅の被害状況につきましては、雨漏りや瓦の落下、ベランダの隔壁板の被害などを確認しておりまして、現在、補修工事を行っているところでございます。その財源につきましては、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構による住宅災害見舞金を活用することとしております。引き続き早期復旧に向け、確実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今、総務課長、農業振興課長、都市整備課長、町長から最初いろいろ説明があつて、答えありましたけども、まだこれからもちょっと、いろんなところが、また少し出てくるんじゃないかと思っております。その中で、大きな被害が出ているちゅう状況は、福留用水路と大谷用水路が大きな災害状況が出ているようであります。大谷につきましては、私の家の近くであります。近くでありまして、上米公園の南側であります。その中で、福留用水路のことについて伺っていきたいと思います。

樺山土地改良区では、9月30日に、午前中、新旧役員20名で土砂・瓦礫点検、福留用水路を現場を見てまいりました。多面的機能支払とか、いろんな方と一緒にその話を聞いたりして、水路の点検に回ったところあります。その中で、樺山用水路につきましては、長田峡のほうから水を引いて、細目のダムに入れて、そして、宮田池につながっております。樺山用水路の内路、福留用水路が特に被害が大きかったわけですけども、被害状況を見ますときに、樺山地区の土地改良区の中でもいろいろと現場を確認して、写真等を撮りまして、さっき執行部側からもいろいろ写真がこうして提示されまして、いろいろ説明がありました。しかしながら、樺山土地改良区でもいろいろと詳しくこういうふうにして写真を、箇所を点検して、ことに点検をしております。

その中で、やっぱり状況を見ますときに、土石流による土砂災害、山崩れによる土砂、崩落岩石による土砂、水路が流出されている状況、道路が流出されている状況、山崩れで農地に土砂が入ってる状況等いろいろありました。その中で、道路・水路は大分被害が出ている状況であると思います。やっぱり今も一番願ってるところは、やっぱり早めの復旧ができないかということが一番だと思っております。

このようなことで、来年に対するいろいろ準備があると思いますけども、今後の状況ということで、水田ができるような状況にある工事がなされるかどうか、そんなことについて伺っていきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 福留の樺山用水路は、先ほど言いましたように、約15メートル崩落している状況でございます。また、現場のほうの写真でも見て、この前説明いたしましたとおり、水路橋という特殊な工法となっているために、現在、調査、測量等を行っている段階でございます。現在の段階では、まだ見通しが立たないという状況というのが本当のところでございますが、でき得る限り来年の田植えまでの通水に向けて仮設を組むとか、そういうところを検討しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） なかなか予算がつかますから、やっぱり災害も大きいから、通る中でやっぱり危険が伴うわけですから、やっぱりなかなか難しい状況ではないかと思っております。

そして、災害復旧に伴って、やっぱり仕事を行う中で、こういう話を聞きました。復旧工事を行う中で、今まで通らなかったところを大型トラックとか重機等が通ることによって、危険度が伴うちゅうような話が出まして、やっぱりですね。今まで住民が住んでたところが、高齢化の方とか、小っちゃい子供がいるとか、そういうことがあるから、危険度を伴うとか、そこら辺も、仕事をする人は安全面で注意していただきたいというようなことがありました。高齢者は耳が遠かったりして、耳が聞こえなかったりする人がおる。そして、小っちゃい子供は今までの状態に慣れてるから、ちょこちょこ飛び出してくるような状況であるというようなことがありまして、やっぱりこの辺も工事をする人たちに、やっぱり行政のほうから、こういうことは危険度が伴いますから十分注意していただきたいという話がありましたけども、こういうことに対して、もしよかったら聞かせていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 工事を行うに当たりましては、工事を請け負っていただく業者の方々と安全管理について、また、地元との対応についてというのは、十分に協議して指導して

いきたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） ぜひやっぱり後でいかんがったなちゅうことがないように、十分対策として取り組んでいただければいいんじゃないかと思っております。よろしくお願ひします。

その中で、2番目に行きますけど、ふるさと納税について伺います。ふるさと納税につきましても、1番の議員の方もいろいろと質問をなされまして、ダブるようなところもあります。しかしながら、それなりに答えていただければいいんじゃないかと思っております。

ふるさと納税推進室が新設されてから、先ほど推進室の課長からもいろいろ答弁があったわけですが、平成27年度が1億9,300万円とありまして、28年度から元年度にかけて1億2,000万という、横ばいであったということがあります。平成2年度が8,394万、落ち込んでいる状況であります。

ふるさと納税は、新設に当たりまして、積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして、地域活性化や人口減少対策に資すとともに、本町の様々な施策を推進していく上で貴重な財源であるというようなことが書かれております。今年度、ふるさと納税プロジェクトチームの創設や返礼品の充実、情報発信の強化等を行っているが、より一層ふるさと納税を推進するため、ふるさと納税推進室を新設するということでもあります。前は企画商工課のほうと一緒に、推進室ですか、一緒になされていたわけですが、ここから独立されまして、新たにこういうふるさと納税推進課が推進室に変えて、係というのが設けられたわけですが、設置されてからの現状はどのようなものであるかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） ふるさと納税推進室の4月からの現状はどのようなものかについてお答えいたします。

今、4月より、それまでの企画商工課商工観光係で所掌しておりましたふるさと納税業務の推進体制の強化を図るために設置された室でございます。執務場所は、三股町まち・ひと・しごと情報交流センター～あつまい～の1階に設けておりまして、職員体制は、職員2名、会計年度任用職員1名の3名体制でございます。

ふるさと納税推進室では、寄附申込みの窓口となるポータルサイトの追加、応援事業者の開拓、返礼品バリエーションの充実、情報発信、PRなど取組を目標としながら、それぞれの取組を地道に着実にやっていき、成果を出していくことが求められていく部署だと考えております。

現状といたしましては、ふるさと納税専門の推進室ということで設置いたしておりまして、今、申し上げましたそれぞれの取組を強化してきております。その成果として、先ほども申し上げま

したけれども、前年度よりも寄附の申込みが増えてきているという実績が見えてきていると考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 寄附額が増えている状況はオーケーですけれども、まあ先ほどの議員もいろいろ言われましたけど、事業者的に都城のほうがやっぱり多いわけですよね。やっぱりふるさと納税につきましては、肉が多いんですよね。やっぱり牛肉、豚肉、鳥肉というのがほとんどウェートを占めてるわけですけども、都城の人たちの話を聞きますときに、肉屋さんで1軒につき1か月に1,000万ばっかかず上がったところがあるちゅうのは、ふるさと納税ありました、やっぱりですね。そういうこともありまして、だけど、それなりに増えているちゅうことですから、また、これからもやっぱり力入れてもらえばいいんじゃないかと思っております。

続きまして、ふるさと納税企業版ということがある、企業版のふるさと納税というのがあるそうでもありますけども、私も分かっているようで分かっていない状況であります。県内で21年度が7.5倍、5億7,000万であるということが最高であると分かっております。改めて企業版ふるさと納税というのは、どういうものかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 企業版ふるさと納税とはどのようなものかについてお答えいたします。

企業版ふるさと納税とは、正式名称を地方創生応援税制と申します。国が認定した地方公共団体の地方創生の取組、地域再生計画に位置づけた事業に対しまして企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除により最大で寄附額の約9割が軽減される制度でございます。この制度は、平成28年度の税制改正において創設されまして、その後、令和2年度の税制改正により、税額控除の割合を寄附に係る損金算入措置による軽減効果約3割と合わせまして、最大で約9割に拡大して、企業の実質負担が約1割にまで軽減されました。この特例措置は、令和6年度までの5年間でございます。

寄附の要件といたしましては、1回当たり10万円以上の寄附が対象となり、本社所在地の地方公共団体への寄附は対象外となります。また、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろ詳しく説明がありましたけど、企業版ふるさと納税というのは、やっぱり地方出身やら、ゆかりのある人が経営する企業が主でありますけども、接点

のない企業からもあると聞いております。本町もこのふるさと納税に取り組んでいるかどうかというところで伺いたいと思います。本町における内容等について伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） それでは、企業版ふるさと納税に取り組んでいるか、その現状についてお答えいたします。

本町におきましては、令和3年3月31日に地域再生計画三股町まち・ひと・しごと創生推進計画の内閣府の総括的な認定を受けまして、企業版ふるさと納税の寄附の受入れが可能となりました。

本町の認定を受けた地域再生計画では、4つの事業を実施することを定めております。1つ目は、仕事を元気にし若者が安心して働ける三股をつくる事業、2つ目は、行きたい・住みたい三股をつくる事業、3つ目は、結婚・出産・子育てしやすい三股をつくる事業、4つ目は、人が集う安心して暮らすことができる魅力的な三股をつくる事業です。

これまでの企業版ふるさと納税の寄附の受入れ実績は、2件でございます。1件目は、令和3年9月に、人が集う安心して暮らすことができる魅力的な三股をつくる事業に対しまして寄附を頂いております。2件目は、令和4年7月に、仕事を元気にし若者が安心して働ける三股をつくる事業に対しまして寄附を頂いております。

今後も本町の地域再生計画に位置づけられた事業について賛同し支援をいただける企業の募集に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろありましたけど、ふるさと納税は、やっぱり町の特産物とか魅力のあるものを、いかにアピールして売り込んでいくかじゃないかと思っております。

その中で、本町が幸福度・住み心地よさ・住み続けたまちということで、全国で評価されております。このようなことに対して、このようなことを全国へ発信して、アピールしていくかちゅうような状況で伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 幸福度・住み続けたまちをアピールしているかについてお答えいたします。

ふるさと納税を通じた情報発信については、ウェブ広告に今現在、力を入れているところでございます。検索サイト、ヤフーのスマートフォンサイトにおきまして、期間限定ではありますが、7月の1か月間と9月22日からの1か月間の2回なんですけれども、ウェブ広告を行っております。このウェブ広告の画像とか説明文に、「幸福度九州1位の三股町より特産品をお届け」と

題しまして、まちの幸福度ランキング九州1位をアピールしているところでございます。

このヤフーのスマートフォンサイトのウェブ広告につきましては、地域を特定せずに全国を対象として表示される設定で広告を行っておりますので、全国の人に本町をアピールできているものと考えております。今後もこのウェブ広告のほか、また、ポータルサイトを通じて、幸福度・住み続けたいまちのPRには努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろ発信していくちゅうような現状でしたけども、先ほど1番の議員の方のふるさと納税の答弁の中で、やっぱり首長の答えから、まず、そのようなことで本町を選んでいただく、指名等を上げていく、積極的にここから発信をしていくちゅうような状況の答えがありましたけども、まさしくそのとおりじゃないかと思っております。今後もこのようなことをどんどん発信していただきたいと思っております。

その中で、私が、それぞれ皆さんも新聞等をご存じになってる方もいらっしゃると思いますが、10月7日の宮日新聞に、宮日新聞。三股小学校5年生のカワサキタクト君という、三股町の魅力というようなことが投稿に、「若い目」ということで一覧に載っていました。その中を紹介していきます。「三股町には魅力がたくさんある。一つ目は、自然が豊かなところ。三股町は川や山がたくさんある。川の水がきれいで、山は緑がたくさんあり、風の音が心をすっきりさせてくれる。2つ目には、人がにこにこ笑顔なところ。三股町の人々は、ほかの都道府県よりも、きっと毎日毎日笑顔だ。ほかの都道府県の人たちに自慢したいぐらいの三股町はすてきだと。3番目が、三股は食材おいしいところだと。おいしい食べ物がたくさんあると。たくさん人に喜ばれる食材であると。総合の学習をして、三股町には魅力が数え切れないほどたくさんあるということが分かった」というようなことが書かれておりました。そんな中で、「僕は三股町に生まれてよかった」と書かれてました。子供は素直です。大人が気づかないところを、改めて教えられるところがあります。若い人の声を聞いて、参考にすることもいいじゃないかと思っております。

そして、あと一つ。共済組合の獣医さんと話をする機会がありました。話をしたら、言葉がちよっと違ったもんですから、「あんたはこっちの人ではないね」と聞いたとこ、四国の出身であると。最近こちらに家を構えられたということでした。その人の言うことには、こちらは非常に住みやすい、空気がきれいである、食べ物がおいしい、米、肉、牛、豚、鳥、とてもおいしいと言いました。私が住んでいた四国は、以前、米がないところであって、雨があんまり降らないところであるということでありまして、麦ばかり植えてある、うどんばかり食べているということでありました。地元では当たり前のようなことであっても、ほかの県から見たら魅力があると

ころだと思っております。こういうことも、幸福度、住み心地よさ、住み続けたいまちにつながっているんじゃないかと思っております。話をしました。このようなことに対して、答弁としてあつたら聞かせていただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 今の三股町は非常に素晴らしいとこだということでお話聞かせていただきました。確かに町外の方々が訪れると、非常に魅力があるということはよく耳にいたしております。先日、アメリカの方が三股町を訪れまして、この近辺をくまなく見られたということですが、確かに同じように、食べ物おいしい、そして、見るとこもたくさんある、自然豊富だということで、また来たいということで、非常に高い評価をいただきました。今後そういった意見も踏まえながら、三股町のPRということで努めていきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） ありがとうございます。まさしく素晴らしいところでありますから、やっぱり住みやすいところじゃないかと思っております。どんだんいいところは外にどんだん出して、アピールをしていただきたいと思っております。

そんな中で、学校の施設ということで伺っていききたいと思います。

学校の施設は老朽化が進み、維持管理費が増大するとともに、危険箇所の発生が危惧されているというようなことを聞きます。対策が取られているかというようなことで伺いたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） それでは、学校施設の老朽化、維持管理費の増大、危険箇所発生が危惧されていることへの対策は取られているかのご質問にお答えいたします。

町では、三股町公共施設個別計画に基づき、建物の建築経過年数に応じて大規模改修や長寿命化改修を実施し、耐用年数を超えて使用することを原則としています。

学校施設には、大きく分けて校舎と屋内運動場、体育館があります。体育館については、平成14年度に長田小学校、平成21年度に勝岡小学校、平成22年度に三股小学校、梶山小学校、宮村小学校の改築を実施しております。昭和60年度建築の三股中学校と平成元年度建築の三股西小学校については、不良箇所が発生した場合に修繕等の対応で維持管理を行ってきております。

次に、校舎についてであります。町内学校施設には12の棟があり、いずれも鉄筋コンクリート造りです。三股小学校は、管理教室棟が平成2年度、3年度に大規模改修、28年度に屋根防水、そして、今年度に外壁改修を実施しております。そして、普通教室棟が平成13年度に屋根防水、17年度に耐震補強、23年度に外壁防水、28年度に再び屋根防水を実施しております。続いて、勝岡小学校ですけれども、勝岡小学校は、管理教室棟が平成8年度に、普通教室棟

が平成7年度に屋根防水を実施しております。梶山小学校は管理教室棟のみありますが、平成4年度に屋根防水、5年度に外壁防水を実施しております。宮村小学校は管理教室棟のみありますが、平成13年度に屋根防水を実施しております。長田小学校は管理教室棟のみありますが、平成21年度に屋根防水を実施しております。三股西小学校は、平成26年度に管理教室棟と普通教室棟の屋根防水を実施しております。そして、中学校、三股中学校であります、こちら3棟あります。管理教室棟と普通教室棟は平成19、20年度に耐震補強を含む大規模増改築を実施しております。特別教室棟は平成15年度に屋根防水、20年度に外壁防水を実施しております。

その他、学校環境改善として、トイレの洋式化、エアコンの設置、照明のLED化も実施しております。また、長期間大規模改修等のない棟は、床の研磨も実施しております。

現在は、外壁剥離など改修が必要な箇所もありますので、年次的に補助金を活用しながら学校施設の安全安心が守られるよう、今後も改修を進めてまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 各小学校・中学校ごとにいろいろ細やかに説明をしていただきましたけど、今後このようなことに対しまして、小学校・中学校で計画があるかというようなことで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） ただいま最後のほうで述べました外壁剥離などが見られてきておりますので、来年度につきましては、現在、三股小学校が南校舎、グラウンド側を行っておりますけども、三股小学校の北校舎、普通教室棟のほう、ここに外壁改修を入れます。そして、今年度設計調査を行いました宮村小学校についても、外壁改修を来年度入れる計画となっております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それぞれいろいろ外壁調査を行って、いろいろ工事がされると思いますけど、早め早めに改修していただければいいんじゃないかと思っております。

次、行きます。

6月定例会の一般質問の中で、櫛田地区の児童生徒の三股小学校通学路についてということで伺っております。その答弁の中で都市整備課長から、現場の状況を確認しながら、対応について今後合同点検して、皆様と連携して検討したいということでありました。そして、その中でまた、早急に対処してやろうというようなことでありましたけども、教育課から、都市整備課と協議して、今後の状況について地元と学校に伝えていきたいというようなことでありました。この協議の結果というのは、どのようになっているかを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 櫛田地区の児童生徒の通学路のその後の経過についてお答えいたします。

前回6月でお答えいたしました都市整備課からの回答、そして、教育課からの回答を踏まえた後の部分になります。

まず、9月12日に、教育課の職員と三股小学校教員で現地確認を行っております。そして、早急には、水が冠水する道路、ここについての改修は早期にできないため、通学路の代替案を説明させていただきました。代替案の通学路は少し距離は長くなるんですが、道路は新しく、排水も心配ないことを併せて説明しております。翌週には、学校のほうから櫛田地区委員長の方に通学路の変更をお願いし、地区委員長から該当する2つの班の保護者に話をしてもらい、特に異論等はなかったと聞いております。その後、教育委員会のほうで代替案の道路で登校していることも確認をしたところであります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 現地の委員長、副委員長といろいろして、異論がなかったということであって、今、それからは、現地をたまに子供が通ってるんですね、やっぱり。今までの道路をですね。そのことも確認なされてるちゅうのは、ちょっと今、ちょっと話があったわけですけど、そういう話も聞いてから私も聞いて、だったんですけども、これは、やっぱり今までどのような状況であって、子供が普段から通り慣れてるからちゅうことで通ってるんじゃないかと思っております。その中で、徹底してそれが混じってるんだらうかちゅうような話も聞きましたけど、その状況はどうですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） ちょっとただいまお話いただきましたけども、教育委員会のほうでは朝の登校のときの確認をしとったものですから、もしかしたら下校時に慣れたところを児童が帰っていた可能性もありますので、また学校のほうの先生にお伝えして、保護者のほうからもお伝えいただくように連絡を取らせていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） そうですね。いろいろ、それから後、またいろいろ来て、台風とか、大きな台風が来て、やっぱり雨が多かったわけですから、やっぱり今後のことも考えられますから、やっぱり帰るときに、今までの道路をやっぱり通ったりしたら、またちょっと水が長く、何十メートルとたまってるわけですね。多分現地を確認かされたと思うんですけども、そういうような状況でありますから、後でどうのこうのがあったりしたらいけないから、そういうような事でやっぱり徹底して、そんな形で連絡をしていただいたり、実施していただいたほうが

いいんじゃないかと思っております。

その中で、後で最後に行きますけど、和牛生産農家・肥育農家の支援事業というのを伺ってきたいと思います。

子牛の和牛取引の下落が止まらないなど、生産コストの上昇が肥育農家の経営を圧迫していると言われております。新型コロナ禍による枝肉価格急落の影響を受け、2020年の水準を下回る深刻な状況であります。背景には、肥育農家の資金繰りの悪化があります。枝肉についても安くなっております。現在出荷している肥育牛に対しても、子牛が80万円前後であったちゅう状態で高騰した時期であります。すればするほど収支が厳しくなる状況であります。そしてまた、畜産クラスターなど活用で、増頭農家が増えてるちゅうような状況であります。和牛生産農家、肥育牛農家の支援事業はできないものかというようなことで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 畜産について、和牛生産農家・肥育農家の支援事業についてお答えいたします。

現在、畜産を取り巻く状況といたしまして、新型コロナウイルス感染症の長期化や不安定な国際情勢の影響により、原油・飼料・資材等の価格高騰といった生産コストの増加に伴い、肥育農家の購買意欲の減少を受け、肉用子牛の価格が今年度に入り大幅に下落傾向をたどっているところでございます。JA都城管内の8月、9月の平均取引価格を見ますと、肉用牛として肥育する子牛・去勢では、前年同月に比べ15%下落し、今後も価格低迷が続くと予想されているところでございます。

このことから、本町では、農業経営に支障が生じている農業経営者の負担軽減を図るため、町独自の原油価格・物価高騰農業者支援金を町内に住所を有する農業経営者、園芸農家及び全畜種農家に対し給付を行っているところでございます。

なお、実績としましては、9月末時点で個人農家177戸、法人12件の合計189件となっており、支援金額は合計1,005万円となっているところでございます。

このほか、肉用子牛生産・繁殖農家の安定を図る目的として、全国肉用子牛価格安定基金協会が行っている肉用子牛生産者補給金制度や、独立行政法人農畜産業振興機構が実施している肉用牛子牛生産補給金制度、さらに、肉用牛生産者・肥育農家の経営に及ぼす影響を緩和するための肉用牛経営安定交付金制度、俗に牛マルキンといった生産者を支援する国の制度もございますが、現在までこの発動には至っていないところでございます。

なお、国が配合飼料価格の上昇に伴い畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に対して補填する配合飼料価格安定制度については、今年度も発動しているところでございます。

また、今議会に追加提案しております議案第77号の補正予算（第7号）におきまして、畜産

農家を対象に三股町飼料価格高騰対策支援金5,270万円、施設園芸農家等を対象に三股町暖房等燃料費高騰対策支援金230万円の計上をさしてもらっているところがございますので、ご審議方よろしくお願ひしたいと思います。

引き続き、県、JA都城及び関係機関と連携し、今後の価格動向を注視しながら支援策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） この前、77号の中でいろいろ説明がありまして、課長が今言われたとおりでなんですけど、この状態が続けば、ますます資金繰りが悪化するんじゃないかと思っております。この状態に対して、今後の事業ということでできるものかを伺いたしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 今後の事業といたしましては、先ほど申しましたとおり、今度の補正で計上させていただいております畜産農家に対する三股町飼料価格高騰対策支援金、国・県の補助を除いた差額分というところの補填をやっていくと。園芸農家に対しまして三股町暖房等燃料費高騰対策支援金と、こちらのほうを予算化、計上させていただきまして、こちらのほうで支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） それぞれいろんなところでいろいろ、台風災害によっていろんなところで被害が出てる状況であります。また、コロナ禍ということでありまして、大変厳しい状況でありますけど、支援できるところは支援していただきたいと思ひます。

これで終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため、13時30分まで本会議を休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時28分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 発言3番、中原美穂です。通告しました案件について質問させていただきますが、初めての一般質問に疑問に思ったことを質問させていただき、非礼な点あるかもしれませんが、ご了承いただければ幸いです。

先ほど西村議員のお話でもありましたが、今回の交流拠点の中で、行政と町議での話合いに進められた現状に驚きを隠せないのが事実です。5年計画に至り、月日が流れておりますが、まだ建築に至っておりません。町長からありました老朽化施設の改善含め、いま一度見直すと、今回20億の予算の使い道に関して、既存の建物維持と、私自身、庁舎建て替え計画を優先に考えるべきだと思い、今回の質問に至っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町役場は今後何年もつのでしょうか、耐震クリアしたとお聞きしていますが、今後何十年この役場でいこうと思われるのでしょうかのご質問に対してお答えいたします。

これらの質問は、今年の6月議会の一般質問でも同様の質問がございましたので、繰り返になりますけれども、役場の耐用年数等についてお答えいたします。

本町では、平成28年12月に公共施設等総合管理計画を策定しております。公共施設等総合管理計画では、町全体の公共施設の総合的な情報把握、方針の策定を行っており、さらに、個別の施設ごとに劣化状況、対策内容、実施時期や対策費用を踏まえた実行計画となる三股町公共施設個別計画を策定しているところでございます。役場庁舎は、構造上、鉄筋コンクリート造りに位置づけられ、計画における施設長寿命化の基本方針において、鉄筋コンクリート造りと鉄骨造りについては建築物全体の望ましい目標耐用年数を根拠に、躯体の建築物を標準で60年間使用することをし、躯体の健全性調査結果が良好な場合には80年以上使用するとしております。長寿命化のイメージとして、経年による機能・性能の劣化などにより、竣工から20年後に損耗・機能低下に対する機能回復工事となる大規模改修、さらに、20年後には機能回復工事と耐用性、快適性、省エネ性を確保するための機能向上工事となる長寿命化改修、その後は20年周期ごとに、60年には大規模修繕、80年に建て替えというふうになります。

したがって、計画に即して考えますと、建て替え時期は、役場本庁舎は昭和46年建築でありますので、令和33年となり、役場新庁舎は平成3年建築でありますので、令和53年となりますので、当面建替えの予定はないところです。

しかしながら、今後の情報化の進展等により、社会情勢や生活環境が目まぐるしく変化する状況にあることから、その変化に順応し得る行政機能に即した庁舎機能の在り方を検討する必要性が出てくるかもしれません。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今の内容だと、30年後に建て替えを計画ということでしょうか。

すいません。20年後に建て替えを計画……。計画としては、何十年後に計画をし始めて、実行されるってことなんでしょうか。すいません。ちょっと質問があつてるのか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 繰り返しになりますけれども、一応こういう鉄筋コンクリート造り、鉄骨造りについては、耐用年数を長寿命化として80年を考えているところでございます。ですから、役場本庁舎については昭和46年建築でありますので、令和33年、そして、この役場新庁舎——向こうのほうですね、西側のほう、こちらについては平成3年の建築でございますので、令和53年になりますと。まあ一応予定ですが、ただ、今後の社会情勢の変化によって、この辺りは十分また検討する必要があるのかなというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） この質問が合ってるのかちょっと分かりませんが、何、80年もつ、60年もつというのは現状分かったんですけども、あと何年この庁舎でいって言ったところに、30年はこの庁舎で居続けるというふうにお考えなのでしょうか。すいません。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 回答のとおりでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 私は町民として、私見で大変恐縮なんですけれども、庁舎自体が利便性がすごく悪くて、いろいろとちょっとたらい回しになるときに、あちらに行かれ、こちらに来てください、そっちに行ってください、このように言われてる現状に、今、庁舎というのを建て替えて、一つに集約していただきたいという要望はあります。今みたいに時代とともに変化するという現状に、今、この庁舎が修繕はたくさんされてます。その場所その場所の修繕。ただ、その修繕をいつまで続けて、そのお金を使っていくのか、それが私としては悩ましいという現状です。今これから質問内容でお手洗いの話を申し上げますが、修繕をいつの時代までかけて修繕し続けるのか。80年もつ、それは現状分かってるんですけども、じゃあ、現状80年もつために、修繕費をどれだけかけて、ここを維持していこうと思われてるのか、これがちょっと私としては考えにくい内容だったので、今回の質問をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われてるのは、要するに、事務の効率化含めて、要するに、お客さんのサービスの向上のことを言われてるのかなというふうに思います。そういう意味合いじゃ、総合窓口で一本化するとか、あるいは、DX関係、トランスフォーメーションで事務の共通化、または、何ですかね、効率化、その辺りをやっていくというのは、もうこれは当然のことでありまして、それから、庁舎との関連ではなくって、それは行政改革の中の一環というふうに考えま

すので、その点については、今後は、やはり事務能率、住民サービスの向上、その辺りでしっかりと対応はしていきたいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今、町長が申し上げたDXも含めて、その内容をしていくのは分かるんですけども、庁舎自体を考えていかないと、そのDXに向けてという、今の庁舎の現状だと、ちょっとそこまで進めるのかというふうに私自身が思います。なぜかという、やっぱりどうしても久しぶりに、まあ余談になりますけれども、三股町役場に行きまして、タイムスリップをしたかのように、今、令和なんですけど、昭和にタイムスリップしたかのように、まず古い。町の顔としてあるべき姿、庁舎が今この現状だと、新しいもの新しいものというものは口頭だけで、進んでいくことができないんじゃないか。やっぱり新しいものをしていくには、新しい施設の中で生産性高めて、皆さん、職員さんが働きやすい環境にしていく、これも一つ大事なことで私は思いますので、その辺りは改革や改正、そしてDXの行政、まあちょっと行政の在り方が分かりかねますけれども、そこはやっぱり新しくしていくということを考えていくべきではないかと思ってます。三股町は新しいものを造ることは大好きなのかなと思うのが、いろんなところにいろんなものがあります。それを維持していくというのも、やっぱりお金です。そう考えると、しっかりともう一回見直して、一つに集約していきなり、庁舎もそうですし、今、隣のところの教育の場所ですけど、教育の方が何か話をしたいときに、役場に来なきゃいけない、その時間もロスだと思ったり、まあそこはちょっと話から変わりますけれども、その辺りでやっぱ庁舎見直し、建て替え見直して必要なんじゃないかっていうふうに思ってます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時42分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 庁舎の建て替えに、今後の計画にはないっていうことでお間違いないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどからお答えしておりますけれども、町では、公共施設等総合管理計画というのを町全体の建物全体の計画をつくってるんですよ。そして、それに対して個別計画をつくっているわけですね。それぞれの建物をどうするかというのを。ですから、それで今、

答えてるところです。そのようにご理解いただければということで、いつまでこの役場でいこうと思われているんですかというご質問ですから、それに対して、個別計画のこういう、20年後にはこうします、20年後にはこうしますということで、これは80年もちますので、その80年というスパンの中で検討します。ただし、世の中のいろんな情勢等が変わってくれば、またその中で検討も必要でしょうというような回答でございます。

○議員（2番 中原 美穂君） はい。それでいいです。

○議長（指宿 秋廣君） 手を挙げられてください。手を、質問をされる、手を挙げてください。

○議員（2番 中原 美穂君） いや、次に行くには……。

○議長（指宿 秋廣君） 要するに、手を挙げて、次に行きますと言う……。中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） じゃ、次の質問をお願いします。

役場トイレが和式なのは、なぜでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 役場のトイレの事情についてお答えしたいと思います。

本庁舎は昭和46年建築、また、新庁舎につきましては平成3年に建築されておりまして、最初は全てが和式トイレでございました。しかしながら、庁舎トイレの洋式化事業に伴いまして、平成30年度、そして、令和元年度の2か年にトイレの一部を洋式化したものでございます。和式を一部残した理由につきましては、便座利用に衛生面で抵抗のある利用者に配慮したことによるものでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 洋式が日本に入って、60年はたちます。今、返答をいただいた、今までの方への配慮という形で和式を残しているということだったんですけども、今の世代は、和式を経験がない方も多いです。しゃがめないとかですね。役場でトイレができない。それはなぜかという、やっぱ怖いとか、和式できないとか、洋式もあるんですけど、次の質問にありますが、ウォシュレットがないとか、そういった意見の中で、しゃがんでお手洗いができない方もまたいるという中でも、これからの方への配慮といったところで、洋式に全部していくってことはないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、ウォシュレットについてなんですけど、洋式化したトイレにつきましては、全てウォシュレットは取り付けてあります。もちろん和式にはウォシュレットはないと思いますが、洋式化した分については、全てウォシュレットはついております。

それと、今後のその全てを洋式化ということについては、現在のところ考えておりません。今、

中原議員がおっしゃったように、やはり人それぞれの利用については、考え方があると思います。例えば、子供たちについては、もちろんもう洋式化について、洋式しか知らない方々もいらっしゃいますが、やはり年配の方々については、先ほど言った衛生的なところも踏まえて嫌われる方もいらっしゃいますので、今のところ洋式化することについては考えていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ウォシュレットの話へ進んでしまったんですけども、ウォシュレットが1階の公共のトイレにはないんですけども、あと、4階の障がいのバリアフリーのお手洗い等にもなくて、全部のところにあるというふうな話なんですけど、まずないのと、お手洗いにいくときの洋服がけもないといったところで、その辺りは、ないところにはこれからするんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、中原議員が言われたのは、障がい者用トイレの……。

○議員（2番 中原 美穂君） は4階です。1階は洋式のところです。入ってすぐ真正面のトイレ、お手洗い。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午後1時47分休憩

午後1時48分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議へ行きます。

総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど言いましたとおり、洋式化に伴いまして、洋式化したものは、ウォシュレットは全てつけているはずなんです。そういう形でしたので、再度確認を女性職員のほうにさせていただきたいと思います。後で報告という形でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） じゃあ、次の質問です。消毒や手拭きがないのはなぜでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 消毒液や手拭きがないのはなぜでしょうかということで、これはトイレの、に関してということよろしいですね。

コロナ感染症対策としまして、令和3年度に、接触リスクを軽減するために、トイレ等については、まず、手洗いの自動水栓化に取り組んだところでございます。接触機会を軽減するための

最小限の措置としまして、消毒液は庁舎内の各所に配備しておりますので、トイレに特定した消毒液、手拭きは配備していないものでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 庁舎は町民のために、そして、職員のためにあるべき場所であり、まだ石けんが置かれております。消毒に関して、感染症を含む対策、その予算も配慮が必要なのではないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 現状の感染症に対する衛生対策として不備があるのであれば、例えば、石けんを液体石けんにするなり、そういった配慮はしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

洋式１つあり、修繕されていることもありますが、先ほども多分同じ質問になると思いますが、全体的にする、きれいにしていくってことはできないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 洋式について、まあ修繕がされているところがありますかということ、全体的にきれいにすることはできないのでしょうかということなんですが、本庁舎、新庁舎ともに既存スペースを活用して洋式化改修を行ったところでございますので、特に本庁舎は、トイレ空間の狭さとか、あと、アンバランスな印象、または、古い印象がありますけれども、衛生面では毎日の清掃業務を行っておりますので、よりきれいに保たれているものと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 町民が利用する１階だけでも、全体的にきれいにするというお考えはないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） きれいにというのは、衛生的にということなんですか。それとも、見た目、あと、レイアウト的なところなんですか。どちらのほうに対する……。

○議長（指宿 秋廣君） 座って。総務課長、座って。中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） どちらもです。衛生的にも扉のところが、何ですか、扉を開ける、木の扉ですかね、も危ない。割けてたりとかするっていう部分だったり、全体的にも古いので、

それは見た目もですし、衛生的にもですし、安全性も含めて全体的に変える必要があると思います。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） まず、衛生的な面につきましては、先ほど言いましたとおり、毎日の清掃業務を行っておりますので、その部分については保たれているものというふうに考えていますが、今おっしゃったように、部分部分で、やはり安全性とか、そういったものを見受けるのであれば、もう一回庁舎内を確認した上で、必要な修繕等を行っていききたいというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 修繕等の見直しで、毎回修繕されてる部分あるんですけども、全体的に修繕というのはお考えできないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 全体的な見直しとなりますと、庁舎自体の全体的な改修関係になってきますので、現在のところは、その改修、大きな改修の部分については考えておりません。部分部分の中での先ほど言われた安全性の確保というところについては、修繕をしていききたいというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

三股町業者にプレゼンしていただき、アピールして改修工事はできないのでしょうか。これもお手洗いです。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） このご質問については、今の流れの中で、トイレの、庁舎自体の全体的な改修もということの前置きとした考え方と思えますけれども、現在のところ、そういった庁舎の中のトイレ自体の大規模な改修等は考えてはいないところでございます。また、トイレ利用については、不便な状況には確認しておりますので、そういった意味からも、全体的な改修は考えていないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（２番 中原 美穂君） 今、トイレの話にもなってますけれども、町の活性化も含めて、町の業者を巻き込んで、町の町民を巻き込んでやっていくというやり方というものも、改修という形の工事の中に一つ入れていくというものも、私としたらいいんじゃないかと思っております。予算も財政負担軽減できるといったところでは、町の業者、町民といったところで巻き込むというのもできるんじゃないかと思っております。

今、三股町の財政というものを増やしていくといったところに、町民や町の業者を巻き込んでいくというふうに申しあげましたけれども、ちょっと脱線して申しわけない。岐阜県白川村という地域があります。人口500人の村に年間215万人の訪問者が来ております。村でもいろんな課題に取り組んでいくといったところで、今、議会の中で都城市というところとよく比べると思うんですけども、比べるんじゃなくて、三股町としてどうしていくのがいいのか調べて、実行していただきたいというのが現状です。話ちょっと、アピールといったところに話を、今、話してますけれども、我が三股町も自然で豊かでアピールするという、「150周年ハートのまち」をどんどんアピールして、田舎ならではのユーチューブを発信したり、三股町の年配の話を取り上げて配信するなど、私として今回選挙に出まして、そのときの今回の議会のときに選挙で、父親と三股町民のおじさんたちの話をインスタグラムで上げたら、その会話を、話している会話を上げるだけで4,500回というアクセスがあります。このように、アピールという仕方はいろいろあって、数字で表れるというのを見ながら、まち全体として人の興味は何なのか、三股町の魅力は何なのかといったところでも取り上げていながらやっていくっていったところが大事なんじゃないかというふうに思っております。先ほどの北諸弁という、北諸弁なのが、三股町の、まあ父親は三股町で生まれて、三股町で育って、三股町に今現状いて、普通の会話なんですけれども、現状私たち世代では、その話を理解することはできても、話はできない。そして、今からのZ世代なんて話を理解できないといったところも、またアピール材料の一つというふうにも思っていて、町おこし、まあ今のトイレの話もそうですけど、アピールの仕方というのはいろいろあって、そのアピールの仕方をもう一度、いま一度行政も考えて、見直していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 質問になってませんが、質問なので……。

○議員（2番 中原 美穂君） 質問。そこで、そういうアピールはいいんでしょうか。アピールをしていくというのは、また違う質問、内容になるんじゃないかと思って終わりましたが、それはどうなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 一旦休憩します。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 質問の最後の町民参加型での町おこしで、行政でしていくことは

できないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 町民参加型の行政ということになりますと、通告にございませんので、直接お答えすることはできません。ただし、町がいろんな施策を進めるに当たって、五本松の交流拠点関係もそうですけれども、町民の参加ということは常に意識してやっていくべきだというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

五本松住宅跡地の空き家が1棟残っているのは、なぜでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 五本松住宅跡地の空き家が1棟残っているのはなぜでしょうかというご質問にお答えいたします。

五本松団地跡地を活用した交流拠点施設整備事業では、「町民とともに考え、町民とともに進める」をスローガンに、町民参加型のまちづくりを実践しています。本事業を進める上で、基本構想の策定段階から町民ワークショップを設け、その参加者から、ここに団地があったことを思い起こさせる要素を残しながら、新しい姿に生まれ変わってほしいという意見がございました。このことを受けて、当該跡地にあった構造物を全て撤去し更地にするのではなく、長屋、滑り台、樹木を暫定的に保存することといたしました。

今後予定している設計段階において、これらの保存物をどのように活用することができるか、あるいは、撤去すべきかについて検討することといたしております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） まず、今の1棟を残していくべきか、それとも解体するべきか、まあ町民の皆さんとお話しをした上で決めていくということで、持続可能であるために重要なのか、本当に地域に望む姿で町民との議論をしてるのか。町民の皆さんは、こんなふうにしてほしい、あんなふうにしてほしいという意見が出てくると思うんですけど、今の現状は、じゃあ、どうなのか。その辺りも、まあ変化の激しい今、時代ですので、やるべきことを情勢に応じて変化できるのか、その辺り、取組の内容として、地域の目指す方向と現状立ち位置が常に確認してるのか、そこはどうなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） この一軒家の長屋、1棟残っているということに関してご説明をちょっとさせていただきます。

この建物は、昭和の時代にあった長屋です。壊すのは簡単です。ただ、そういったものを逆に

生かすと。そして、それを昭和の時代を思い起こさせるようなものを残すということも、一方の戦略としては考えられます。ですから、これを昭和の時代を振り返らすための歴史的、あるいは、遺産として活用をするというのも、一つには方向性としてはあると思っています。あくまでもこれにつきましては、設計段階で協議して、これを生かすか、それとも取り壊すか、これについては、しっかりと町民の意見だったのを取り入れながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 昭和の在り方、昭和を残していく、昭和に建ったものをもって今おっしゃったんですけれども、木造で建ててるものだったら残していくべき時代を感じますけれども、あの長屋に残していった三股町が、果たしてそれが昔の昭和を思い出させるのか、どうなんでしょうか。それは話合いの中に決めていくということなんですけれども、そういう思われてる話合いに意見は言わないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） あくまでもこの構想の段階から、そのワークショップに参加した人の意見の中から、この建物を取り壊すのではなくて、何か生かす方法はないのかという意見に基づいて、今、残してるということです。つまり、これを必ずしも残すというわけではございません。あくまでも皆さんの総意、意見を元にしながら、生かせるときには生かす。もしそれを生かさずに新しいものを造る場合は造るということで、これから検討をするということでもありますので、ここでどうするということについては、お答えをしかねます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、事業計画、収支、どのように進んでいるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 事業計画・収支はどのように進んでいるのでしょうかというご質問にお答えいたします。

回答といたしましては、事業収支について、整備段階と運営段階に分けてお答えいたします。

初めに、整備段階における事業収支についてですが、本事業の補助金として国土交通省所管の都市再生整備計画事業を活用する予定でございます。現在想定している概算事業費は、町民交流施設がおよそ9億7,000万円、イベント広場や屋根つき広場、駐車場等の屋外施設がおよそ4億3,000万円となっています。これらの事業費は設計・建設に要するもので、2分の1に相当するおよそ7億円が国から補助される見込みでございます。

一方、民間施設となる商業交流施設については、おおむね4億円を見込んでおります。商業交流施設の設計・建設に要する財源については、金融機関または町からの貸付けを検討しており、テナント入居者からの20年間の家賃収入及び借地料収入等によって返済可能な事業計画を立て

た上で、実施の可否を判断することといたしております。つまり、建物を建てた後にテナントを誘致するのではなく、あらかじめ入居希望者を選定し、家賃交渉等も行った上で、具体的な収支見込みを立ててから事業化するという考えでございます。

以上の事業につきましては、あくまでも現時点での都市再生整備計画における概算事業費であり、近年の飼料高騰等、物価変動の影響も想定されますことから、今後、当該事業費は増える可能性がございます。

次に、運営段階における事業収支についてですが、商業交流施設については、先ほどご説明いたしましたとおり、テナント方式により20年間で返済する計画を目指しております。返済期間終了後は、家賃収入分が収益となる見込みでございます。

一方で、町民交流施設及び屋外施設については、町が所有する公共施設であり、収益性を求める施設ではございません。基本計画で示した学び、子ども・子育て、健康づくりについて、民間との連携によって質の高いサービスの提供を目指します。あくまでも公共施設であることから、利用者負担によって運営に関わる費用等を全て賄うことはできませんので、一定の町負担が必要となる見込みです。

町民交流施設の運営に対する町の費用負担は、単なるコストではなく、交流拠点において町民の活躍や自己実現の場を生み出し、町民の満足度や幸福度の向上につなげるための投資であると捉えております。毎年の負担額や中長期財政計画等については、今後検討することといたしております。

なお、イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンスコスト等をできるだけ削減するため、施設構造や設備等については、設計段階から検討を重ねてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ご説明いただいた件で、議会や諸事情も存じ上げずに意見を申し上げ、甚だ恐縮ではございますが、今ある三股町の活性化、観点、本当にその施設が今、必要とされてるのでしょうか。そして、既存の施設は、じゃあ、今後どうなっていくのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 必要があるかどうかということですが、これにつきましては、基本構想の段階から町民の方々に参加いただきまして、2.2ヘクタールの土地にどういった機能を備える、備えればいいのかということで検討を重ねてまいりました。そういった広い町民の意見を吸い上げ、そして、計画の中に反映しておりますので、現在のところ町民の意向に即した施設ということで、計画であるということをご理解いただきたいなと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

- 議員（2番 中原 美穂君） じゃあ、既存の施設の利用はどうなるのでしょうか。
- 議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。
- 企画商工課長（山田 正人君） 本日、西村議員の質問のときに町長から説明がございましたが、中央公民館の生涯学習機能、この機能を移したということ、あるいは、健康管理センターにおけるトレーニングジムの要素を移すといったこと、そういったところの機能を移すということでの利用ということで、施設のほうを計画しております。
- 議長（指宿 秋廣君） 中原議員。
- 議員（2番 中原 美穂君） 移設を、移した後のその残った既存の施設はどうなるのでしょうか。どういう活用性をされるのでしょうか。
- 議長（指宿 秋廣君） 教育課長。
- 教育課長（福永 朋宏君） 今、企画商工課長のほうから出ました中に、中央公民館のところがあったと思います。公民館の機能としまして、町民の方のいろんな団体の会合の場であったりとか、あと、生涯学習の実践の場ということがあるんですけども、今度、交流拠点の基本計画の中に、生涯学習の教室を機能はあちらのほうに移動するという計画もございます。中央公民館につきましては、その後の利活用、どのような方が利用される場合にどんな部屋が必要かとか、そういった部分を、今からまた改修の計画も内部で話を始めたところでございます。
- 議長（指宿 秋廣君） 中原議員。
- 議員（2番 中原 美穂君） 生涯学習の多いって今おっしゃったんですけど、社会福祉のところでは生涯学習はできないんでしょうか。また違うんでしょうか。
- 議長（指宿 秋廣君） 収支になってるから……。
- 休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

- 議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。
- 中原議員。
- 議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。
- 空き家等情報バンク制度に関して、掲載が4件のみ、令和1年より情報掲載がないと発信がされておりますが、どのようになっているのでしょうか。
- 議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。
- 企画商工課長（山田 正人君） 空き家等情報バンク制度に関して、掲載が4件のみ、令和元年度より情報掲載がないとのご質問についてお答えいたします。

まず、三股町移住情報サイト「みまた〜ん. com」の三股町の空き家バンク登録成約件数の令和2年度及び令和3年度の数値が掲載されていないということについて、先月末に確認いたしましたところ、中原議員ご指摘のとおり、掲載しておりませんでした。早速担当者に指示をして、本サイトに数値を掲載いたしましたところでございます。この件につきましては、担当課長として確認を怠っていたことを深く反省いたしております。今後は、このようなことがないよう細心の注意を払うとともに、企画商工課が扱う各種情報サイトについて、数値の更新をはじめ、最新情報の掲載に努めてまいります。

次に、空き家バンクの掲載件数についてであります。現在、空き家4件、宅地1件の計5件を掲載いたしております。空き家バンクに宅地や空き家を登録するには、当該物件を所有する方等が役場に直接申請していただくことになっております。

なお、売りたいとする物件が相続等により所有権移転が完了していなかったり、抵当権などの権利が設定されていたりした場合は、掲載できないことになっております。詳しい内容につきましては、町のホームページに掲載いたしておりますので、ご確認いただければと存じます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 町として県内や県外からの移住者への補助、空き家バンク制度を導入していますが、空き家が増え続けている中で、移住者のみの対象とした補助では、何も解決しないと思っております。補助の対象額を大きくして、法人、多くの業種、外国人への貸出し等を含め、空き家の有効活用をしていただける業種、活用方法をもっと考えるべきではないかと思った次第です。

令和4年の9月26日から10月11日までの期間に三股町空き家対策計画素案での意見公募を行っていますが、今まで住民からの意見や要望は上がってないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 先日までこの空き家対策計画のパブリックコメントを行っておりまして、もう既に期間は終わっているんですが、特に今のところ意見はなかったということでございます、住民からの。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。空き家の住居移住可能が623件あるのですが、物件登録数の3件というのは少ないと思うんですけれども、それはなぜでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 先ほどもちょっと触れましたけども、窓口相談に訪れる方の中には、相続が終わっていないケースや、既に購入者が決まっているケースなど、そういった相談

もございました。少ないということですが、町としてもできる限りの方法というのは行っております。例えば、今年度、広く周知するために、固定資産税の納付通知書と一緒に、空き家バンクの登録案内の文書を同封いたしました。こちらは7月発送した1万1,522通、それに全て入れまして、こういったものがあるということでご紹介したとございます。また、先ほど言いましたホームページ、あるいは広報・回覧、こちらでも周知いたしております。あくまでも現時点では、本人から申入れ、申請したいということで窓口を訪れる方の対応ということで対応いたしております。

ただ、ご指摘のように、六百数十件空き家があるということで、少ないということについても、確かに数から言えばそうだというふうに思っております。ただ、こちら全てを登載するということは、当然それが相続が絡んでいたり、いろんなことでできない、あるいは、本人がしたくないとか、いろんなそこに要素がございます。

今後は、できるだけ利用できる、そうした空き家については、利活用できるように広くPRしていくということと、さらに、この空き家バンク制度は平成27年度に要綱をつくりました。それから六、七年たっておりますので、この事業についての新たな見直しということなども、ちょっと現状、空き家の実態調査が終わりましたので、こういったところで今後どのようにすれば有効に作用するのか、その辺りは検討していきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） ありがとうございます。

最後になりますが、議員になり、三股町へ目を向けた私見で恐縮ですが、皆様の、職員の皆様が目の前のことに処理に追われてる現状なんじゃないかと思う限りです。三股町総合計画に記載されてる内容をどう形にしていくのか、課題を踏まえて、組織や政策をバージョンアップしていただき、社会や組織の多様な人材を生かすための柔軟な制度設計を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、一般質問を終了します。

残りの質問は、明日以降に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時20分散会

令和4年 第9回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和4年10月18日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和4年10月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君

高齢者支援課長	……………	下沖 祐二君	農業振興課長	……………	上原 雅彦君
都市整備課長	……………	井上 政和君	環境水道課長	……………	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	……	細田 高広君	教育課長	……………	福永 朋宏君
会計課長	……………	島田 美和君			

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お願いを申し上げます。傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問時間、答弁を含めて50分以内とすることをお願いしております。また、50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることとしておりますのでご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位4番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） おはようございます。発言番号4番の上西です。初めての一般質問ですので緊張しておりますが、どうぞよろしく願いいたします。私の質問内容は、通告どおり1つ目は小中学校の給食費無償化について、2つ目は介護認定者に対する障がい者控除や特別障がい者手当の申請についてです。

まず1つ目に、小中学校の給食費無償化についての質問をします。

憲法第26条には、義務教育は無償であるとうたわれています。ところが実際には、義務教育である全国の小中学校のほとんどは給食費が有償となっています。このことは、戦前戦後から続く教育体制の変遷の中で、このような形になっているというふうに伺っておりますけれども、どの子供もひとしく無償で義務教育を受ける権利があるというこの憲法に基づけば、子供の給食費を無償にすることは、ごく当然のことだと私は考えています。

つまり、どのような家庭に生まれ育っても、どのような状況に置かれても、心身ともに発育、発達をする権利を一人一人の子供たちが有しているのであれば、義務教育の一環として食について学び、そして十分な栄養を摂取しながら心身ともに健康的に発育、発達していく、そのことを

社会で保障していくことが私は必要だと思います。町長もこのことを公約とされていていらっしゃいます。課題もたくさんあると思いますけれども、私は、なるべく早い時期に給食費を無償化することが必要だと思っています。その理由について2つ述べさせていただきます。

1つ目は、このコロナ禍の状況によって子育て世代の生活困窮家庭が増加していることが予想されるからであります。この約2年半続くコロナ禍の中で、国全体の経済が冷え込み、働き先がなくなったり仕事そのものがなくなったりするなどして生活困窮に陥る人々の数が増加しています。

今年4月の厚労省の有識者懇談会で、新型コロナウイルスの影響で失業し、新たに生活困窮者となる人からの相談が急増したことを踏まえて、福祉事務所の相談支援体制の強化を求める提言がなされたほどです。

こうしたことから、我が町内でも安定した職に就けなかったり、仕事をしていても収入の低い若い世代・子育て世代の生活困窮者が増加していることは容易に想像ができると思います。

三股町内の給食費は、小学生1人当たり月4,100円、中学生1人当たり約4,600円と伺っています。特に経済的に余裕のない独り親世帯や、子供さんが複数人いらっしゃる多子世帯にとっては大変な負担となっていると思われます。

また、令和元年度と昨年度の2度にわたる厚労省の調査で、全国の子供の7人に1人が貧困状態にあるということが発表されています。そうした子供たちは、家庭の経済的な問題で購入できる食材が限られて栄養バランスが崩れており、健康面、精神面に大きく影響を与えていることが大変問題視されています。三股町にも、そうした子供たちが少なからず潜んでいると私は考えています。せめて昼の給食だけでも無償化し、その分を朝夕の食費に回すことができるのであれば、私はもっと町内の子供の貧困を防ぐことができるのではないかと考えています。

理由の2点目として、現在、全国の各市町村で給食費の無償化に向けた動きが活発化して、そのことが話題化しているということです。2017年度までには国内で給食費を完全無償化している市町村の数は、全体の4.4%、76の自治体にとどまっていたけれども、今年に入ってから、大阪府、愛知県内の幾つかの市町や、つい最近では、青森市、東京都葛飾区などの人口の多い地域でも給食費完全無償化にする自治体が続々と増えています。

ちなみに、2021年に大手建設会社で行った全国のまちの幸福度ランキングで、我が三股町は第3位となりましたけれども、第1位の埼玉県比企郡鳩山町は、既に給食費の無償化を実現しています。私が知人、友人と会話をしているときも、三股町は子育て支援が充実しているイメージがあると、よく話題になります。この10年間ずっと人口が増え続けているということも、若い子育て世代の人たちが三股町を住みよい町として選び、移り住んでいるからだと考えます。

こうしたことから、三股町をもっともっと子育てしやすい町として町内外にアピールしてい

くために、なるべく早く小中学校の給食費を無償化していく施策を講じていくことが必要だと思います。このことについて町長のご意見を伺いたと思います。

この後は、質問席について質問をいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。ただいま上西議員のほうから、小中学校の給食費無償化についてのご質問ございました。次のとおりに回答させていただきたいと思います。

学校給食費については、学校給食法11条に規定されておりまして、学校給食の実施に必要な施設整備費、修繕費、学校給食に従事する職員の人件費は、義務教育諸学校設置者の負担、要するに自治体の負担とし、それ以外の経費は保護者負担というふうに規定されているところでございます。

しかし、ご指摘のとおり、ただいまお話がございました全国では、この完全無償化、小中学校の給食費の完全無償化も2017年度で76自治体、まだまだ増えているという状況でございます。そして、全国では、子育て施策として3割の自治体が給食費の全額ないしは一部支援を行い、保護者の負担軽減に努めているところでございます。

県内でも4割に近い自治体が、全額ないしは半額など、給食費の保護者負担軽減に努めております。先ほどありましたように、子供の貧困対策、そしてまた子育ての支援策と、そういう観点から、しっかり自分ところの自治体をPRしていく、そして、この給食費の無償化、あるいは、それなりの軽減策によって、まちづくりの魅力化を高めていく、そういう施策の一環でもあらうかと思っております。

本町は、従前から子育てに優しい町との評判でありますけれども、これまで取り組んできました子育て施策としての医療費の無償化とか一部負担増は、もう県内の自治体でも横並びの状況であるようでございます。給食費の無償化、県内でも、先ほど言いましたように広がりつつあることから、早期に本町でも取り組むことがインパクトがあるというふうに考えております。

小中学校の給食費完全無償化についてですけれども、財源的に厳しいというところはございます。と言いますのも、完全無償化すると約1億3,000万ほどかかりますので、まずは中学生を対象にし、来年度から実施したいというふうに考えています。無償化は、子育て世代にとって移住定住先を選択するインセンティブ、動機になるのではないかとというふうに考えます。そして、子育て世帯の増加は、人口増はもちろんでございますけれども、外食や買物など地域経済の活性化にもつながるというふうに期待しております。

予算は、中学校の完全無償化で約4,400万円というふうに考えております。財源につきましては、一般財源を優先的に検討したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。町の財政状況に合わせて段階的に行っていくということも一つの考え方だと思っております。ただ、ほかの三股町内で働く方からお話を少し伺ったんですが、給食費無償化のための財源を集めるために、例えば、民間から企画提案を募るという方法もあるのではないかというふうな意見も頂きました。給食費無償化については、今後しっかり議論を重ねていく必要があると思っておりますので、そのことをつけ加えまして1つ目の質問を終わります。

2つ目の質問に移ります。2つ目は、介護認定者に対する障がい者控除や特別障がい者手当の申請についての質問です。

介護を必要とされる町民が介護保険サービスを利用したいという申請をした後、調査員が調査をし、その結果、要介護要支援の認定が下ります。要介護認定を受けた方の中で介護度が重い方というのは、歩行や立ち上がり、排泄、入浴などに困難を来している方々ですけれども、同時に、身体、精神、中には知的の障害の状態となられる方々も少なからずいらっしゃると思います。今回の質問は、そうした方たちに対しての市町村長等の障がい者認定、それに伴って利用できる制度についてです。

国税庁のホームページを引用、要約させていただくと、市町村長等の障がい者認定を受けた場合、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず、該当する場合は、障がい者控除の対象となりますと書いてあります。また、そのことに続いた文章です。障がい者控除の対象となる人のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある人、または重度の知的障がい者と判定された人、または身体障がい者一級ないし2級と認定された人は特別障がい者となりますと書いてあります。

つまり、この特別障がい者と認定された人たちは、申請をすれば特別障がい者手当が支給されることとなります。介護認定を受ける方の窓口は、三股町役場では高齢者支援課が対応するところでもありますけれども、障がい者控除や特別障がい者手当の申請に関しては福祉課が行う事務手続だと思われます。そのため、この制度を利用できる町民が利用に行き着くまでには、この制度を知っていることが1つ、そして、高齢者支援課と福祉課の2つの課を行き来することが必要となります。介護認定を受けられた方やご家族に対して、状態によっては申請をすれば障がい者控除や特別障がい者手当の対象となる可能性がありますよというふうに窓口で周知をされているのかどうなのか質問いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 要介護認定を受けている方への障がい者控除の周知について

お答えいたします。

議員がおっしゃられたように、本人や扶養を受けている方が障がい者の場合は障がい者控除を受けられますが、障がい者手帳などの交付を受けてなくても65歳以上で障がい者の程度が障がい者に準ずるものとして要介護認定を受けている場合や、要介護認定を受けていなくても、6か月以上、寝たきりで、食事や排便などの日常生活に支障があると認められる方は障がい者控除の対象となります。このような方が障がい者控除を受ける場合は、町が交付する障がい者控除対象者認定書が必要となります。このため窓口では行ってはいませんが、要介護認定を受けている人などの障がい者控除認定について、町のホームページで周知を図っているところであります。

また、特別障がい者手当につきましても、要介護認定を受けている方向けというわけではありませんが、ホームページで周知を図っています。

なお、高齢者の方でホームページを見られない方もいらっしゃるかと思いますので回覧や広報の活用、介護認定の結果通知のときに、チラシを同封するなどして、さらに周知を図っていきたいと考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。この制度を本当は利用できるのに、総じてホームページを見られないとか、本当にご家族なんかバタバタしている方が多いと思いますので、そうやって制度を知らないが故に利用に行き着かない町民がいるということは、サービスを受ける権利の侵害というふうに思われますので、この質問をいたしました。ぜひ今おっしゃったように、パンフレットなどに明記して、介護認定の通知に申請用紙を同封するなど、何らかの形でその制度についてのお知らせをしていただきたいと思います。

これに関して、最後に質問をいたします。今、私が申しました特別障がい者の対象となられると予想されるような方、または、それに関連して、障がい者控除の対象となられると予想される方は年間どのぐらいいらっしゃるのか質問をいたします。おおよそで構いませんので教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 介護認定を受けた方で特別障がい者の対象となる人の人数ですけれども、障がい者控除と特別障がい者手当は制度が異なるために対象が異なります。

まず、障がい者控除につきましては、要介護1から5の方の多くの方が該当するのではないかと思います。また、特別障がい者手当は、重度の障がいのため日常生活で特別の介護を必要とし、障がい者が2つ以上あるか、それと同等以上か、あるいは所得状況等で該当するかを、県南部福祉子どもセンターのほうで審査しますので、どのくらいの方が該当するかお答えするのは難しいですけれども、10月現在の受給者は31名で、うち16名の方が要介護者となっています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時58分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） みなさんこんにちは、発言順位5番、堀内和義です。通告に従い、質問してまいります。

台風14号による甚大な被害が発生し、被災された町民の皆様には一日でも早い復興を願うところでございますし、亡くなられた方もいらっしゃいました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

冒頭から暗い話で申し訳ありませんが、明るい話題もありました。去る10月6日から10日まで鹿児島県で開催された第12回全国和牛能力共進会において、本県が第7区肉牛の部で優等首席を獲得し、最高賞の内閣総理大臣賞に選ばれました。第9回以来、史上初の4大会連続の受賞です。残念ながら都城市、三股町からの出場はありませんでしたけれども、日本一の称号を得て、宮崎牛のさらなる飛躍につながることを期待できます。現在、和牛子牛価格が低迷しておりますので、県外の購入者が増え、価格が上がることを願うところでもございます。

今回から、特別区で農業高校、農業大学校の部も新設され、小林秀峰高校が見事、優等2席となりました。私も見学しましたが、牛の引き手は女生徒で、堂々として若さあふれるはつらつとした姿がとても印象的で感銘を受けました。

次回は5年後、北海道で開催されますが、過去、肉牛の部では、蓼池の福永昇さん、透さん親子が、第9回、第10回大会において2大会連続で優等主席に輝いております。町内においては、若い和牛生産、また、肥育農家の若い後継者が育っております。全区においてレベルの高い宮崎県ですので、県代表に選ばれるのも大変ですが、今後、生産者、行政、関係者が一体となって出場できるよう頑張っていたきたいと思っております。私も2期目、これからも初心を忘れず、町政のためになる一般質問を心がけていきたいと思っております。

まず、町長選挙の町長公約の中で、5年度から中学校の給食費無償化を実施すると公表、公約されておりましたのでお尋ねします。

給食費無償化については突然のことでしたので、選挙目当ての公約じゃないかと言う人もいますが、5年度から実施するのかどうかお伺いします。

あとの質問は、質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 中学校の給食費の無償化についてのご質問にお答えします。町長選挙で来年度から中学校の給食費の無償化を公約されたが、実施するのかの質問についてお答えいたします。

選挙戦では、中学生の給食費の無償化を来年度から実施すると訴えてまいりました。当選させていただいた以上、実施する予定で令和5年度の予算編成に取り組んでまいります。

給食費の支援につきましては、先ほどのご質問ございましたけれども、全国で3割の自治体が、小中学校の給食費完全無償化、中学生か小学生に絞ったところで、または半額補助などとして支援を行っているところでございます。また、県内でも4割近い自治体が、小中学生の給食費の無償化などの減免に努めているところでございます。

これまで本町は、いろいろな子育て支援策に積極的に取り組むことで子育て世帯の人口増を図ってきましたが、各自治体、同様な施策が横に並びつつあります。引き続き、子育てに優しい町との評価をさらに一歩進めるため、他の自治体に遅れることなく取り組むべきテーマというふうに考えております。

先月10月4日の朝日新聞の社会面で、兵庫県の明石市の子育て支援の記事が掲載されておりました。要約して一部を紹介しますと、明石市は今年10年連続で人口が増加する見込みで、11年と21年を比較すると、ゼロから4歳は約900人増え、出生率も0.1ポイントから0.2ポイント上がったということです。そのきっかけが、高校生までの医療費無償化、中学生給食費の無償化など子育て支援の強化であり、いずれも所得制限は設けなかったということです。

当初は、高齢者や経済界から私たちが後回しにするのかという批判もあったということですが、市長は、子育て世代を支援することで経済が回っていくとの考えであり、実際、子育て世代が外食したり買物したりした効果もあり、町が活性化して税収は30億円以上アップしたということです。その結果、高齢者福祉にも力を注ぐことができ、コミュニティバスの一部無料化や認知症診断費用の全額無料にするといった政策にも取り組んでいるとの記事でありました。

このような先進事例もあることから、中学生に対する給食費無償化は、保護者負担の軽減にとどまらず、子育て世代の移住定住促進、住宅建設など地場産業の活性化、そして雇用増、税収増

などにもつながり、経済の好循環を生むものと期待しているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今、町長のほうより、いろいろ事例を頂きましたけれども、仮に無償化した場合の経費についてお伺いしますけれども、無償化するとなれば、中学生を持つ保護者は大歓迎ですね。しかしながら、これについては予算が伴います。限られた財源の中で、毎年、経常的経費、義務的経費、投資的経費が増加しております。無償化した場合の経費はどれくらいになるのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 中学校の給食費を、月額4,600円で年間11か月分徴収しております。生徒数が来年4月に941人と見込んでいることから、4,750万円が、おおよそ必要となります。ここから別制度である就学援助該当者分おおよそ350万円を差し引いた4,400万円が補償化事業の対象事業費となると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 年額にして4,400万ですか。現在、ソ連のウクライナ侵攻を、小麦やトウモロコシ、原油価格が高騰し、関連するあらゆるものが値上がりをしております。給食費の食材等の値上がり分の補填も実施しているわけですが、今後、さらに値上げがあると言われております。一回値上げしたものは、なかなか値下がりはいたしません。値上げ分も加算されることとなりますけれども、今後、中学校の生徒数も増えるということでございます。経費は、さらに増える可能性があります。

無償化した場合の財源についてお伺いしますが、毎年4,400万が必要になるわけですから、その分、税収が増えればよいのですが、税収が伸びなければ、当然、他の経費を削減しなければなりません。毎年、必要経費も増え続けているわけですから、財源的な裏づけはなされているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 中学校の給食費を無償化した場合の財源の裏づけはされているのかについてお答えいたします。

実際における実施における費用としましては、先ほども申しましたとおり、来年度は4,400万円ほどになると見込んでおります。具体的に、どの財源を充てるかにつきましては、来年度の予算編成過程におきまして、歳入予算の配分を行っていくこととなります。歳入面で給食費無償化に係る財源としましては、町税や繰入金などの自主財源、依存財源のうち、地方交付税や各種交

付金の一般財源が、その財源となります。

地方交付税につきましては、来年度の地方財政計画が示されていない状況で、不透明ではありますが、地方交付税につきましては、総務省の概算要求では、国税4税の伸びを背景に増額の見込みとなっております。町税につきましては、過去5年間の決算で見ますと、毎年5,000万程度の伸びとなっているところでございます。

中学校の給食費無償化の財源としましては、まずは、町税や地方交付税などの一般財源を優先したいと考えているところでございます。そのほか、今年度からふるさと納税の推進強化に取り組んでいることから、ふるさと未来基金繰入金の子育て高齢者福祉事業、その他町長が必要と認める事業分も活用してまいります。

また、歳出面では例年どおりでありますけれども、各事業の優先度によりまして事業の取捨選択を行いまして、事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 税収は伸びるということなのですが、当然、歳出も増えるわけですよ。そこ辺りがトントンに行けばいいんですけども、やはり収入も増やしていかなければならないし、歳出をどうするかですけども、その中でやはり自主財源がある程度多くないと、依存財源、地方交付税辺りも毎年増えていけばいいんですけども、これも多分、流動的じゃないかなというふうに思っておりますし、ふるさと納税のここ辺りも、はっきり言って未定ですよ。寄附者が多ければいいんですけども、なかなか伸びていない現状ですので、そこ辺りを考えていくと、やはり歳入を増やす、また、その中で見合ったような歳出を抑えることも必要になると思うんですけども、これについては、先ほど5年度の予算編成の中でいろいろ検討をされると思うんですが。

次に、給食費の無償化、恒久的に実施するのかどうかお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 中学生の給食費の無償化についてであります。先ほど町長の冒頭の答弁でもありましたとおり、中学生保護者の家計負担軽減にとどまらず、人口の維持増加、地場産業の活性化、そして町税の増につながることから、恒久的に実施したいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 無償化に反対しているわけではないんですけども、無償化したものを将来的に、財源的にちょっと厳しいなというときに対して、それなら有償化しようということになったときには非常に厳しいですよ。当然、もうずっと無償化になったものを、今度、有

償化するよとなったら反発がかなりあると思います。

ですから、やはり将来的な財源、予算配分を十分検討した上で、慎重に実施していただきたいというふうに思っております。

それと、食材の値上げに伴う値上がり分の補填を現在いたしておりますけれども、給食費を現状維持にしていますが、今後、食材の値上げがない場合の補填も恒久的に継続するのかどうか、この件については無償化になれば解決するわけでありましてけれども、小学校は有償化ですので、現状維持で分かれば教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） ただいま、給食費につきましては、無償化の話と、6月の補正予算で組ませていただきました支援事業の話と材料費高騰の支援事業の話と、2つの話が動いておりますけれども、今ただいまの質問のお答えとしましては、食材費高騰が続き、値下げがない場合にあっては、保護者負担を増やすことなく町内の児童生徒に対して質を維持した給食を提供する必要があると考えておりますため、小学校の給食費も値上げすることなく、この学校給食支援事業も恒久的に実施したいと考えております。

ただし、値上げ率というのがどこまでなるかというのは、現在分かっておりませんが、際限なく続けるかどうかというところは、状況に応じて、ある程度計画をもって話していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現状でいいんですけど、大体どれぐらいの経費がかかっているか、これ分かりますかね。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 学校支援事業につきまして、6月補正で予算措置させていただいた分が、小学校、中学校それぞれ9月から3月までの7か月分を計上しております。これが、小学校が359万円、中学校が171万円という7か月の計算をしております。これを、材料の値上げは、このときの大方の予想、このまま行ったときで12か月分に引き直したときは、小学校が615万円、中学校が292万円という想定を今の段階でしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今の現状では、まだ材料費が値上がりする可能性が高いですね。そのように言われていますので、なかなか下がらない現状だと思いますので、若干またこれ辺りが増えてくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

次に、中学校は無償化して、小学生は有償化の場合、小学校とのバランスがとれるかどうかですよね。当然、小学校の保護者からは、中学校を無償化するのであれば小学校もしてくれよというのが必ず出てくると思います。小学校についても何らかの対応を考えておかないといけないんじゃないかなと、当然そういう話が出るんじゃないかなと思いますので、その対応ですけども、このことについては、どのように考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 小学校の給食費とのバランスがとれるかというご質問にお答えいたします。

小中学生ともに食材費不足分については、学校給食支援事業の継続を考えております。そして、小学生は中学生になれば給食費が無償化となります。以上のことから、いずれも家計負担の軽減が図られ、学校給食費に関する町の子育て支援事業は小中学生一貫した取組になると捉えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現状では、小学校は検討しないということですね。そういう解釈でいいんですかね。当然さっき言ったように、小学校の保護者からも当然話が出てくるんじゃないかと思うんですよね。そのときの対応ですよね。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まず、この給食費を無償化しようというきっかけについては、先ほどお話ししましたけれども、負担軽減だけじゃなくて、今この生産年齢人口ですね、その辺りが大分減ってきているんですね。三股町、このままいくと、もう人口が減っていくような状況、これをどうにかやっぱりしなくちゃならないところが、やはりこのスタート、きっかけなんですね。

そういう意味では、この事業を、まずは中学生でスタートしまして、そしてそちらのほうで財源的に対応できれば、次はまた、小学生に行くのか、あるいはまた、私はどちらかという、保育園、幼稚園、そちらのほうの副食費の無償化、そちらの支援、それも子育て支援としてやるべきじゃないかなというふうに考えております。

今、今度、国のほうで、子供さんが生まれたら、ゼロ歳から1歳まで10万円のクーポン券を配るというようなことが、この総合経済対策の中で検討されるということですけども、要するに、子育て支援を国としても協力して、人口をやっぱり減らせないと。今80万人を出生数が切ろうとしています。やっぱりそれ維持するため、どういうふうな子育て支援策が必要かということで、国でも一生懸命検討されていますので、やはりこの給食費無償化というものも、やっぱし

負担軽減を含め、そして、三股の町の幸福度とか住み心地、そしてまた、子育て支援のこの充実、そういうことから、人口増、そして経済を回していくと、そのように考えていますので、将来的には本当、小学生まで広げられればいいんですけど、そこはまた経済的な、財政的なものを見ながら、検討させていただきたいというように考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 国の財政補助があると非常によろしいんですけども、まだこれも未定ということですので、現状、将来を考えて、財源的にゆとりがあれば、子育てに優しい町としては、よい政策なんですけども、やはり小学校と中学校の差別化はどうなのかというふうに思っております。

今回の選挙で、町内の隅々を周りまわりましたが、町道の未舗装も一部であります。また、簡易舗装ということで、かなり前にしたものですから傷んだところも多くあり、再舗装しなければならない時期に来ているんじゃないかなというふうに思っております。

公民館からの要望も、道路に関するものが非常に多いんですけども、担当課に相談しますと、予算がないよということで、なかなか改善されていないのが実情でございます。限られた予算ですので、公民館要望等も十分考慮した予算配分をしていただきたいと思います。最終的には、5年度予算書の中で提案される案件でしょうから、今後の課題として議論しなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

続いて、2番目の質問に入ります。台風14号による被害状況及び避難所状況についてお尋ねします。

大型で強い台風が鹿児島市付近に上陸、本県の西側を通過したということで、強風と豪雨となり、県内の一部地域では線状降水帯も発生して、甚大な被害が発生をいたしました。本町での被害状況はどうなっているのかお伺いします。

全員協議会でも大まかな説明もありましたし、また昨日、内村議員からも質問があり、重複するところもあると思いますので、簡単でもよいんですけども、また、その後において被害の判明したものがあれば、追加していただきたいと思います。別紙に、被害状況については1の2に頂いておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、台風14号の被害状況についてお答えしたいと思います。今ございました、堀内和義議員の方から、被害状況につきましては、資料ナンバー1の2を使いまして、昨日の内村議員からの一般質問についても説明させていただきましたので、ここでは省略をさせていただきたいと思います。また、再確認のほうをお願いしたいと思います。

そこで、総務課のほうから被害額について述べておりませんでしたので、県のほうに10月

14日付で報告しました被害額の状況について、口頭で申し訳ございませんけども報告させていただきたいと思っております。

被害額につきましては、大きく農業関係被害と道路河川等の被害の2つに分けて報告させていただきます。

まず、農業関係の被害でございますが、農作物等の被害、こちらが水稻、野菜類、そして農業用地です。これは畜舎ハウス等でございますが、それらを含めた被害額が4,311万2,000円。

続きまして、農業施設、これはもう土木関係の被害でございますけれども、田畑の耕地災害、そして水路等の被害、農道等の被害でございますが、こちらが1億9,390万円、農業関係の被害の合計額は2億3,701万2,000円でございます。

続きまして、道路、河川等の被害でございます。こちらにつきましては、まず道路等の被害、こちらが6,400万円、公園等の被害、こちらが1億300万円でございます。合わせまして1億6,700万円を報告しております。

農業関係、そして道路河川等の被害、合計額は4億401万2,000円という額で県のほうには報告をさせていただいております。

なお、そのほかの山林等の被害等もあるんですけれども、こちらの状況につきましては、ただいま、まだ調査中ということで内容が分かっておりませんので、額についても報告いたしていないというところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはり農業関係、道路河川等が非常に多かったということで、約4億の被害ということですが、当然、被害が広範囲に及んでおりますので、今後の復旧についてはどれぐらいの期間がかかるのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 先日の内村議員の質問でも出ましたけど、災害復旧法に基づきまして、今後、調査設計、測量等を行いまして国に申請いたしまして、早ければ3月を完成めどに取り組んでいくところではございますが、予算がどのくらいつくかということを含めまして、来年度までかかるのかなというところも含みおきしているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 工事については、インフラや住民生活に直接関係する被害の復旧を優先する必要があると思うんですけれども、被害箇所が非常に多いということで、町内の業者だけで対応できるのかどうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 一応、町の建設業協会の方とも、この前、意見交換をしたときに、災害復旧で相当やられているという形で、建設業協会のほうも最善の協力をしていただけるということをお話しさせてもらっているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） いろいろと災害があったときには地元業者が頑張ってくれますので、地元業者を優先して使っていただきたいというふうに思っております。

次に、大雨特別警報に伴う土砂災害警戒区域で警戒レベル5の緊急安全確保が発令されたんですけども、町内の避難所に避難された世帯数、人員はどれぐらいになったのか、この件についても全員協議会で大まかな説明がありましたので、それ以外に避難者の皆さんからの意見等があれば教えていただきたいというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） それでは、避難所の状況についてでございますけれども、資料のナンバー1の1をご覧くださいと思います。

台風14号によります避難所につきましては、開設につきましては17日から19日の3日間に、自主防災組織による自主開設を除き8か所を開設したところでございます。資料を見ていただいて、各開設しました避難所の状況が書いておりますけれども、3日間の避難者の延べ人数、一番右端になりますが、317人、延べ世帯数は170世帯でありました。中でも、福祉避難所となる元気の杜は、延べ人数153人、延べ世帯数82世帯となっております。

また、開設避難所に訪れた避難者のピークでございますけれども、こちらは9月18日の156人、83世帯ございました。警戒レベル5の緊急安全確保を発令した地域の4つの避難所、そして第3地区分館、梶山小学校体育館、第5地区防災センター、第6地区分館と中央地区に開設しました2つの避難所、武道館、元気の杜を合わせ、計6つの避難所の避難状況につきましては、延べ人数314人、延べ世帯数168世帯となっているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今回は、大型で強い台風ということで数日前からテレビによる警戒、避難予報も出ており、防災無線等でも連絡がありましたので多くの方が早めに避難されたようでございます。9月18日がピークということで、私も6地区分館の避難所を数回訪問したんですけども、明るいうちに避難された方が多かったようでございます。

館内には、世帯ごとに囲いがある間仕切りテントですかね、これが準備されておまして、結構、間隔も広く取ってありましたので、コロナ対策、個人のプライバシーも保護されていたのではないかなということで、いい避難所、まあいい避難所じゃないんですけども、よかったのかな

というふうに思っております。

この間仕切りテントですかね、これは全避難所、準備されていたのかどうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 開設した避難所につきましては、いずれも全部このテントは準備してあります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今回、結構、これは延べ人数でいくと170世帯ですけども、2日間おった人もおるわけですから、今後、仮に今よりか避難世帯数が増えたときに対しても、このテントは大体足りるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 数は、ちょっと詳しい数値は確認、覚えていないんですけども、第1避難所ですね、こちらのほうで容積といいますか、避難者、コロナ感染者の空けるべきスペース、そこに配置できるテント数、それに見合った数の部分は整備したつもりでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） いつどこでどういうことがあるかもしれませんので、そういう確保はしていただきたいなというふうに思っております。

次に、各地区避難所の空調設備の有無ですけども、今後、空調設備のない避難所の整備はどうするのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 主な避難所における空調設備の有無についてお答えしたいと思います。

今回開設しました避難所におきましては、空調設備が整備されている施設は、元気の杜、武道体育館、梶山小学校体育館、第5地区防災センター、第2地区交流プラザ、第6地区分館につきましては、会議室、和室に整備されております。武道体育館、梶山小学校体育館は、空調設備を備え、コロナ感染症対策に見合う避難所として新たに開設したものでございます。第3地区分館、第7地区分館においては、現在、株式会社九南に整備を発注しているところでございます。

そのほか主な避難所において、第1地区分館、第4地区分館、第8区分館、第9地区分館にも、同じく株式会社九南に整備の発注をしているところでございます。

避難所の開設にあっては、時期、避難者想定数を踏まえて、空調設備が整備されている施設を優先して選定しているところでございます。また、避難所において空調設備が未整備な施設におきましては、防災機材として整備しました移動式スポットクーラーでの対応を考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ほとんどのところが整備ができるということですね。

それと、避難所での停電対策についてお尋ねしますけども、まだ町内の避難所の停電状況については把握はしておりませんが、私の6地区分館の避難所は停電となっております。幸いにして隣接の消防団詰所が停電はなかったということで、詰所から延長コードを引っ張って、その場をしのいでいたようでございます。停電の避難所では、避難者も不便で不安ですし、また携帯電話の充電もできないということになりますと、電源が切れ、外部との緊急の連絡もとれない状況になりますと、なお不安になります。

今後の対策としては、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 避難所におけます停電対策についてお答えしたいと思います。

今回、町内で最大1,680戸の停電が発生しております。復旧までに長期化した地域、区域もあったところでございます。避難所においても停電が発生しましたが、台風襲来時においては、発電機や移動式LEDライト等の防災機材により対処したところでございます。

また、警報解除後も継続して停電している地域には、本町のEV車2台、そして日産九南連合との災害協定に基づき、EV車、そして人員を派遣いただいて対処したところでございます。

今回のような停電の長期化は、避難所となる施設の防災設備について改めて考えさせる実例でございました。避難者の不安を軽減し、安全な避難所運営を図る上での防災設備の在り方につきましては、消防団詰所の移転・併設、自家発電の整備、太陽光発電と蓄電池の整備、公用車のEV車への順次切替え等の策が考えられます。今回の経験を生かした上で、町総合計画、地域防災計画、温暖化対策実行計画、財源等から総合的に協議し、判断して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 停電が町内広域に及んだ場合に、EV車なり、発電機なりあるんですけども、全てが対応できるのかどうかということなんですけども、やはり今後については、公民館等に今ポータブルの蓄電器がありますので、それがありますと、携帯電話辺りの充電も十分できます。金額的に割と安いのがありますので、緊急のときには、それと公民館等で野外活動にも使えます。できれば、金額的にも無茶苦茶高いものではありませんので、公民館等に配備していただけるといいと思うんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） その公民館単位というところにつきましては、以前よりここ数年ですかね、県の事業を活用しまして、自主防災組織、こちらを立ち上げたところを優先的に県の事業を活用いたしまして、こういった防災機材等の整備を順次しているところでございます。本年も、ちょっと、これは県内の予算ということで、優先順位から本町は落とされましたけれども、来年以降も予算要望していきつつ、自主防災組織の立ち上げも含めて機材等の整備を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ありがとうございます。避難関係で、今回避難所運営に携わった役場職員、また、消防詰所に待機して危機管理に協力いただいた消防団の皆さん方には、三連休の休日返上で我が家のことも心配しなければならない中での業務、誠にありがとうございました。感謝、お礼を申し上げます。

続いて、3番目の質問に入ります。町長・町議選挙の投票率について、投票率はどのような結果だったのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） それでは、町長、そして町議会議員選挙の投票率についてということで、選挙管理委員会の書記長として説明させていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料のナンバー2の1、2の2をご覧くださいと思います。まず、総体的な投票についてお答えしたいと思います。

まず、町長選挙につきましては、投票率50.45%、前回、平成22年9月実施の選挙に比べ3.61ポイント下回っております。

町議会議員選挙につきましては、投票率50.43%、前回、平成31年4月実施の選挙に比べ、8.60ポイント伸びた結果となっております。

町長選挙と町議会議員選挙の投票率の差異につきましては、当日投票において町長選挙に投票し、町議会議員選挙の投票において4名の投票棄権によるものであり、投票所につきましては第7投票所が3名、第8投票所1名でございました。

次に、投票所ごとの状況についてお答えいたします。

全11の投票所において、投票率は最小値で第11投票所の40.99%、最大値は第2投票所の67.49%となっております。町長選挙の投票率50.45%を基準とした場合に上回っている投票所は、第1、第2、第4、第5、第10投票所の5つの投票所で投票率は59.05%でございました。下回っている投票所は、第3、第6、第7、第8、第9、第11投票所の6つの投票所で、投票率は45.75%となっております。また、6つの投票所の有権者数は1万

3,141人、町有権者数2万315人に対し、64.69%を占めております。全体的な投票率に大きな影響を及ぼしているものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 町長選挙については若干下がったと、町議については若干上がったということなんですけども、やはり立候補者が多かった地区は投票率が高かったのかなというふうに思っておりますけども、次の資料なんですけども、投票区ごとの年齢別の投票率はどうだったのかということによって簡単に説明をお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） それでは、投票区の年代別投票についてお答えしたいと思います。資料のほうは、資料ナンバー2の3をご覧くださいと思います。

投票区ごとに、年代別の投票率と、平成31年4月21日執行の三股町議会議員選挙時の年代別投票率を比較したものでございます。

まず全体的には、投票率の高い年代は70代の71.94%、60代の68.16%、投票率の低い年代は20代の22.35%、10代の27.27%、30代の31.93%となっております。

次に、年代別上位投票所を青の着色で示しております。第2投票所、西区交流プラザが20代、30代、50代、60代、70代、80代の各年代で投票率が一番高かったことを示しております。10代は、第4投票所、4地区分館、40代は第5投票所、5地区防災センターとなっております。

次に、各投票所において投票率が一番高かった年代を赤の着色で示しております。どの投票所も60代、70代の投票率が高い結果となっております。

最後に、平成31年4月21日執行時の町議会議員選挙との比較では、各年代で投票率が伸びていますが、若い世代、10代から40代の伸び率が8ポイントから11ポイント伸びており、特に第2投票所においては、20代、39.29%、30代、53.99%と高い投票率となったことは、今回の選挙の特徴を示すものであると考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） やはりこの資料を見ますと、10代から30代の若い年代の投票率が非常に低い。特に、20代については22%、100人のうち78人は選挙に行かないということになるわけですね。やはり今後は若い人の投票率をアップすることが大事じゃないかなと思うんですけども、やはり若い人への政治の重要性、関心を高めるためには、選挙管理委員会の

働きかけも大事だと思うんですが、やはり選挙権が始まる前の中学校、高校での啓発も必要になるのではないかと考えられますが、この件について、教育長、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 中学生、高校生の投票についての啓発等についてということでお答えいたします。

有権者となる年齢が引き下げられましたので、実際に高校3年生の18歳になった生徒については投票権があるということになってきておりますので、高校ではしっかりした教育に力を入れているような現状があります。

中学校でも、授業等では、選挙の意義や仕組みについて学習しますが、実際に三股中学校でも、例年、生徒会役員改選選挙におきましては、実際の選挙で使用します記載台や投票箱等を利用して模擬選挙等も行っております。このようなことが投票率のアップにつながればというふうには考えているところです。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） よろしくお願ひいたします。全国的に投票率が低下している現状です。特に、三股は県内でも非常に低いということです。今回は、町長選挙、また町議選挙ということで、同日選挙でもあったわけですが、関心は高かったと思うんですけども、それでも有権者の半数しか投票に行っていないという現状でございます。

例ですけども、10月6日、日之影町議選があったんですけども、あそこは投票率が81.88%ということで非常に高いということでございます。これについては、私たち議員の責任でもあるかもしれませんが、総合的な対策はできないのかなというふうに思っております。一応、時間が50分ですけど、もう最後の、いいでしょうか。いいですか。

○議長（指宿 秋廣君） 座って。

堀内議員の通告の内容は、あと1問ありますが、設定された50分という時間になりましたので、残された一般質問の内容につきましては、3番目の新坂議員の質問の後に設定をしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 午前中の一般質問は、これで終わって、休憩をしたいと思います。昼食のため開会は1時30分というふうに本会議を休憩します。

午前11時50分休憩

午後1時28分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、新坂議員。

〔7番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆様、こんにちは。通告より、7番、新坂哲雄です。

日本のGDP、国の借金1人当たり966万、世界中の中で上位にあります。なお、2024年度頃から団塊世代が全て75歳以上になり、社会保障費が大きく膨らみを始める予定であります。9月の調査により報告いたします。

続きまして、本題に入ります。地域に係る課題について、1番目の大八重地区住民のための防犯灯設置はできないでしょうかの質問に入ります。あとの中学校の給食費については、同僚議員からも話がありましたけども、重複するところもあると考えますが、よろしく願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 大八重地区住民のための防犯灯設置はできないかというご質問でございますが、防犯灯の設置に関する考え方についてご説明申し上げます。

地区内、つまり自治公民館が管轄する地域内における防犯灯の設置につきましては、三股町LED防犯灯設置要綱を設け、自治公民館支部単位での要請に応じて設置しているところでございます。

防犯灯設置は住宅地区での買物、通学、通勤で利用される生活道路において、夜間の犯罪防止及び地域住民の通行の安全を図ることを目的とするものであります。そして、自治公民館の活動の1つとして、地域の防犯・防災・安全に関する活動があり、防犯灯は行政と自治公民館の協働事業と位置づけており、設置は町、電気料は地元負担としています。

したがって、防犯灯の設置につきましては、自治公民館より設置箇所、設置数等の要望があれば、総務課危機管理係に申請していただきたいというふうに考えております。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 皆さんもご存じのとおり、当地区は、四、五件しか人家がありません。地域で維持管理はできないと思いますが、やっぱり新しく大八重地区に引っ越してこられた方から、防犯灯はできないのかと選挙中に言われました。真っ暗だと、これから先はもう山の中ばかりやったということでありまして、その辺について伺いをいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ただいま町長のほうから回答がありましたとおり、防犯灯の設置につきましては、要望につきましては、地元公民館もしくは支部単位で要請があれば、危機管理係

の方で受付けしておりますので、設置のほうは協議の中でさせていただきたいというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 当地区は、公民館長が1年1年替わるんですけど、やっぱり地元で言いにくいところもあると思うんですよね。だから、積極的にどうにか明るくする方法をとっていただくことはできませんか。公民館を通じて上げないかんでしょうけども、来られた人が地区の人たちに言っても、頓着がないと言われておりますので、どうかあの辺を明るくしてくださいよ。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 先ほど申し上げましたとおり、そういった行政のほうに設置、行政の側で単独で設置してくれということではなくて、今の話からいくと、やはり公民館の方々と話し合いをさせていただいた中で、また設置場所等とか設置箇所等、そういったものがありますので、その公民館のほう、もしくは支部のほうと話をさせていただいた上で設置するかどうか、あと数的なもの、場所、そういうのを検討させていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 前向きにどうか考えていただきたいと思います。この件については、一応終わります。

続きまして、大野地区住民が台風14号で防災センター及び知人宅に避難が多く見られたということですが、これについてどう思われますか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 大野地区の住民が、今回の台風14号で第5地区防災センターのほうに避難が多く見られたということについて回答をさせていただきます。

まずは、台風14号によりまして、5地区防災センターのほうの避難所の状況についてお答えいたします。

そちらの避難所におきましては、来られた方のお名前と住所は全て記載しておりますので、その状況から把握しております。9月17日から19日の3日間に延べ18人、実人数11人延べ9世帯、実世帯は6世帯が避難されております。避難者名簿から大野地区住民につきましては、18日から19日の2日間に、実人数で7人、実世帯数で3世帯が避難されております。

大野地区の住民に特化した避難の理由はわかりませんが、台風14号が猛烈な規模の台風であったことによる各種警報の発令、特に9月18日午前8時35分の土砂災害警戒情報の発令により、同日午前7時30分に警戒レベル4、高齢者等避難、昼12時30分には警戒レベル5、緊急安全確保を発令したことにより、最大の危機感をもって避難されたものと考えております。ま

た、ほかの住民にも同じく、そういうような理由で避難されたものと捉えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 根本的な原因があると思うんですね、避難された。ここの3番目で書いてありますけど、ここは今、メガソーラーの造成中を危惧されて避難されたと思うんですよ。その辺のところは、いかがなんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 大野地区にメガソーラーを設置中であるが、土砂災害の危険性はないでしょうかというご質問のほうに入ったということで返答させていただきます。

大野地区の太陽光発電施設は、令和2年4月に宮崎県知事より熊本鉄構株式会社に林地開発8万1,138平米、約8.1ヘクタール、全体区域面積11.6ヘクタールの許可が出ているところでございます。現在は、造成及び太陽光設置工事を行っている状況でございます。林地開発許可条件の1つといたしまして、大雨時の調整池等も設置され、川のほうに排水する工事もなされているところでございます。

台風14号の期間は、工事を請け負っている施工業者が現地に常駐されており、造成地の監視をされて、町とも連絡をとれる体制ではございました。また、台風後に施工業者の方が周辺を巡回され、土地への土砂流出、流入はなかったことを、現地確認した担当者より確認しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） もうちょっと詳細は詳しく述べてほしいところがあるんですけども、大野地区公民館のところから山から排水路があったということで、これが今水が流れないということを心配されております。それと、もうちょっと工事について、もうちょっと詳しく分かっていないんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 林地開発の造成区域面積が約6ヘクタールになります。造成の緑地という形で、のり面とかその辺りが約1.4ヘクタール、調整池というのが2つございまして、ちょうど大野の集落の人家から上のほうには、約3,500平米、3反5畝ぐらいの深さ5メートルぐらいの調整池が造成されております。その池で造成地の水を受けて、流末の、横の椎八重川のほうに水を排出する計画となっているところでございます。

また、周辺には、残置森林という形で、約2.9ヘクタール、11ヘクタールのうち2.9ヘクタールは山林として残すと、触らないという形の計画となっているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） これは、工事期間はいつまで引っ張るんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 工事期間は、県のほうに届けが出ている現在は令和5年6月30日となっているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 詳細は、まだ聞きたいんですが、今後の、私は外部から聞いたところでは、今の現地から送電をするため鉄塔を建てるということを聞いております。それで長原の丘のほうに送電をつなぐ計画と聞いているんですけど、直接聞いたわけではありませんが、そういう計画でないと送電をどこかに行かせないと、あれだけのメガソーラーですので電力を送電をするところは鉄塔を幾ら建てるとか、そういうところは分かっていないのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 鉄塔は、今ある長原の丘にある九電の鉄塔のほうに接続をするという形で、その間は、普通の電柱で線を引っ張ってあそこまで持っていくという計画であると聞いております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 地元の了解を得るために、地元之恩恵があったという話を聞いていますけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） それは、会社側と地元との話し合いだということで、私たちは詳細については聞いていませんけど、何らかのお約束ができているということは聞いております。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 当地区の公民館長から聞いた話では、迷惑料という協力費という感じでしょうか。年間に七十五、六万、部落に年間あげるということでありますが、地域、ここも四十四、五世帯しかないのに、これだけの大きな金が入るということは、大変公民館としては助かるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 質問は。引き続きどうぞ。

○議員（7番 新坂 哲雄君） それと、次に入ります。中学給食費について無料化の動機と考え方について、先ほど同僚議員からも答えがあったと思いますが、ちょっと再度、お聞きしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 無料化の動機と考え方について回答させていただきます。

本町は、これまで子育て支援対策には、他市町村に先駆けて、各種支援策に取り組んでまいりました。各地区児童館の建設とか子育て支援センターの設置、また乳幼児医療費の無料化、中学生以下の医療費の無料化、減免などに取り組み、三股町は子育てに優しい町とのロコミ等から若者の移住定住が進みまして、1970年以降、人口が増加してきた一因でもあろうかというふうを考えています。

しかし、これらの施策は、現在、各市町村もそれぞれ取り組んでおりまして、横並びになりつつあります。三股町の特性である子育てに優しい町の評価をさらに一歩進めるためには、他自治体との差別化、つまりインパクトのある施策が必要と考えます。

毎月の人口動態を見ても、出生数が以前からすると減少傾向であり、人口総数も10月1日現在で、前年と比較しますと116人減少しております。毎月10人いなくなるというのは、ちょっとショッキングな数字じゃないかなというふうに思います。

また、中学生を持つ保護者の教育関係費の出費も多いことから、給食費の無償化は移住先、定住先選びのインセンティブ、動機になるものと考えます。そして、移住定住は個人住宅の建設にも結びつくことから住宅産業の活性化にもつながります。

住宅産業は、製材とか各管工事、電気工事、家具、電化製品など裾野の広い産業であることから、地場産業の育成とか拡大、雇用の確保、安定に寄与するものであるというふうに考えます。

このように子育て世帯を対象にした施策は、経済の好循環が期待されるとともに、町の基幹税である住民税や固定資産税の増加が見込めます。このことにつきましては、先ほどの質問でも明石市の例を取り上げて説明したところでございます。つまり、中学生の給食費の無償化は、中学生保護者の家計負担軽減にとどまらず、人口の維持、増加、地場産業の活性化、そして町税の増につながることから、子育てに優しい町である本町にとって重要な施策というふうに考えています。

この中学生の給食費の無償化にとどまらず、まだまだ子育て支援策としてやるべきことはたくさんあろうかと思えます。まずこれが第1弾というふうに考えていただければ結構ではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 施策には、いろいろ考え方がありますが、人口が増えるということは非常にいいことだろうと考えております。

次に、財政負担及び年間費用金額は、先ほど同僚委員も聞きましたけど、財政負担の在り方について、何か削減するところは、ちょうど投資投資ばかりじゃなくて、削減するところもいっぱい

いあるんじゃないかなと思っています。2年前やったですかね、清流園を思い切って民間に投げられましたですね。そういった思い切りの財政を、どこかで補うことは考えられないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 財政負担の軽減ということで、町のほうで、町で行っている事務事業につきましては、行政改革なりを進めながら経費の削減に努めているところであります。

各事業につきましても、毎年、総合計画に基づきます実施計画の中で、3か年の事業の評価を行いながら継続する事業、行わない事業等の選択をしているところであります。

また、経費の削減の別の案としましても、公共施設総合管理計画、これは今後の人口減に備えまして、税収等が減る見込みがある中で、どれだけの施設を町が賄っていくかということで計画をつくったものでありますので、その中でも今のところ10年間で、面積ベースでありますけども24%ほどの削減の計画ということを視野に入れながら施設の整備、統廃合等を考えていくということで、全般的な部分で経費の削減については常に協議をしているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） ここでは、急に問題を提起しても解決はできないんでしょうけども、あと委員会等で、またこれについては深く質問をさせていただきたいと思います。

次に3番目の、県内中学校無料化を行っている自治体数は幾つあるんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 県内の学校で無料化を行っている自治体の数についてお答えいたします。

小中学校全額無償化を実施している自治体は、えびの市、新富町、木城町、都農町、美郷町、日之影町、諸塚村の7市町村です。そして、小林市と高原町は小中学校の給食費を半額としております。最後に、西米良村は小中学校の長子を半額、2子以降を無償化としている状況を確認しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今、ご説明がありましたけど、えびの、新富とかは小中どちらも無料化をやっているんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 新富町につきましては小学校、中学校です。えびの市につきましては中学校でした。説明が漏れておりました。

○議長（指宿 秋廣君） 新坂議員。

○議員（7番 新坂 哲雄君） 今後の展開ですけれども、町民の理解が得られるかが今後の課題となると思いますが、今日のところは一応、給食費については大体理解しましたので、これで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） これより2時5分まで休憩をいたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位5番の堀内和義議員の残りの一般質問を行いたいと思います。堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 午後からの再登板ということになりました。ちょうど追加質問をしましたので、その部分だけが残ったのかなということで、皆さん方には申し訳ないというふうに思っていますけれども、割と簡単に終わるんじゃないかなというふうに思っております。

4番目の質問なんですけれども、町長の所信表明の中で、三股町DX推進本部を設置すると言われたんですけれども、DX本部、デジタルトランスフォーメーションと言うらしいんですけども、なかなかなじみのない言葉ですので、再度、具体的に取組をお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 所信表明で三股町DX推進本部を設置すると言われたが、具体的な取組を伺いたいというご質問についてお答えいたします。

令和2年12月に、デジタルガバメント実行計画が閣議決定され、政府から目指すべきデジタル化へのビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割は極めて重要であるとされ、全国の自治体が足並みをそろえてデジタル化の取組を進めているところでございます。

また、デジタル技術やデータを活用し、利用者目線に立って新たな価値を創出する、いわば社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中、自治体が重点的に取り組むべき事項、取組をまとめた自治体DX推進計画が国から示されました。本町でも、これを受けまして、自治体DXを推進していくため、三股町DX推進計画を策定することといたしております。

三股町DX推進計画に盛り込む目的とその取組内容についてですけれども、大きく3点ございま

す。

1つ目に、住民サービスを拡充し、利便性を向上させることを目的に、マイナンバーカードの活用、行政手続のオンライン化、窓口手続のデジタル改革などに取り組みます。

2つ目に、業務の手法と質を転換することを目的に、電算システムの操作入力作業、申請書等の整理作業などに費やされていた業務の手法を転換し、従来型業務の負荷を軽減することにより、役場利用者の実窓口対応、オンライン対応といった利用者サポートや最新デジタル技術の高度、効率的な運用など、業務の質を転換することに取り組みます。

3つ目に、中長期的な費用を削減することを目的に、国が指定する標準準拠の業務システムへの移行によるシステム改修費等の経営や、デジタルデータをシステム間で自動連携することによる人的作業の軽減などに取り組みます。

このような取組事項を総合的かつ計画的に推進するために、三股町DX推進本部を本年8月に設置いたしました。本部長に町長、副本部長に副町長、教育長を充て、役場全課長13名、合わせて16名で構成しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） これは国の推進によって、そういうのを始めたということですね。そうなった場合は、何か国の補助的なものは金額辺りもあるんですか、予算的には。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 当然、そういったシステムの導入につきましての補助事業とかそういうものはございます。まだそのほかにも、これを推進していくための様々な支援策が用意されているというふうに向っております。今後、予算化をする上で、そういった国の支援事業も活用しながらご提示させていただきたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 推進本部を置くということで、町長はじめ副町長、教育長、担当課長ということであるんですけども、これはどの課に置くんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 現在、DX推進につきましては企画商工課のほうに置いています。DXの、今年度かかるよう設けさせていただきました。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） これ本部を置いて、年間どれぐらいの会議をして、いつ頃までに終わるのか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） こちらにつきましては、先ほど言いましたように、本町のDX推進計画というのを策定します。まだ策定中でございまして、その計画にこれからのスケジュールなども盛り込みたいと思っております。

これにつきましては、近日中に策定しまして、できたものにつきましては議会のほうにも説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ということは、終わるのは最終のとき、目的が終わるまでということですね。

それから次なんですけれども、テレワークの推進ということがあったんですけども、テレワークということで少し調べてみたんですけども、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方、働く場所によって自宅利用型テレワークや移動中や移動の合間に行うモバイルワーク、サテライトオフィスやコワーキングスペースといった施設利用型テレワーク等があるということなんですけど、このテレワーク推進というのは、町職員に対してのテレワーク推進になるんですか、どうなんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） DXに関連しまして、町職員のテレワークの推進について回答させていただきます。

職員のテレワークにつきましては、現在、感染症対策という非常時の業務対応、BCPというのがございますが、この業務継続計画に基づく訓練の一環としての考えから、あつまい、文化会館、図書館の施設の一角を利用して、ネットワーク環境を整備した上でサテライトオフィスとして開設し、実践的に取り組んだところでございます。

現在のところ、今回のような感染症対策におけるテレワークに加え、台風、地震等の災害対策上のBCPを円滑に遂行するための機器の遠隔操作、避難所運営、ウェブ会議、出勤困難時の業務対応と非常時の業務対応として、このテレワークの推進を考えているところでございます。

また、日常的には、モニターによるウェブ会議等の開催を積極的に推進しまして、効率的な業務構築に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今回、コロナ対策なり、またこういう災害のときの対応ということで、在宅勤務ではないということですね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 日常的な在宅勤務という考え方はありません。先ほど言いましたよ

うに、例えば、災害等発生した場合に、職員が事情によって出勤できない、それが、ある程度長期化した場合とか、そういった場合には、やむを得ず自宅からのテレワークという方法もあるかと思いますが、日常的なそのテレワークに関しては考えていないというところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 私は、町職員が在宅勤務なのかなということであったものですから、やはり役場職員については、役場との通勤距離も近いし、行政業務ということで、あまりなじまないのかなという感じがしたものですから、ちょっとお聞きしたんですけれども。将来的には、そういうことで災害辺りについては非常にいいんじゃないかなと。

また、私のせいなんですけれども、コロナ関係で、今、会議については宮崎本社と各センターのほとんどテレビ会議です。それから農水省辺りとの会議も、ほとんどがもうテレビ会議が多いということで、そうなりますと、やはり旅費がかなり浮くということですので、やはり役場辺りもそういうことも考えたほうがいいんじゃないかなというふうに考えております。

コロナが落ち着けば、また違うんでしょうけれども、そういうテレビ会議も、慣れてしまったら非常にいい面もあります。また、悪い面もあるんですけども、やはり一緒に顔を合わせて、対面で会議をしていかないとなかなか話が進まないという欠点はあるんですけど、事務連絡的な会議については、それでも十分ですので、何らかの対応ができるんじゃないかというふうに考えておりますので、将来的にはそういう方向も検討されたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

最後に、町長のほうから総体的に何かあればよろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、DX関係についてお話がございましたけれども、本当に今、このコロナ禍の中で、役場の中で、ほとんどこのテレビ会議といいますか、ウェブ会議のことで、講習会とか、そしてまたコロナ関係では、知事とのコロナ対策会議、それもほとんどウェブ会議でございます。そういう活用の仕方もしながら、やはり言われるように、対面した会議、そういうのも大事でございますので、その辺を十分織り交ぜながら活用しているということが大事かなと思います。

そしてまた、このDX関係については、皆さんが役場に来なくても、自宅からマイナンバーを使っていろんな証明書類とかいろんなものを取れるというか、そういうやり取りができる、そしてまた各自治体が、今までは各システムが非常にそれぞれの自治体によって違っておりました。印鑑証明をとるにもいろんなオプションがついちゃって、それをもう国が全部標準化、共通化していくと。どこにいてもその証明書を取れるというような、そういう住民への利便性向上というのは非常に大きく役立つんじゃないかなと思います。

当然、やはり役場職員の中でも、なかなかそこに通じた人間というのが、なかなか少ないものですから国県の力を借りながら、そしてまた町としましても、しっかりと、そのDX、ICTに通じた人材育成もしながら、しっかりと国県、そして、他の自治体に遅れをとることなく、しっかりと進めていきたいというふうに考えています。そういう意味合いで、また皆様方の議員の皆様のご協力を得ながら前に進めていきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時19分散会

令和4年 第9回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

令和4年10月19日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和4年10月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 総括質疑
日程第3 常任委員会付託

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君			

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位7番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） おはようございます。発言順位7番、堀内義郎です。早速通告していました学校給食費についてお伺いします。

町長におかれましては、選挙後の翌日にも新聞の取材に報じられておりましたが、選挙戦を振り返ってまちづくりへの思いが掲載されており、安心安全なまちづくりが評価された結果で、責任感とやる気を新たにしているということでありました。中でも優先する施策として、子育て支援策はさらに充実させる。来年には中学生の給食費無償化を実施したいとのことであり、これまでも子育て支援にいろいろと取り組んでこられました。例えば、中学生以下の医療費の助成やエアコンの設置、タブレットの貸与などに取り組まれ、中でも給食については、前回物価上昇が続く中、値上げはしなく、コロナ臨時交付金の活用を検討しているところでありました。

これらの成果については、それぞれ国、県の財源的な支援があり取り組まれるということをおもっていますが、今回、中学生の給食費無償化を実施したいということですが、昨日もあつたんですけれども、財源の見込みはどうか改めてお伺いいたします。

あとの質問は質問席にて行いますので、よろしくお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。学校給食について中学生の給食費無償化を実施したいということであるが、財源の見通しについてのご質問でございます。

昨日の一般質問でも税務財政課長のほうが答弁したとおりでございますが、再度要約してお答えいたします。

実施における費用としましては4,400万円程度になるものと見込んでおります。具体的にどの財源を充てるかにつきましては、来年度の予算編成過程におきまして、歳入予算の配分を行っていくこととなります。歳入面で、給食費無償化に関わる財源としましては、町税、繰入金などの自主財源、地方交付税、各種交付金の一般財源がその財源となります。地方交付税については国税4税の伸びを背景に増額の見込みとなっております。町税につきましては、過去5年間の決算額を見ますと毎年5,000万円程度の伸びとなっているところでございます。

中学生の給食費無償化の財源としましては、まずは一般財源を優先したいと考えているところでございます。そのほか、今年度からふるさと納税の推進強化に取り組んでいることから、ふるさと未来基金繰入金の子育て・高齢者福祉事業、その他町長が必要と認める事業分も活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけども、財源については、町税や地方交付税、実質的な財源と依存的な財源で対応するというので、年に経費が約4,400万円ですか。かかるということでありまして、無償化については自治体によるんですけども、財源的に限りがあるということ、一定の期間、例えば1年間とか半年というのが無償化というところもあるんですけども、今回は継続したいということでもありますので、今後のその財源についての課題があるかと思うんですけども、前回、給食費についてお聞きしたんですけども、値上げせずにコロナ臨時交付金の活用をし、ふるさと納税を活用しないということでありましたけども、今回は学校給食の無償化について、ふるさと納税も財源として考えているということによろしいでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 昨日から回答しておりますけれども、まず優先的には一般財源のほうで検討いたしまして、そして、またその財源の不足についてはふるさと納税も活用すると。これについては、昨日ですか、一昨日ですか、このふるさと納税の活用内容につきまして説明いたしましたけれども、医療費の無料化、そちらのほうもこのふるさと納税、そちらのほうの活用もいたしておりますので、いろいろ財源等、そちらのほうの活用も視野には入れておるとい

なことでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 中学生については、給食費が無償化ということで、中学生の保護者については負担軽減になり喜ばしいことだと思うんですけども、それ以外の方については、今後予算がどうなるのか、ある事業経費が削減されて、そちらのほうに回されるんじゃないかという心配も聞こえてくるかもしれませんが、今後、一般財源にするときに、使うところ丁寧な説明が必要かと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次になりますけども、給食費未納者の未収金回収をどう進めていくのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 給食費未納者の未納金回収をどう進めていくのかとのご質問にお答えいたします。

毎年度、学校、PTA、教育委員会、給食センターの代表をメンバーとする学校給食未納対策委員会で各学校の未納について情報共有をし、その後、未納金の回収については学校ごとに取り組んでおります。平成30年度からは、児童手当からの給食費の特別徴収制度を実施するようになり、令和2年度から準備を進め、この特別徴収について承諾書を事前に提出していただくようにしたことで、新たに発生する未納額は減少しております。

今後も引き続き、学校、PTA、給食センターで連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 取り組んでいくということでもよろしくお願い致しますけども、学校給食会の会合におきまして、特に未納、繰越金が多いのが三股西小、中学校と多く見受けられました。全体的に給食費未納については、学校全体の50%を占めると言われております。給食費が未納なのは、経済的に厳しいのが原因だということもありますし、実際には、保護者の責任感が欠如しているという、それで払いたくないというケースもあるという、抵抗があるということも聞いていますけども、公平性を損なわれた点も、中学生の未納や小学校の未納者が、中学から無償化になることに伴い、意識の低下にならないように督促を続けていただけたらと思います。

私が小学校の保護者のときにもあったんですけども、保護者によっては、例えば義務教育は無償であると言われておりますが、給食費も無償であると勘違いされておられる方がおられました。そういった支払わない事案がありましたけども、今もちょっとあるかもしれませんが、学校給食法、昨日もありましたけども、第11条の2項にあるんですけども、学校給食費は、学校給食を続ける児童または生徒の学校給食法に規定する保護者の負担とあります。そういったことを意識

を損なわずに、食べた分はもうぜひ回収していただきたいんです。ぜひお願いしたいと思います。

次になりますけれども、小学校の給食費についてお聞きしますが、中学生については無償化したいということですが、小学校の給食について、今後どのような方針を考えているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 小学生の給食費について、今後の方針をどう考えるかのご質問にお答えいたします。

昨日の質問の中でも答弁いたしましたとおりでございます。小学校の給食費の据え置き、食材費不足分についての学校給食支援事業の継続、そして、中学校給食費の無償化により家計負担軽減が図られ、学校給食に関する町の子育て支援事業は小中学一貫したものという捉え方をしております。今のところは、その段階でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 昨日も言われましたけども、小学校とのバランスについての質問がありましたが、小学校、中学校の兄弟がいる世帯については、家庭の先ほどの負担になるということで、一方が無償、中学校が無償で小学校が有償ということになると、いずれかは小学校のほうも無償化の声が挙がってくると思いますので、財政面からするといろいろな今後のあれがあるかと思うんですけども、バランス的に今まで見てみますと、医療費については徐々に無償化して、軽減したいと考えていますけども、今回は、小中高合わせて一部助成、私としては、一部助成あるいは半額助成のほうがバランスが取れるんじゃないかということを思ったんですが、要するに、中学校、小学校少しずつ助成をするということを思ったんですけども、そういった議論にはならなかったのかどうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この給食費の無償化について、中学生だけにするのか、小中学生全体であるのか、あるいは小中学生半額ずつするのか、いろんなやり方はあるかと思います。町外含めて、県内外に発信するには、私、何らかのところをばちっとやること、そこはやっぱりインパクトがあるんじゃないかと。中学生無償化、これも各自治体で取り組んでいて、そして、効果を発揮しているところもこの前説明しましたけどあります。県内でも中学生だけというところもございますし、半額というところもありますけれども、私はインパクトが一番あるのは、やっぱりまずは中学生かなというふうに思います。一番家計の負担が多い、いろんな部活なんかもお金も要る、学習塾も入れなくちゃならない。そういう意味での家計負担、そしてまた、その中学生を持つ親自体がだんだん、どこのまちに住もうかと、家を造ろうかと、住宅を造ろうかと。そうい

うときの選択肢の一つが、やっぱりこの選ばれるまちになるためには、この負担軽減が少しでも少ない、そして、そういうまちを選んでいくんじゃないかというふうに思います。それは、昨日も言いましたけれども、やはりこの政策において経済が回っていくというようなことで、大変将来的な未来への投資と私は思っていますけど、そういうものにつながっていくというふうに思いますので、三股町にとって何が一番いいのかといったときに、まずは中学生のところ、そしてまた、言われるように、経済的に回っていただく程度の余裕ができれば、余裕といいますか、財源的な裏づけができれば、次は小学生というところもあろうかと。それ以外にもまだ子育て支援のやりようはいっぱいあるんですけれども、やっぱり三股町は、人口が今ピークから減りつつありますんで、そこをどうやって食い止めていくか、これが喫緊の課題じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 昨日もありましたが、兵庫県の明石市の事例を述べられまして、中学校を無償化する、そのことによって、地場産業の活性化あるいは移住・定住の促進もつながって、経済が回っていく、その結果、税収が上がっていく。優先的には保育園のほうの給食費を軽減措置を取る。いずれかは小学校の給食費については、その状況を見ながら無償化の効果を受けて、次期小学校も無償化に取り組んでいくというような意向でよろしいのか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） まずは、今回のこの施策をやってみないと、その効果というのはすぐに出るわけではありませんので、やっぱり長期的なスパンの中で検討すべき課題かなと思います。ですから、まずは、今、中学生の給食費の無償化に取り組んで、その効果等を見ながら、次へのステップというような形で、次のまたリーダーがやるかもしれません。三股は子育て世代に優しい町ということで、口コミで非常に広がっております。

私はやはり今現状を見てみますと、さっきから言いますように、人口がもうピークを過ぎつつある。そしてまた、この周辺を見てみますと、志布志道路、都城志布志道路ができつつあります。沿線沿いがだんだん住宅が増えております。そこで、都城と三股と差別化といいますか、要するに三股町の特徴を出すために何か大事なのかというときに、それなりのこの施策をきちっと出して、そして、三股を選ばれる町という形に選択してもらうことが大事ではないかというふうに思います。そういった意味では、とりあえずこれから次への段階的にステップを踏んでいくというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 町の人口もだんだん減ってきて、生産年齢人口ですか、それも、底上げしなきゃいけないとおっしゃいましたけども、この無償化によって、全ての小学生が三股中に進学するというわけではないことを踏まえると、小学校も、今後無償化という声が出てくると思いますけども、先ほど言いましたけれども、まずは中学校からということでもありますので、今後より丁寧な説明を町民の方にしていけないかと思っておりますので、不平不満の出ないように、ほかの中学校以外の保護者とか、町民の方、そういったことを踏まえながらよろしくご説明方お願いしたいと思っております。

次の質問になりますが、町長選、町議選の投票率についてお聞きしますけども。町長選挙、町議会議員選挙において、任期満了に伴う今までそれぞれ9月、4月に行われてきましたけども、今回議会の自主解散に伴い、町長選挙、町議会議員選挙が9月11日執行となり、同日選挙となりました。今回の同日選による投票率をどう評価されるのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 同日選挙による評価につきまして選挙管理委員会の立場からお答えをしたいと思います。

町選挙管理委員会では、今回の選挙の特徴としまして、町長選挙におきましては12年ぶりに執行されたこと、議会議員選挙におきましては自主解散による総選挙となったこと、そして、町長選挙、町議会議員選挙の執行が同日となったことで、有権者の関心も高く、町内は選挙一色の雰囲気にある中に、両選挙ともに前回は大幅に上回る投票率60%以上を期待しておりましたが、結果的に期待を下回る投票率となり、非常に残念に思うと同時に、改めて投票率の向上への難しさを痛感したところでございます。

投票率は町長選挙では前回より3.61ポイント下回りましたが、町議会議員選挙は前回より8.60ポイント高くなっておりますので、一概に投票率が低下したとするものではなく、期待した投票率60%よりも低い結果であったと考えております。

しかしながら、投票率向上を期待する要因がある中においての結果でございます。今後の選挙におきまして、投票率の低下がさらに懸念されることから、何らかの対策を必要と考えたところでございます。

以上、回答いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 昨日あったんですけども、町長選挙の投票率が50.45%、町議会議員選挙のほうが50.43%ということで、かろうじて50%を上回ったということでありました。町長選については、前回2010年の3.6ポイントを下回り、町議会議員選挙については、2019年を8.6%上回ったということでもありますけども、久々の同日選挙となって、

町長が新聞のインタビューの中で、町議との同日選で投票率が高まると期待しているということが書いてありました。私自身も、投票率が同日選によって上がるんじゃないか、個人的にも60から70%は行くんじゃないかということで、60%を期待したりしたということであったけども、それより下回ったということで答弁もありましたけども、投票率は伸びなかったということでありました。

近年の状況として、7月にも参議院議員通常選挙が行われたんですけども、投票率が44.7%ということで、依然全体的に低い傾向が見られるかと思えます。これが今後こういったことの課題かと思えますけども、これらを受けて、次になりますけども、今回の選挙で投票率がかろうじて50%を超えたということでもありますけども、有権者の半分は選挙に関心がなかったということが言われるんじゃないかと思えます。やはり投票し、選ぶことの意義を理解するためにも、有権者になる以前から関心を持つような学校教育において、選挙に関心を持つような授業などの取組がされているのかお伺いしますけども、以前から年代別の投票の格差について、昨日の資料にはありましたけども、10代、20代、30代の投票率が低い状況でありました。若い世代の選挙の参加意識を高めるために改善が課題であると言われておりますけども、選挙に関心を持つような授業などの取組はなされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 学校教育における選挙に関心を持つような授業などの取組についてお答えいたします。

学校において選挙に関心を持つような授業等につきましては、主権者教育の一環として行っております。特に小学校6年生では、社会科の憲法と政治の仕組みという単元において国民主権について学習し、その中で選挙の仕組みを扱うなど日本国憲法三原則について学習しております。また、議会や役場が住民の願いを実現するためにどのような働きをしているのかを学び、住民の代表を選ぶための選挙の大切さや必要性についても学習しております。

中学校におきましては、3年生の社会科公民では、選挙の意義と仕組みの単元で選挙の基本原則や日本の選挙制度等を学習し、選挙の課題と私たちの政治参加について、また棄権の増加や一票の格差、政治参加等について学習したりしております。

昨日もお話しましたが、中学校のほうでは、生徒会役員改選選挙におきましては、模擬投票というようなことも行っているところです。

このように選挙に関心を持つような授業等につきましては、小中学校の発達段階に応じて系統的に取り組んでいるところです。

また、社会科以外の取組としましては、小学校6年生では、外部講師を招き租税教室を実施する中で、税の使われ方等の学習も行っております。選挙とは直接関係ありませんが、税の使われ

方について学習を行ったり、中学校3年生では、これは道徳の授業の中ですので、ちょっと目的が違うところもあるんですが、一票を投じる意味ということを経験に選挙権等に関する学習を行ったりもしているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 小中学校は授業の一環として、選挙に関する取組も行っているということでもありますけども、中学校におきましては、生徒会役員を選ぶための模擬投票ですか、やっている、小学生については6年生から授業の一環で、できれば小学校のほうも、実際にクラス委員とかそういう委員があると思うんですけども、そのための模擬投票もぜひやってほしいと思うんですが、その点についてはどう考えますか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 今のところまだそういうことについては考えておりませんが、今後投票率を上げるための一つの手段として検討はしていく必要があるんじゃないかというふうには考えます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひ有権者になる前、体験型のそういった模擬投票も一つの投票を上げる秘訣じゃないかと思います。いろんな選挙については、投票時間とかいろいろあるんですけども、それを併せてお願いしたいと思います。

全国的にいろいろ選挙については投票が低いというのが言われております。特に若い世代が低いというのがあるんですけども、理由といたしまして、若い有権者の投票率が低いというのは、ほかの世代に比べて政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が低いということが言われております。これまでも各種意識調査がそのことを物語っているということが言われ、その一因としては、有権者になる前の学校教育において政治や選挙の仕組みは教えても、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、関心を持たせたり、判断力を養成するような教育がほとんど行われていないことが挙げられるということが言われていますので、本町におきましては、小学校から中学校を含めて、ぜひ小学生については模擬投票を少しでもやって、実際に体験してというふうに取り組んでいただきたいと思いますが、私たちの有権者についても、候補者のほうも、若い世代への政治へのアピール、政策などに関心を持ってもらうように努力していく必要もあるかと思っておりますので、それらを併せて、投票率アップに今後つなげていけたらいいかなと思っているところです。

次の質問になりますけども、道路の整備についてお伺いします。

町道の白線、横断歩道を含む線が消えている箇所が多く見られますけども、順次整備されてい

るのかについてお聞きいたします。

前回、平成27年にも同じ質問をさせていただきました。当時、地区座談会というのがありまして、その中の意見交換の場として出ましたけども、答弁としてありましたが、外側線については、通学路点検や地区の要望を受けて引き直しているが、町道として420キロもあるので、要望が追いつかないという現状であるということです。通学路や交通量の多い箇所を優先的にやりたいということでありましたが、町道の白線、横断歩道を含む線が消えている箇所が多く見受けられますけども、順次整備されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 道路の白線が消えている箇所が多く見受けられるが順次整備修理されているのかについてお答えいたします。

道路の区画線につきましては、通行車両や歩行者など道路利用者の安全を確保するための交通安全施設の一つでございます。適切に維持管理していくことを大変重要な課題だと考えております。しかしながら、今お話もあったように、町道の延長としては約417キロございまして、さらに舗装されている町道は327キロございます。このようなことから、緊急性や重要性が高い箇所など限られた予算の中、効率的な維持補修を行っているところでございます。

また、横断歩道など規制を伴うものにつきましては、警察の所管になりますが舗装補修、いわゆるオーバーレイと呼ばれるものですが、そういったことを行う場合には、道路管理者側で塗り直しを行うこともございます。

ちなみにですが、今年度予算におきましては、区画線設置委託料として650万円を計上しております。通学路の合同点検や地元の公民館からの要望内容などから、今年度は、三股西小学校とか三股小学校の周辺、その他交通量の多い路線の区画線の塗り直しを行うこととしております。

また舗装補修につきましては、勝岡蓼池線舗装補修工事や公共施設等適正管理推進事業としまして5,250万円を予算計上するなど、交通量や塗装の劣化状況を踏まえ、勝岡蓼池線や病院通り線等の舗装補修に合わせて区画線を設置しているところです。

今後とも通学路の合同点検や地元からの要望内容等を踏まえまして、優先度の高いところから順次対応するなど、適切な道路管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 要望が多い通学路とか、そういったことを優先的に舗装しているということでありまして、今回、台風14号で、町道が決壊したところが何か所かありましたけども、その補修が終わった後、白線が引いてあったところに関しては、また改めてこれは引

き直すということによろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 言われたとおり、もともと白線があったところについては白線を塗り直すことになると思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 復旧において、安全のために白線のほうを、そっちのほうをよろしくお願ひしたいと思ひますけども、白線というか、外側の線、あるいは一旦停止、横断歩道の線があるんですが、これについてちょっと確認なんですけども、一旦停止や横断歩道については、警察の公安委員会の要望を受けて引き直すということになるんでしょうかどうか、それについて分かればお願ひします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 警察のほうで線を引くということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 警察のほうで引くということで、7月にも、宮村の方面から要望が上がったんですが、一旦停止がすれて、ちょっと危ない箇所があるということがありましたので、その辺を含めて、改めて確認のほうをお願ひして、引き直しをお願ひしたいと思ひますけども、先ほど言ひました台風の復旧と併せて、安全を保つために白線のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

これらを受けて次の質問になるんですけども、特に植木公園北側町道やすみれ保育園、センターラインや歩行者用の線が消えて、道路の両脇に泥草が堆積して道幅が狭くなっております。通行に危険が伴うと思ひますけども、整備できないのかということでお伺ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 植木公園北側の町道、すみれ保育園から植木への町道の区画線とか、道路脇の泥草の堆積等についてお答えいたします。

植木公園北側の町道につきましては、2級町道谷植木線、また、すみれ保育園から植木への町道につきましては、2級町道植木大鷲巣線になります。このご指摘の2路線につきましては、ご指摘のとおり、センターラインなどの区画線が薄くなっておりまして、また土砂の堆積、草の繁茂等があることは認識しております。また、このうち植木公園北側の谷植木線につきましては、8月に地元からの要望がございまして、そちらを受けて、植木公園北側の一部ではございまして、こちらは道路維持担当の会計年度任用職員が堆積している土砂の撤去等を行ったところではあります。

た、同路線は舗装の老朽化が進んでいるというふう感じておりました、舗装補修の必要があるということも考えているところです。

ご指摘の2路線について、現時点で通学路の合同点検とか地元からのご要望等はお受けしていない状況ではございますが、交通量や道路の利用状況等を踏まえまして、優先順位の高い箇所から順次対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 答弁がありましたけども、植木公園の北側、公園の前ですか、あそこは20メートルぐらい道路の草の堆積の除去ですか、それしてもらったと思うんですけども、それから、ずっと谷より時任タイヤ辺りが大体700メートルぐらいあると思うんです。それが、先ほど言いました、白線もほとんど見えない。ましてやセンターラインも消えている。ここの路線については、農耕車とかいろんなトラクター、ダンプとかあたりが通ります。それが、道幅が狭くなっている。センターのほうに寄ってしまっ、すれすれのときに余裕がないときがありますので、ぜひ道路の堆積の除去、あるいはもうセンターラインをちょっと引いて、事故のないようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、すみれ保育園の町道ですが、そこは園児の送り迎えとか、ましてやパノラママラソンのコースにもなっているかと思しますので、そういったことを踏まえますと、整備のほうを優先的にしてもいいのかなと思しますので、ぜひ検討していただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

次の質問になりますけども、台風14号の災害復旧についてお伺いします。前回もありましたが、樺山土地改良区でも、先月パイプラインの実施点検を行った際に、台風被害についての報告がありました。さらにも全協でも被害について詳しく説明があったんですけども、水路関係が13か所あり、中でも樺山用水路内の福留用水路が15メートルと、予算的にもずば抜けて多く、相当の被害があったということでありました。そこで要望も上がっているんですけども、福留用水路について今後の復旧の見通しと、水田の利用について、通水ができないのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 台風14号の災害復旧について要望が上がっている福留用水路について、今後の復旧見通しと来年の水田利用までに通水できないかの質問についてお答えさせていただきます。

9月17日から9月19日において、本町に被害をもたらした台風14号により、ご質問の福留地区の樺山用水路が約15メートル崩壊しているものでございます。これが、農業振興として

一番大きな災害かと思っております。現在、県及び関係機関と災害復旧事業として申請するための測量、工法等の検討をしているところでございます。場所が水路橋という特殊な場所になっておりますので、工法が非常にどのような工法でやるかというのが今検討しているところでございますが、工法が決まり、事業費の積算ができた段階で、国の災害査定を受けまして、事業決定後に工事発注する予定でございます。

また来年の水田利用までの通水でございますが、現在の段階ではまだ見通しが立っていないという状況でございますが、でき得る限り、来年の田植えまでに通水に向けて取り組んでいきたいという考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 答弁がありましたように、来年の田植えまでには通水できるようにしたいということですが、これは仮の施設を造っても通水したいということでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） そうですね。あその場所が5月までに完全に完成するというのはちょっと厳しいのかなというのは考えているところで、仮設というのでも検討しながら、通水に向けた取組をしていきたいとは考えているところでございます。また土地改良の役員の方々にも、そのようなご相談をさせてもらっているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ぜひお願いしたいと思います。

樺山用水路については、平成28年にも台風16号により福留用水路が崩壊し、翌年何とか田植えに間に合うように、通水できるようにさせていただきました。本当に感謝しております。

今回の被害については、それを上回るかと思っておりますので、樺山土地改良区ですか、いろいろ協議しながら進めていただければいいかと思いますが、土地改良区のほうが管理している田んぼのほうが1万2,294アール管理していますので、仮にそれが田植えができなくなると農家さん大変なダメージが想定されますので、先ほど仮の施設を造ってでも通水したいということですので、よろしくお願いしたいと思います。

今朝の新聞にもありましたけども、本県は大きな被害をもたらした台風14号が激甚災害に指定される見通しだということが書いてありましたので、そのことを踏まえて、いろんな工法とかあると思うんですけども、よろしくお願いしたいと思います。

この用水路については、先人が苦勞して通した水路であると聞いております。山間部を通っているため災害に弱い点があるんですけども、何回か補修して維持してきたところであるんですけども、老朽化も含めて、今後どのような維持管理していかないといけないかが今後の課題である

と言われております。より強靱なものにするか、工法をほかのものに見直さなければならないかということ、土地改良区を含めて課題ということが言われていますけども、これを含めて、仮にでも通水したいということでもありますので、これらをお願いしながら、改めて、先人のこういった用水路を造っていただいた恩恵に感謝して、農業のほうを守っていただけたいかと思っております。

以上で終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時59分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） 発言順位8番、楠原です。通告に従いまして質問してまいります。

よろしく申し上げます。

先月、台風14号で町内各地にかなりの被害が見られ、残念ながらお1人の方がお亡くなりになりました。心からお悔やみ申し上げます。また被災された方々にお見舞い申し上げます。

被災地の現状を見るにつけ、14号の威力の激しさや早めの避難の重要性を感じました。

14号については、今回私で4回目の質問となりますので、重複する部分もあるかと思いますがよろしく申し上げます。

災害から早くももう1か月たちます。しかし、不便な日常生活を強いられている方々にとっては長い1か月だったと思います。まだまだ不便は続く状況ですが、一日も早い復旧が必要です。

今朝の新聞に激甚災害に指定する見通しとなったとありますが、今後、国、県の支援はどのようになっていくのか、また復旧計画はどのようになっているのか伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 台風14号の被害復旧計画について、国、県の支援状況及び復旧計画についてお答えいたします。

まず、国、県の支援状況ですが、農林業サイドでは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地・農業用施設災害復旧事業による国の財政的な支援を、土

木サイドでは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく公共土木施設災害復旧事業による支援を受けられる制度がございますので、可能な限り活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

また、災害復旧事業の制度の活用や復旧工法の検討におきましては、県や土地改良連合会からも、技術的及び人的な支援を依頼しているところでございます。

次に、復旧計画です。農業サイドでは、台風の通過直後には倒木や土砂の流出、増水等により確認できなかった箇所もございましたが、各土地改良区、地元の皆様のご協力により、現在は何とか災害の状況確認ができたところであります。

しかしながら、水路が崩壊、埋そくし、通水できない箇所13か所、農地22か所、農道等6か所の復旧工事を要する箇所があり、現在、被災状況の調査及び復旧工法の検討を行っているところでございます。

土木サイドでも同様、台風の通過後には、倒木や土砂の流出等により通行できなかった箇所がございましたが、消防団や地元の建設業協会、地元の皆様のご協力により、現在はおおむね通行できる状態まで復旧しているところでございます。

しかしながら、路肩が崩壊し、大型の車両が通れない箇所など、町道で6か所、公園で4か所の復旧工事を要する箇所があり、現在、被災状況の調査及び復旧工法の検討を行っているところでございます。

災害復旧事業を活用する場合は、復旧工法や事業費の積算など、国の査定を受ける必要があることから、現時点で復旧時期をお答えできませんが、可能な限り、早期に復旧できるよう検討を行っているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今回のように農繁期を控えた時期の災害となると、いずれの被災地も一刻も早い復旧工事を望まれていることになるわけですが、復旧工事の優先順位はどのようになっているか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（上原 雅彦君） 復旧工事の優先順位の条件について、農地・農業用施設に関する内容についてお答えいたします。

今回被災した箇所については、全て復旧するよう検討しているところでございますが、水路が崩壊等、通水できない箇所など、来季の稲作に支障がある箇所につきましては、復旧工事の優先順位が高いと判断しており、より早く対策が完了できるよう検討しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 復旧工事の優先順位につきまして、都市整備課からも回答させていただきます。

今回被災した箇所につきましては、先ほどの農業サイドと同様に、全て復旧するよう検討しているところですが、大型の車両の通行が困難な箇所など道路交通に支障がある箇所につきましては、復旧工事の優先順位が高いと判断しておりまして、国の査定を受ける前に復旧工事を実施する制度もございますので、その制度を活用して早期の復旧に努めたいと考えております。引き続き、災害復旧事業の早期完成を目指し取り組んでまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今説明いただいたのはハード面ということです。このハード面のその復旧工事と並行しまして、被災された方々への復旧計画への説明はなされたようですけども、今後のこともありますので確認してまいりたいと思います。

説明は今言いましたけれども、ハード面での農業振興課、都市整備課が中心だと思いますが、工事終了までの生活支援、いわゆるソフト面についての説明に福祉課、高齢者支援課等も同行されるのではないかと思います。工事そのものの説明だけでなく生活支援の説明までと考えると、丁寧で取りこぼしのない説明が必要と考えます。生活支援に関しては、災害を受けてすぐの頃の支援と災害から日にちがたってからの支援には、その要求に応じた支援の在り方というものがあると思います。そこまで考えた上での説明というものも行われたのでしょうか。今回、特に被害の大きかったと思われる地域でどのように行われたのか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時08分再開

○議長（指宿 秋廣君） 再開します。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 高齢者支援課のほうから説明いたします。

細目地区への住民の支援について、個人のプライバシーのこともありますので概要だけお話ししたいと思います。細目地区のほうに3世帯の方4名の方が住まわれていまして、そちらのほうに確認しています。こちらの方たちについては、1人の方は、今施設のほうに入れられまして、現在残っているのが3名の方が残っていらっしゃいます。いずれの方につきましても、自分たちで買物等行かれたり、友人の方等が支援されているということで聞いています。また、先週も包括の担当の者が行きまして話したところ、現在のところ町に対して特に支援を求めているらっしゃ

いませんでしたので、今後とも引き続き見守りを行いながら、支援の在り方については考えていきたいと思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今回、災害を受けて孤立化した状態というのはその細目だけだったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） 都市整備課です。孤立というか、今、車で通行できない状態というのは細目地区でございまして、ほかの地区も一応一般車両は通れる状況まで復旧をしているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 現代社会におきまして車が使えないというのは、ほぼ孤立と捉えてもいいのではないかなと、私は思っております。

今言われますこの細目地区におきましてですけれども、車は当然通れません。今、高齢者支援課のほうから、地元の方からの要請はないということですが、人には困り事があつたらすぐ要望を言う人と、できるだけ自分で我慢して我慢して自分でやることをやろうとする、この2つに大きく分かれると思うんです。今言われています細目地区の方は、自分たちで何とかしようとして一生懸命されています。買物に行くのも支援が、被災してから2日か3日目に1回食料支援が届きましたと。それからはないんです。そして、様子伺いも、その要介護の方1人いらっしゃったんですけど、そこにはヘルパーさんとか、高齢者支援課の方が行かれたようですけども、それ以外のところには行かれていないと聞いています。昨日もお聞きしたんですけども、その場合に、この被災した方々の困り感というのを誰が聞くのか、言うまで待つのか、道路が決壊して自転車しか使えない使おうとすれば、または徒歩です。細目地区から買物に行こうとして、この中心まで歩いてこようと思えば来れないこともないんですけども、ほとんどが80前の方々なんです。自転車を友人からお借りになって自転車で1回行かれたんですけども、帰りがもう坂道でとても大変だと。ほとんど押して帰る。重い物は買えない。そういうことを聞いているかどうかなんです。不便な生活、道路が決壊して車が使えない、けどそこで住んでいる方がいらっしゃる。そういうのをどうするのか。復旧までには3か月ほどかかると聞いておりますけれども、そういう説明は聞いたけれども、その間の生活支援はどうなるのかということ、大きな問題だと思えます。

支援がほとんど行っていない。要介護の方は何とかかんとか施設のほうに無理無理に入っていたわけですけども、それ以外の3名の方をどうするかという問題なんです。

今後のこともありますので考えなければいけないことだと思いますけれども。私のほうが、都市整備課、高齢者支援課、企画商工課と相談に伺いまして、その時点で最善と思われる対応はしていただきました。災害から10日ぐらいたってから、少しでも日常に近い生活を取り戻すためにほとんど使われていないレンタサイクル、それをお借りできないかと相談したところ、早めの対応をしていただきました。しかし、もう少し考えればもっと早くこのような対応ができなかったのかと思っております。

先ほど言いましたけれども、被災されたときに、自分にどのような支援が必要かをすぐには答えられない方もいらっしゃるということなんです。

今取り上げました電動自転車貸与の件で見ますと、自転車から長年遠ざかっていた高齢者の方がすぐに自転車となっても怖いらしいんです。ふらふらする、それも山道だということで、乗る訓練も必要だと。その分買物にも行けない。友人に頼むのも気が引ける。そういうその時その時の困り感というのをやっぱりすくい取る体制があってもいいのではないかなと思っております。

まずは早めの復旧を願うばかりですけれども、長引くようであれば、随時困り感をすくい取れるような、いわゆるご用聞きのようにこまめな支援というものがあってもいいのではないかなと思いますけれども、今後なければならぬに越したことはないんですけれども、同様の災害が発生して孤立するような、もう完全に孤立じゃなくてその車が通れないというのも含めての孤立するような場合があった場合には、説明の在り方として、ソフト面の説明というのがあってもいいのではないかなと思いますが、今回それが見られなかったようですので、今後のこととしていかがでしょうか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（下沖 祐二君） 高齢者等については、今回の質問について、ソフト面というか高齢者の支援について説明がなかったことはおわびしたいと思います。また今後は、そのようにソフト面というか、そういう支援についての説明についてもしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 追加してご説明いたします。

今年度から重層的支援整備体制事業というものを福祉のほうで行っております。これは、町民の皆様方が困っておられること、課題について関係する庁内の各課が集まって解決策を検討していこうというものでございますので、まさに今ご指摘があったような点は、こういった制度を活用して、どこの担当ということではなくて、どのように困っておられるかということ、総合的に考えて対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今、言われました重層的支援体制、まずは今回を1発目ということで、まだ3か月ほどかかるということですので、何がこの支援体制の中でできるのか考えていただいて、表現悪いですが、この体制のお試しとして考えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 先ほどお答えしましたとおり、そういったケースとして考えていきたいというふうに思います。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次にまいりますけれども、今年は、勝岡郷と梶山郷が合併、合郷しまして三股の基礎ができて152年になります。それぞれの郷のシンボルは山城であります。これが本町の特色の一つだと思っております。その中で、面積では本町の3分の2以上を占める旧梶山郷のシンボルであります梶山城跡が今回の台風で甚大な被害を受けました。今後の大雨やまたは地震などに対して、麓の集落への対応も考えておかなければならないのではないのでしょうか。安心安全のまちづくりと文化財保護の両面について早急の対応が必要ではないかと考えますが、梶山城跡整備事業の今後等を含めての対策について伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（井上 政和君） まずは、今回1名の方が犠牲となりました斜面の一部のことについてまずお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、梶山城跡地公園整備事業としまして、土地開発公社が土地の先行取得を行っている土地になります。このため、町といたしましては、今後の大雨や台風等により被害が拡大しないよう対策を行う必要があると考えておまして、現在、県の都城土木事務所とか、北諸県農林振興局、また教育委員会等と対策事業について協議を行っておりまして、事業主体や事業手法について検討している段階でございます。また、被災した斜面は、今地山が露出した状態となっておりますので、今後の雨等による浸食とか風化のおそれがありますことから、仮設のり面保護工事等についても検討しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（福永 朋宏君） 教育課のほうからからもお答えいたします。

冒頭今の都市整備課と重複いたしますが、まずは都市整備課や関係機関と連携を図りながら、大規模に崩落した被災箇所の保全対策を検討してまいります。そして、梶山城跡全体のほかの被災状況も把握し、関係機関とも連携しながら梶山城跡調査整備検討委員会へ報告し、今後の対応等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 文化財保護の観点から見ますと、もう既に国指定史跡となっています佐土原城が2018年の台風でやっぱり大規模に崩壊しまして、長く通行止めになっていた例がありましたけれども、2年半ほどかけて復旧されました。そういう例がありますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、ふるさと納税について伺ってまいります。

ふるさと納税についても、一昨日から何回となく質問があり、説明を受けてきておるわけですが、これについても重複する部分が多いかと思っておりますけれどもよろしく願いします。

ふるさと納税につきましては、返礼品競争が過熱しており、総務省による監視も細かくなっているようですが、それでも納税額を増やすために、独自のアイデアを絞り出すことが各自治体に課せられていることとなります。本町でも納税額を増やすことが最大の使命として、ふるさと納税推進室が設置されたと思っております。推進室設置後、ホームページ上で知ることができる範囲での動きには、ポータルサイトが増えたこと、返礼品数が増えたことなどがありますが、これまでを振り返って新たに推進室として取り組んできた主な事柄と、その成果については資料を要求しまして頂いておりますが、主なものについて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 推進室が設置されてからの主な取組とその成果についてお答えいたします。

これまでのその4月から主な取組につきましては、提出いたしました資料4を基に説明をさせていただきますと思います。

まず、もう既にホームページでもご紹介しているところではございますけれども、これまで3サイト、ポータルサイトがございましたけれども、そこから新規に4つサイトを加えまして、現在合計7つのサイトでの寄附の受入れが可能となっております。まず7月25日にふるさとチョイスと返礼品を連携する形ではありますけれども、auPAYふるさと納税のほうを開設しているところでございます。続いて8月1日に、JALのふるさと納税、ANAのふるさと納税、JREMAILふるさと納税の3つのサイトを同時に開設したところでございます。

また資料の2番目ではございますけれども、応援事業者の開拓と返礼品バリエーションの充実というところも取り組んでおります。4月以降に応援事業者に新たに4事業者を登録いたしておりまして、返礼品は18品登録しております。現在10月4日時点での返礼品の数なんですけれども、ふるさとチョイスへの登録数でございまして207品目でございます。

また今年度の新たな取組といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響によって落ち込ん

だ経済の回復も兼ねて、町内の既存もしくは新規の応援事業者の地域資源を活用したふるさと納税新規返礼品の開発などの取組を支援するために、三股ふるさと納税応援事業者育成事業に取り組んでおります。9月までに10の事業者が申請されておりまして、うち2事業者が新規に応援事業者として登録を希望された事業者となっております。

また新しい試みといたしまして、事業者と生産者のマッチングによる返礼品の開発にも取組を行いました。長田地区でブルーベリーを生産している兒玉さんと業務用冷凍食品の加工をメインとしています株式会社ベーカリー梅茂登さんの2組のマッチングを行いまして、誕生した返礼品が兒玉さん家の冷凍ブルーベリーでございます。これはふるさとチョイス限定品ということで8月に登録をすることができました。

3つ目に、三股ブランドの発信PRの取組でございます。まずは返礼品を使ったアレンジレシピ集の提案を行っております。昨年度も秋冬バージョンとして作成したところでございますが、第2弾といたしまして、2022年夏バージョンを作成いたしまして、19レシピ9シリーズを8月9日より順次公開いたしております。

ウェブ広告につきましては、昨年度は12月、1か月間限定ということで、寄附者が多い地域に限定してヤフーサイトにおいてウェブ広告を行ってございましたけれども、本年度はヤフーのスマートフォンで閲覧した全国の人を対象に幸福度九州1位の三股町より特産品をお届けと題しまして、ウェブ広告を行っております。1回目は7月の1か月間、2回目は9月22日から10月21日までの1か月間を現在行っているところでございます。

また楽天市場サイトにおきましても、トップページ報告を6月に行っているところでございます。

その他、広報みまた6月号に特集を組み、町民の方に本町のふるさと納税の取組をPRしたところでございます。

寄附額の推移につきましては、その資料4の下の表をご覧いただきたいと思いますけれども、9月速報値で9月までの6か月間で4,707万7,000円ということで、昨年度比1.93倍という形になっております。

以上、上半期の取組でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ポータルサイトが7つに増えたということですが、寄附金額への影響が現時点で表れてきているのでしょうか、簡単にお答えください。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 開設しましたのが8月1日からですので、今ちょうど約2か月ちょっとというところではございますけれども、今毎日の数値とかを確認していくと、

その増えた分で寄附額がその分増えているのではないかという、まだ2か月ですので、正確にはちょっとまだ状況的にどうなるかというのは、また今後年末に向けての推移を見ていく必要はあるのかなとは思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 現時点では確認できないというふうに捉えていいですね。

私のほうが準備しました資料の1をご覧ください。ふるさとチョイスで見た本県の閲覧数の順位なんです。10月2日現在、ちょっと古いですがけれども、閲覧数なんです。ふるさとチョイスに限定なんですけれども、三股町が21番目。これも克服していかなければいけない課題の一つだと思いますけれども、ほかにもたくさんの課題はあると思います。いくらいろいろ頑張っても閲覧数が伸びないことには金額も伸びないということになると思うんですが、ほかにも課題あると思いますが、現状で直面している課題にどのようなものがありますか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 直面している課題にはどのようなものがあるかについてお答えいたします。

これまで寄附受入れ窓口となるポータルサイトの追加であったり、応援事業者の開拓、返礼品バリエーションの充実を進めているところではございますけれども、そういう充実を進めておいて寄附者の方に本町を選んで寄附をしていただける環境を整えているところではございます。しかしながら、環境を整えたとしても、それがすぐに寄附に結びつくかというとなかなか難しいものがあると考えております。本町の魅力ある取組、返礼品を知っていただいて、本町を選んでいただくためには、寄附申込みの手段はポータルサイトを利用することが大多数であることから、ウェブ広告を使った情報発信に力を入れているところではございますが、本町の知名度をどのようにして上げていくかがやはり直面している課題として考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 1,700以上の自治体が競争するわけですから、本当にこれ大変なことだと思いますけれども、推進室というものが設置されたわけですから、今までとは違う何か、本当に大変なことだと思いますけれども努力をお願いしたいと思っております。

今後のこととしまして、今年度の目標額は3億円と聞いておりますが、今後のこと、これから先の目標額というのが立てられているのであればお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 今年度の目標につきましては3億円というところを掲げさせていただいて、その目標を達成するように、今いろいろと取組を進めているところではご

ございますけれども、来年度以降につきましては、本年度の目標を超える形で、増えていく形でまた寄附額のそういう取組というところは進めていければなどは考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） たしか前年が1億5,000万を目標とすると、今年度は3億ということでしたけれども、来年はというふうに期待するわけです。こういう取組をしたから今年度は3億円を目指す。これを達成するために今頑張っているわけですが、その延長線上に翌年は幾ら、その次は幾ら、こういう長い目線で、今を取り組むということも必要ではないかなと思うんです。3億円やってみたが駄目だったから次も3億円にしようとか、ちょっとそれだったら弱気のような気もしますけれども、もちろん現場とすればそんだけ大変なことだとは思いますが、一応目標としては立てておく必要はあるのではないかなと思っております。

資料の3をご覧ください。ネットニュースでぱっと見たんですが、意味は私はほとんど分かっていないんですけども、ワンストップ特例申請の完全オンライン化、宮崎県都城市で実現というのがネットニュースに出ておりました。これ何なのかほとんど分からないんですけども、都城市のホームページを見ましたら、この資料にあるものがぼんと出てきておりました。ここでこの資料にありますようにマイナンバーカードをお持ちの方へ朗報と書いてあるんです。朗報なんです、これは。この仕組みの分かる方にとっては朗報なんです。朗報だというふうにそのふるさと納税に関係している人たちが言えるということは、いわゆる先進的な取組だと思います。今後納税額を増やすために、今後取組もうと考えられている対策何かありますでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 今後の推進対策というところでお答えしたいと思います。今後の推進対策につきましても、これまでの取組を基本として推進してまいるところではございます。

1つ目の取組でございますが、寄附申込みの窓口となるポータルサイトの追加を行っていきます。現在7サイトを開設しておるところでございますが、新たに1社、年度内に開設に向けて現在手続を進めているところでございます。

2つ目の取組は、ウェブ広告による情報発信でございます。年末の寄附申込みが多くなる11月、12月にウェブ広告を行いたいと考えております。その経費につきましては、10月補正予算として計上いたしているところでございます。

3つ目の取組といたしまして、オンラインワンストップ特例申請の対応を進めていく計画でございますが、楠原議員がご説明いただきました都城市の資料でございます、資料3。このマイナンバーカードを用いたワンストップ特例申請、この制度、仕組みにつきましても、三股町もこの

オンラインワンストップ特例申請の手続への対応を進めていく計画でございます。このワンストップ特例制度とは、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みでございます。会社勤めの方など年末調整を受けている方は、ワンストップ特例制度を利用することで、確定申告をしなくても寄附金控除を受けることが可能となります。このワンストップ特例制度の申請には、これまで紙による申請手続が必要でございましたけれども、パソコン、スマートフォンからマイナンバーカードを利用した公的個人認証を使用して、オンラインで手続が可能となる仕組みでございます。ですので、寄附者の利便性の向上につながるものと考えておりますので、これにも取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今回の目標額3億円、今行われている対策の中で届くと思われるような根拠はあるのでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（細田 高広君） 根拠といいますか、実際これまで先ほどの資料4でもご説明いたしましたけれども、半月です。6か月間の推移をずっと表しているところでございますが、合計で1.93倍ということで、約昨年度の2倍で今上半期は推移しているところではございます。これまでの取組の結果としてこの数字が表れてきているのかなというふうにも考えております。ですので、今年度目標3億円に達成するために、今取り組んでいるいろんな取組、ウェブ広告であったり返礼品の充実というところは地道に取り組んで、これからも取り組んでいければ目標に近づいていくのかなと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） とにかく大変でしょうが頑張ってください。

資料の5をご覧ください。もう昨日からも説明があった部分ですけれども、せっかく準備しておりますのでちょっと見ていきたいと思います。

表の真ん中の下、45.1という数字がありますけれども、全国全団体の合計額から総務省自治税務局市町村税課のホームページからこう見たんですけれども、45.1%、これがふるさと納税の募集に要した費用と、全国的にあります。昨日からの説明でも本町もほぼそのような数字として説明がありましたけれども、そうやって考えていきますと、本町の場合には幾ら残るのか。当然去年の場合、そして一昨年の場合、どんだけ残ったかというのが簡単に大まかですけれども予想つくわけですけれども、今のところ、前後しますが、その前の資料を見てください。資料の4、県内自治体ふるさと納税額2022年版として、県のホームページに書いてありました。三

股町が21番目、どう思われますか、町長。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 1億5,700万ですからまだまだ伸びしろがあるなというふうに思っています。できるだけ、この全体の、特に都城、都農町は別格としまして、それ以外の市町村の平均値ぐらいまで行きたいなというふうに、将来的には考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしく申し上げます。

もう本当にこの私は三股が好きで、議員になられる方は皆さん三股が好きでということだと思います。いろんな面で三股というのは注目を浴びることが、去年はちょっとマイナスでしたけど、今年ですかマイナスでしたけれども、去年までは非常に注目を浴びていました。それなのに21位と。やっぱり釈然としないんです、これは。

今後、これまでも、先ほどもありましたけれども、給食無償化の話がありましたけれども、その中に財源の一部にふるさと納税も考えられているということでしたけれども、平均ぐらいの、金額で平均なのか順位で平均なのか、捉え方はあるでしょうけれども、どちらにせよぐっと金額が上がることは間違いありませんが、そうすることで、この自主財源を確保し、いろんな面、福祉面、広く豊かになることを祈るばかりなんですけれども、そこで、今行われているいろんな対策でもって、ふるさと納税ですけれども、このふるさと納税が永続的な財源となり得るのでしょうか。先のことは分からないと言われればそれまでですけれども、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 中学校の給食費の永続的な財源となり得るのかということでご質問ですけれども、ふるさと納税制度は、実質的には寄附制度であることですから、財政的には固定財源としての依存度が高まると、財源として歳入額の面で安定性に不安があるところではあります。それでありますので、まず給食費の財源としましては、できる限り一般財源での対応ができないかと検討してまいりたいと考えているところではあります。その上でふるさと納税の活用も視野に入れて検討していきたいと考えております。当然増減がありますのでそこら辺も含めて検討してまいります。

ふるさと納税制度の利用につきましては、近年、全国的には受入れ額、受入れ件数ともに増加の傾向でありまして、コロナ禍におきましても大きな伸びを示しているところです。全国の自治体が寄附金の獲得に取り組み、この寄附金を財源として様々な事業を実施していることから、制度そのものは内容を精査し、見直しを図られながらも今後も続いていくものと考えております。

町としましては、今年度からふるさと納税推進室を設置し、寄附額の確保、増額に向けて取り組んでいるところでございます。ふるさと納税寄附額の安定的な確保、増額に努めるため様々な

角度からさらに検討を行いまして、制度の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしく願いいたします。時間も迫ってきましたので、次にまいります。

学力対策につきましてですけれども、毎回のよう、毎年のようにこの時期になりますとお伺いすることなんですけれども、9月22日に町のホームページにアップされております。文教みまたです。文教みまたとしての結果、やはり物足りないものがあります。

先日の三股町教育の日の町長挨拶の中におきまして、学力向上への取組に対する家庭の協力を町長自ら保護者のみなさんに依頼されております。米丸教育長は、この前までは三股中学校の校長としてその最前線で指揮を執っておられたわけですが、その頃の忸怩たる思いもおありではないかと拝察いたします。現在、文教みまたの教育長として、県平均以下となっている結果をどのように捉えられていますか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 全国学力テスト結果を文教みまたとしてどのように捉えているかというご質問にお答えいたします。

本年度は、毎年実施される国語、算数・数学に加えて、4年ぶりに理科が実施されました。本年度の結果は、小学校及び中学校において、国語、算数・数学、理科の3教科の平均正答率が全国より低く、県よりやや低い結果となっております。特に、県平均より5%以上下回っている領域は、小中学校国語科の読むこと、中学校数学の図形、中学校理科のエネルギー等であり、児童生徒の学力向上が課題というふうには捉えているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 文教みまたの教育長として、この県平均以下であるということはどう思われていますかという質問だったんです。ホームページに載っている教科がどうのこうの、平均よりも低いとか、やや低いとか、そういうのではなくて、お気持ちをお聞きしたところですので、お願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 三股町の児童生徒の学力向上ということが課題であるというふうには捉えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 毎回申し上げることですけれども、宮崎県自体の成績が全国でもかなり下であると。三十七、八番目でしょうか、全国の中で。そういう中の宮崎県において平均

以下である。そして、それでありながら文教みまたというということに関してどう思われますかということについて、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 文教みまたということですので、学力の向上ということについては取り組まなければいけないというふうには考えておりますが、現在結果としては出ておりません。非常に残念なことではあるというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 石川県、福井県、秋田県が常時上位のほうを占めているわけですが、今回ニュースのほうで過去問をやらせた。これがどうかかというのが大きな問題になっていますが、全国のトップがどうのこうのと私は言っているわけではありませんので、全国でも下位に位置する宮崎県の中のせめて平均くらいはと、それが問題なんではないかなということでもいつも伺っているわけですが、この平均以下という結果はいつ頃から見て取れるんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 県平均以下の状況はいつ頃から見られるかというご質問にお答えします。

全国学力学習状況調査が、平成19年度より実施されております。平成22年度及び平成24年度は抽出調査であったために、本町では実施されておられません。また平成23年度は東日本大震災、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっておりますので、本町はこれまで12回の全国学力学習調査を受けております。小学校におきましては平成20年度に9.5ポイント、平成29年度に3ポイント県平均を上回り、平成30年度から県平均を下回っている状況であります。三股中学校におきましては、本調査が開始された平成19年度から1度も県平均を上回った年はございません。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） やはりこれは文教みまた、返上する必要があるのではないかなというような気までするわけですが、これにめげることなくぜひ実力を伴った学校教育というのが行われるようお願いしたいと思うんですけれども、もう時間ですね。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員の残りの時間については、最後の質問者の後に行っていただきたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時50分休憩

午後 1 時 29 分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位 9 番、田中議員。

〔5 番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5 番 田中 光子君） 皆様こんにちは。質問順位 9 番、田中光子です。よろしくお願い申し上げます。

通告に従って行わせていただきます。台風の被害に遭われた方々へ心よりお見舞いを申し上げます。私は 2 期目を務めさせていただくに当たり、これからも生活現場の声、小さな声を受け止める力を養い、町民の方が不安に思い困っている課題をしっかりと提起し、町民に安心感と展望を示していけるよう頑張っております。

それでは質問事項 1、町長及び町議会選挙についてです。三股町は 2020 年の国勢調査によると、人口増加率がプラス 0.74%、平均年齢は 46.1 歳で県内 1 位です。今回の選挙は、町議会自主解散により町長選と一緒にいき、約 700 万円の経費削減となったはずで、そのことをアピールしてまいりましたが、投票率は町長選で 50.45%と前回は 3.16%下回っています。町議会選挙では 50.43%で、前回より 8.6%を上回りました。しかし、2011 年には、52.58%だったことを考えると低い数字です。そこで質問の要旨①選挙の投票について見解をお聞きいたします。あとは質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） それでは、選挙管理委員会の立場からお答えしたいと思います。さきに述べられました各議員のほうからの選挙に関する質問に対して重複する部分があるかと思えますけれども、再度選挙管理委員会の立場から見解についてお答えしたいと思います。町選挙管理委員会では、今回の選挙の特徴として町長選挙において、12 年ぶりということ、議会議員選挙におきましては自主解散による総選挙となったこと、そして 3 つ目ですが、町長選挙町議会議員選挙の執行が同一となったということで、非常にあの特徴のある選挙であったということ、そして有権者にも非常に関心があったんじゃないかなというふうに捉えたところがございます。しかしながら、選挙管理委員会としましても、これまでの選挙の結果を踏まえた上で投票率の 60%以上はいくんではないかという予想をしながらも、期待もしておりましたけれども、結果的には投票率が伸びなかったということにつきましては、非常に残念に思ったところでありますし、また投票率の向上という部分で選挙管理委員会としてどこまでできるのか、そういった難しさを痛感したところがございます。

投票につきましては、先ほど議員が言われたとおり、町長選挙については 3.61 ポイント下

がっております、前回に比べて。それと町議会議員選挙においては、前回に比べて8.60ポイント高くなっておりますけれども、一概にこの投票率が低下したというのではなく、全体的に見たときに、期待した投票率よりも低かったという結果ではないかなあというふうには思っております。しかしながらこの投票率向上を期待する要因がそろっている中での投票率の低さということでございましたので、今後の選挙においてこの投票率の低下、さらに懸念されることもございますので、選管としましては何らかの対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かにいろいろ皆さんの期待に添えない選挙だったことは感じています。公職選挙法第141条、選挙において主として選挙運動に使用することができる自動車は候補者一人につき1台に限られています。よって2台の車両が選挙カーとして選挙運動をすることはできません。また140条では、何人も選挙運動のため自動車を連ね、または隊伍を組んで往来するなどによって氣勢を張る行為をすることができないとあります。そこで質問の要旨②隊列を組んでの選挙運動が見られましたが、選挙管理委員会の見解はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 隊列を組んでの選挙運動についての見解について申し上げます。

今回の選挙運動におきまして、住民により選挙カーに先導車を付けて選挙活動を実施している、隊列を組む、が選挙違反とならないのかという質問が選挙管理委員会に寄せられたところでございます。この行為につきましては、宮崎県選挙管理委員会、そして都城警察署に早々に確認をし、以下の見解を持って回答したところでございます。先ほど述べられました公職選挙法141条におきまして、主として選挙運動に使用することができる自動車は、候補者1名につき1台に限られています。よって、2台の車両が選挙カーとして選挙運動することはできません。地方選挙の手引によりますと、選挙運動の主としてという部分でございますが、ここには、社会通念上選挙運動に使用することが主たる目的である場合をいうという記載がございます。先導者が選挙運動に主たる目的として使用されたものかどうかの判断となります。使用状況によって判断が変わるため、一概に回答できない内容でございました。つまりよいともだめとも言い難い事案でありました。本事案についての事実確認は、捜査機関である警察署の方に委ねたところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ということは本人に事実確認はされたということでしょうか、お

伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 選挙管理委員会のほうとしましては、一応警察のほうに相談をしました。こういった相談がありましたということで、警察のほうで事実確認をするということでしたので、警察のほうの判断に任せたところであります。また先ほど言いました県の選挙管理委員会にも見解を聞いたところでございますが、その判断については警察を通じたところ事実確認の上、必要であれば指導等を行っていただきたいということでしたので、全て警察のほうに任せております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、初日から選挙カーの前を同じユニフォームを着用した動員が複数乗車し、白い手袋をして手を振りながら先導していた。これはどうなりますか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） その事実についても、警察のほうに確認をお願いしたいということですが、先ほどの公職選挙法141条、ここにおけます市としての選挙運動、市としてということですがその先導者たるべき車が例えば候補者の連呼したり、そういったことについては、ほぼ選挙活動選挙カーと同じような行動したものというふうに捉えるかと思いますが、実際その先導車の乗っていらっしゃる方がどういった行動されたのか、その辺は私選挙管理委員会のほうでは直接確認をしておりませんのでここでは判断できないところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 私たちは、選挙に出る前に説明会を聞くわけです。説明会のときはそういう行動はだめということで私たちはそれを厳しく守りました。その中でさっき通報が町民からあったということだったので町民から通報があったにも関わらず無視して終日続けられた模範を示すべき現職町長がされている選挙スタイルを新人候補もまねして後半同じように選挙カー遊説を行っていました。新人候補は知らずにまねていたんです。しかし、町長は4期目にしてご存じなかったのでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） そういう事案ということで、選挙カー自体は私も乗っていますけれども、前のほうの先導車というようなことで、要するに道案内です。というようなことでしたので、特に警察のほうからも何の指導もございません。今まで私も衆議院選、参議院選、そ

してまた知事選いろんな選挙に携わっておりますけれども、先導車として道案内なんかを、いつも車に乗りながらやっております。別段、特段の指導というのはありません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 町長の中では選挙違反ではないという見識ですね。それでよろしいですね。

それでは、選挙事務所には看板と横断幕を5つ掲げておられたと町民から疑問の声が上がっていますが、事実でしょうか。選挙管理委員会として今回のことで警察に通報はされたのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと休憩します。

午後1時42分休憩

午後1時44分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、次に、質問要旨③町民への町長選アピール方法はどのようにされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 町民への選挙のアピール方法についてお答えしたいと思います。今回の選挙は、町長選挙において12年ぶりに執行されたこと、また議会議員選挙におきましては、自粛解散による総選挙となったこと、そして町長選挙、町議会議員選挙の執行が同一日となったこと等、特徴のある選挙となったところでございます。選挙管理委員会では回覧広報、プレスリリース、町ホームページを活用して周知を図っております。周知の内容につきましては、4月の広報紙7月の回覧で、選挙公営制度の導入について、8月には回覧、広報紙、町ホームページにより立候補予定者説明会及び選挙記述等について、また、町長選挙と町議会議員選挙の同一日の選挙についてを掲載して発信しております。また、プレスリリースにおきましては、議会、自主解散を議案とする8月12日、議会臨時会の開催、町長選挙と町議会議員選挙の同日選挙についてリリースし、新聞、テレビ等での周知を図ったところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、私が意図するアピールという主語が抜けていたので、選挙管理委員会のほうになってしまいましたが、私が意図するのは町長がどのように町民にアピール

されたかという質問でしたので、さっきの選挙事務所に看板と横断幕を5つ掲げられておられたが、町民の方から疑問の声が上がっていますが、事実はどうだったんでしょうかということでお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと休憩します。

午後1時46分休憩

午後1時59分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

ただいまの質問は質問の趣旨から外れています。質問をやめるか、次の質問に移ってください。
田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） では、すみません。質問の趣旨から外れているということで、私は、町長にお答えを求めていたのが、この質問の一般通告ができ上がったときに、誰が答えるのか私がそこを見落としたのが悪かったと思います。

では質問の要旨③のさっきの町長アピール方法で選挙事務所には看板と横断幕を5つ掲げられたと町民からお聞きしたですけれども、事実なのか、選挙管理委員会は警察に通報されたのでしょうかの答えをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 選挙事務所の看板の数ということでしょうか。この件につきましては、選挙管理委員会の職員が現場でそれを、もちろん掲げていたときに確認いたしました、すぐさま後援会事務所のほうに、選挙事務所のほう、このときは、連絡を取りまして、直接除去してもらうように指導をしたところでございます。警察のほうには届けておりません。直接指導したというところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 直接指導してすぐ外されたのでしょうか、ご本人にお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 指導した後、撤去の確認はすぐいたしました。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今回の投票率の資料の2の3を見ると30代が11.13%アップ、40代が11.66%アップしています。中学校の親御さんの年代だと思います。この状況を見ると町長が給食費無料化の話をされたのがアップにつながったのではないかと思います。

選挙前の時期に中学校の運動会があって、そこでアピールされたのだと思いますけれども、それで質問要旨④投票率アップの今後の対策はどのように考えられているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 投票率アップの今後の対策についてお答えしたいと思います。

これまでの投票率向上への取り組みのポイントとしまして、有権者をいかに投票所に向かわせるか、また投票しやすい投票所の環境整備はどのようなものなのか、また立候補しやすい環境の整備と選挙への関心教育に取り組んでいたところがございます。特に今回の選挙は、選挙公平制度執行が要因とみられる若い世代の立候補者もあり、若い世代の投票率が上がる結果となりました。しかしながら、今回実例として5日間の選挙期間中に選挙管理委員会に寄せられた有権者からの問い合わせの多くが、立候補者の政策がわからない、投票を判断すべき情報がないという内容であったことを踏まえまして、選挙管理委員会では立候補者の政策に関する情報提供が乏しいことが、投票率の低下の一つの要因として捉えているところがございます。本来選挙管理委員会は公平公正な選挙執行の管理を第一の目標としており、立候補者の政策に関する情報提供等の選挙公報の発行、配布においては、公職選挙法172条の2において、市町村長、市町村議員の選挙に関わる選挙公報の発行は条例で定めることによりできるものとされており、また、同法170条第1項では、選挙公報は選挙の記日前2日までに配布するものとするとしており、選挙告示日から選挙期日までの期間が非常に短いことから、現在のところ発行、配布していないところがございます。今後の対策として、選挙管理委員会を可能な範囲における立候補者の政策情報の提供について工夫と改善策を検討し、これからの投票率向上に生かせるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 長田方面から期日前投票へ来られる方に聞いたところ、以前は役場で投票ができていたときは玄関前でくいまーるが止まっていたので、歩いてすぐに投票ができた。しかし、最近は文化会館で行われており、くいまーるのバス停からは遠いということです。裏側に多分止まると思うんですよ。なので歩いていくには遠い、なので行かないと言われるんですよ。なのでくいまーるのバス停を文化会館の玄関前に設けられないでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白尾 知之君） 選挙管理委員会としてバス停の位置の変更という部分については、交通会議等、そちらのほうの判断になってきますのでそこは関連性を含めまして、

ここでの回答できないんですけれども、ただそういった今まで役場が期日前投票所ってあったのを文化会館のほうに設置した。これ一番の要因は、コロナの関係でございます。しかしながらその対策として、役場に来たけれども、役場で期日前をしていなかったと、そういう方々については、総合窓口も含めてなんですけれども、こちらでそこまで公用車を使って送迎をしたり、そういった工夫はしてきたつもりでございます。

また玄関のほうにも、期日前投票所が、投票所は、文化会館に移設になったという表示もしておりますけれども、それに対しても町民からもせっかくここまで来たのにこっから歩いて行けるわけがないということで、そういった相談あたりは、総務課にいる職員ですぐさま公用車を使って対応して文化会館まで送迎を行うという措置をとったところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 投票率が少しでも上がるよう改善に努力をしていただきたいと思いますが、先ほどくいまーで役場に來られた方は送迎するって、その以前の問題ですよ。文化会館だから行かないという声を聞いたので、それを参考にさせていただければいいかと思います。次回の対策をまた期待しています。

私も日々町民の皆様の声を聞きながら訪問しながら小さな声を聞く力を身につけ、ご用聞きに回することで関心を持ってもらうように努力してまいります。

では、次の質問に移ります。

次に、質問事項2の所信表明についてですが、所信表明にあるように、三股町の未来を想像し、暮らしやすいまちになることを期待します。しかし、漠然とした内容です。三股町の将来像の共有ができる所信表明であっていただきたいと思い質問させていただきます。

質問の要旨①自然との共生によるまちづくりに努めるとともに、意を尽くしてまいりたいと言われましたが、長田地区の自然を生かしきれていないと思われませんが、見解はいかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 自然との共生によるまちづくりに努めるとともに、意を尽くしてまいりましたと言われるが、長田地区は自然を生かし切れていないと言われるが、見解は。について回答いたします。

長田地区の自然と言いますと、まずは森林を思い浮かべます。森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給など多面的機能を持つことから、森林を守り育てること、つまり自然との共生は重要事項というふうに捉えているところでございます。本町の7割を占める森林の所有者の内訳は、3分の1が国有林、3分の1が各個人の民有林、残り3分の1の山が長田地区の株式会社総合農林の所有というふうになっております。森林

を維持存続させるため、民有林につきましては、経済林として再造林をお願いするとともに補助事業として広葉樹の植栽をお願いして、緑を守る取り組みを進めているところでございます。特に森林の3分の1、長田地区の山を占める株式会社総合農林の山につきましては、平成27年当時の親会社が売却するとの情報から、外国資本が水がめあるいは転用目的で取得するのではないかと危惧をいたしたところでございます。

当時は中国資本が日本の水がめを取得し、乱開発に結びつくのではとの風評もあり、心配をいたしたところでありますが、兵庫県神戸市にある大栄環境株式会社が株式会社総合農林の株を取得し、子会社として存続することとなり安堵いたしましたところでございます。ただ、この株を取得しました株式会社大栄環境の主業種が産業廃棄物を取り扱う会社であったことから、宮崎県の立会いのもと、大栄環境株式会社、株式会社総合農林、三股町3者で保安林として継続し、維持管理していくこととし、環境保全協定を平成28年10月に締結いたしました。このように、再造林や広葉樹の植栽を推進するとともに、森林の売買についても、注視していくことが、長田地区の森林を守り緑を守ることにつながり、自然との共生を果たすこととなると考えております。

なお、長田地区は県立鱒塚自然公園の一角を占めていることから、長田峡公園や椎八重公園を生かした取り組みについてでありますけれども、これについては、担当課長のほうから回答させていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 本町は、ご案内のとおり花と緑と水の町をキャッチフレーズに、まちづくりに取り組んでまいりました。このフレーズを実践することが自然との共生に通じるものと考えております。花とは、上米公園や旭ヶ丘運動公園の桜、椎八重公園のツツジ、しゃくなげの森のシャクナゲ、そして蓼池のシバザクラ、長田峡公園の新緑と紅葉などを言います。毎年開花時期や見頃の時期を見計らって各種イベントが開催されているところでございます。緑とは、先ほど町長が申されましたので、ここではご説明は控えさせていただきます。水とは、本町を東西に還流する沖水川などを指しています。

水につきましては、公共下水道のエリア拡大と接続推進及び単独浄化槽から合併浄化槽への切り替え支援で河川の浄化に努めているところでございます。またクリーンアップ三股やエコロジーボランティアなどを通じて、環境美化についても啓発しているところでございます。

ご質問の長田地区の自然を生かした取り組みといたしましては、長田地区の山は大半が国有林を除くと民有林であり経済林であることから、紅葉樹の緑化にも限界があり、再造林をお願いしているところでございます。

令和元年からスタートいたしました森林環境譲与税の活用を通して、森林産業を活性化することが長田の自然を生かし、守ることにつながると考えております。また長田峡公園では、緑化と

いたしまして、ハナミズキやモミジの植栽を実施するとともに、かっぱ伝説にちなんで陶器で作ったかっぱのオブジェを設置し、ちなみに長門峡におきましては、現在現存するのが9体でございまして、新たに4体設置し、計13体にする予定でございしますが、オブジェを設置いたしまして、魅力化に取り組んでまいりました。そして、地元の有志でつくる長田峡きらめき隊が秋の紅葉スポットとして11月1日から紅葉と溪谷美のライトアップを計画いたしているところがございます。町といたしましては、毎年サポート役として支援をしているところがございます。

椎八重公園につきましては、毎年つつじ祭りを開催し、多くの方が来訪されております。町では開花時期に間に合うよう、維持管理に努めているところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今課長が言われた椎八重公園、椎八重公園を選挙期間中に休憩に使わせていただいたところ、すごく雑草が生い茂っているんですよ。あそこまで雑草が生い茂ると、またその経費、草刈りとか関係費にかなりお金がかかるんじゃないかなと思うんですけども、またつつじ以外でも何か活用ができないかなと考えながら休憩させていただいていました。

また、さっき言われた長田峡がライトアップされるということで、長田峡で休憩させていただいたところトイレがすごく汚くて、身障者トイレもないんですよ。なので、ある住民の方は妻を介護していて、たまには出かけて気分転換をしたい。でもドライブに連れて行くと車椅子で使えるトイレがない。出かけるのを躊躇すると言われていました。夫が妻のトイレ介助するには、女性用トイレに入ることはできない。妻を男性用トイレに連れていくわけにもいきませんよね。とてもすばらしい景色のある長田峡に身障者トイレがあると私はいいと考えました。自然との共生によるまちづくりと言われているのですから、絶好の場所にあるすばらしい景色のある長田地区にももっと力を入れていただきたいと思います。

次に、質問要旨②近年の円安やウクライナ情勢による燃油物価高騰対策については、プレミアム付き商品券の発行や事業所、農業者及び子育て世帯への支援金給付、全世帯の水道基本料金の4月減免などを実施してきましたと言われていましたが、どこからの財源なのか、町民に伝えていないのではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 私のほうからは、全体的なところでお答えしたいと思います。

町が実施するそれぞれの事業の住民への周知につきましては、その目的、対象者、申請方法など事業執行に伴う必要事項についてお知らせを行っているところであります。町民への財源の周知につきましては、当初予算決算時においては、総額では各財源について広報みまた等でお知らせをしておりますけれども、個別の事業については、その事業、財源が多岐にわたるものでありま

すので、個別財源については行っていないところでございます。その中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、水道基本料減免、子育て世帯支援、中小企業農業者支援対策などの一部の事業につきまして、第7波の町町長メッセージにおきまして、地方創生臨時交付金を財源として実施する旨お知らせしております。議会への財源の説明につきましては、当初予算提案時は新規事業及び重点取組実施事業、主要投資事業、決算認定時は一般会計決算主要施策の主要政策事業についての成果とその財源調べとして一部の事業につきまして議案提出の際に資料を停止させていただいているところでありまして、補正予算につきましても委員会において各課説明を行っているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに私たちには説明があります。コロナ対策費用ということでありますけれども、私が聞いているのは町民に伝えていないのではないのでしょうか。これを聞くと、町長が頑張っているように町民の中には勘違いされている方がいます。これは地方創生交付金で行われている事業ですよね。内閣府では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策及びコロナ克服、新時代開拓のための経済対策への対応として地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設していて、地方創生臨時交付金はコロナ対応のための取組である限り、原則地方公共団体が自由にお使いいただくことができますということですよ。これをもとに行われた事業ということでしょうか、再度お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 繰り返しになりますけども、先ほど申しましたとおり、コロナ禍で水道基本料金とか、子育て世帯支援とか、あと、中小企業や農業者支援対策事業等について、町長メッセージのほうで地方創生臨時交付金を財源として実施しますという旨を伝えているところではあります。

○議長（指宿 秋廣君） この問題、次行く。

○議員（5番 田中 光子君） この問題に関連して次に行きます。

○議長（指宿 秋廣君） この問題でやめる。この問題があればいいですけど。

○議員（5番 田中 光子君） 次の3つ目の問題になるので、ここでやめましょうか。

○議長（指宿 秋廣君） これで50分になりましたので、休憩しますが、田中議員については、楠原議員の質問の後に行いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位8番、楠原議員の残りの一般質問を行います。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 資料の6を御覧ください。8月27日宮日新聞の社説から抜粋しております。

全員参加になった2013年度以降、全国の平均正答率を見ると成績の固定化が進み、秋田、石川、福井が上位を占める。本県の場合、ごく一部の科目が全国平均をкаろうじて上回るか同程度だが、他の科目は平均以下という結果が続いている。単発のテスト結果や順位に一喜一憂する必要はない。しかし伸び悩む学力の背景を探り対策を講じなければならない。学力は家庭の経済状況、ゲームの時間などとの相関関係が指摘されるが、それでも子どもたちの学びを支える中軸は学校だ。県教委が20年度から取り組む学力向上に向けた事業も結果につながっておらず、検証が必要だろう。という記事がありました。先ほど本町の現状について教育長は残念だとは思っていると言われました。それであれば、当然それなりの対策が必要です。例えば学力向上に3年計画で取り組むとした場合、過去にもありましたけれども、特に計画1年目あるいは2年目の中学3年生の学力向上は、と考えてしまいます。

古くから学力を表わす言葉として読み書きそろばんと言われていています。全国学力テストでは、ご存じのように毎年行われるのは小学校で国語、算数、中学校で国語、数学です。子供たちの将来の進路を保証するためにも、ぜひともせめて県平均以下である今の状況を脱出しなければなりません。既に次年度への取組が行われているでしょうが、3年後の子供たちではなく、今の子供たちに対しての結果を念頭に置いた取組にはどのようなものをなされていますか。これまでの対策と比べてどのような部分が違うのかということと合わせて、次回の目標をどこに置いているかについて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 次回の全国学力テストの目標に対する今後の対策についてお答えいたします。今回のテスト分析においても、これまで同様基本的な読み書きの力から論理的に説明する力、また学力調査のような応用問題に十分慣れていないということが課題に上げられました。これらは継続した課題であるため、今年度も児童生徒の実態に応じ昨年度から取り組んでいる読みの流暢性を向上させるための多層指導モデルの活用を図り、読解力を身につけさせる前の基本的な読みの力を育成していきます。

また、論理力を育成するための教材ドリルやデジタルドリルにある読解力をつける教材の積極的な活用を通して、論理的に説明する力を身につけさせていきます。学力調査問題の慣れについては、昨年度過去の問題を用紙により配布しましたが、本年度は文部科学省のシステムを利用することで適時児童生徒へ過去問を配信し取り組めるようにしていきます。このシステムには選択問題を自動で採点する機能が備わっているため、効果的に活用ができると考えています。このシステム活用時期は、学力調査実施の二、三か月前を想定しており、本年度は10月及び1月に活用いたします。また、コロナ禍で2年間中断しておりました小学校3年生及び中学校1年生の希望者を対象とした算数、数学の放課後学習会では民間の講師や南九州大学の学生講師が個々に応じた学習支援を行い基礎学力の定着に取り組んでおります。この放課後学習会は教育委員会主催で実施しております。

次に、教師の指導力向上に関する取組です。町教育委員会としましても、南部教育事務所と連携を図りながら学校訪問等を通して授業を参観し教師一人ひとりにフィードバックを行うなどしながら、授業改善に努めているところです。

また、本年度、町の教育研究所においても、三股町の事業モデル、三股モデルの改定を認知能力検査による客観的な児童生徒の実態把握やICTの効果的な活用の視点で取り組んでおります。三股モデルの改定も授業改善につながると考えております。3年後の目標等についても言われましたが、このような取組をして一人一人の学力を向上させたいというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 26の県内の自治体と比べて結果が出るわけですので、他と同じような対応策では同じような結果となるのが考えられます。そこで今質問したのはこれまでの対策と比べて、ここが違う、ほかの自治体とはここが違う、そういうのを聞きたいんです。今教育長の話の中には三股モデルの改定とありましたけれども、もう三股モデルというのを何十回と聞いているんです。教育研究所のほうを中心とされて一生懸命取り組まれていると思うんですけども、結果が出てなんぼと、そういう見方もあると思います。県のトップを目指せというわけではありません。何回も言いますが、26市町村の中の真ん中ぐらい、せめて真ん中ぐらいをお願いしたいと思って言っているわけなんですけれども、再度、教育長、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 教育委員会としましても、県平均というところを目標には取り組んでいるところですので、県平均にまずは少しでも近づきたいというふうには考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次は来年の4月になりますので、あと半年近くですから、その間で結果を出すというのも至難の業ではあると思いますが、子供たちにとっては1年その時その時の勝負ですので、今の中学1年生がどうのこうのでなくて今の中学校2年生が来年4月のときにはという目標をもって今言われましたけれども、県平均を目標にと言われましたので、ぜひそれが到達できるように、来年の9月には結果が出ますので、よろしくお願ひしたいと思います。何と言っても陣頭指揮を取っていただくわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に移らせていただきます。町長の所信表明からですけれども、資料の7に最後に上げておりますけれども、ちょっと読ませていただきます。

本町が自立した自治体として成長を続けるためには、刻々と変化する社会情勢を的確に見極めつつ、地域特性を生かしたまちづくりを進める必要があります。本町でも少子化、高齢化が進みつつあり、人口減少時代の影響もあることから、子育て支援策の拡充や高齢者の健康や生きがい対策などが求められています。そして西高東低と言われる人口の偏在性については、ここまでは何でも今までもお聞きしているんですけどもここから先が今回初めて出たんじゃないかなと私は思っています。

3、4、5地区の歴史、文化、景観などの特性を生かすとともに、それぞれの小学校をコミュニティーの核としながら地域の活性化を推進したいと考えています。とありますが、本町の歴史をたどってみますと、3、4、5地区にはかなり濃ゆい歴史というものが見られます。ほかの地区と比べて。まず4地区におきましては、既に梶山城跡の国指定文化財を目指した動きが進められております。台風でちょっと心配されますけれども、今後地域特性を生かしたまちづくりを進めるとした場合に、3、4、5地区のそれぞれの特性としての歴史、文化、景観などをどのように捉えられて活性化に生かそうと考えられていらっしゃるのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま西高東低と言われる人口の偏在性についてはよく聞いていると。それ以降のこともいつも常に言っているんですけど、聞こえていないのかなと思いますけれども、所信表明で、本町の人口の偏在性緩和しまして、3、4、5各地区の地域活性化を図るためには、各地区の歴史、文化、景観などの特性、要素を生かした地域づくりが重要と考えていますので、その取組の現状及び認識について説明いたします。

各地区の主な取組や文化などを要約して紹介しますと、3地区では、景観の復興、再生の観点から、小鷲巣において大平公園の再生に取り組んでおり、町では各種補助事業を紹介し、植樹の応援をしているところでございます。大平公園は、小高い山であります。長年放置されていたことから雑木が茂り、足を踏み入れるのも困難となっていました。毎年の地域住民の努力で憩いの場として蘇りつつあります。

民俗芸能としましては、小鷲巢の大太鼓踊りがありますし、宮村小学校の児童生徒に引き継がれているところがございます。また、平家落人の墓や日州寺柱番所跡、そしてまた牛の峠論所跡とかあります。あと御年神社だとか、名所旧跡にも恵まれているところがございます。4地区ではただいま言われましたように、梶山城跡がありますし、その用地買収にこれまで取り組んでまいりましたが、いよいよ指定に向けて史料整理の段階に進みつつあるところがございます。同時に、北郷久秀・弟忠通の墓や腰掛石など、維持保存することが重要というふうになっております。

民俗芸能としましては、梶山の棒踊りがありまして毎年御崎神社に奉納されているというように聞いています。また、田上地区には俵踊りがございます。そして、矢が淵公園は県立鰐塚自然公園の一角を占めていまして、眼鏡橋を含めた水辺の景観が楽しめるところがございます。

5地区では、長田地区ですが、ご案内のとおり、ツツジの名所椎八重公園、しゃくなげの森、そして長田峡公園があり、毎年開花時期、見頃の時期に多くの来訪者で賑わっているところがございます。そのような中、大八重地区では景観づくりとして、輝天の森の植栽が進んでいます。毎年大八重地区の県道沿いの山を彩るために県内のボランティアの協力を得て桜、モミジなど、紅葉樹を植栽し、三股の奥座敷沿線を楽しくしようという自主的な取り組みでございます。花と緑と水の町の一翼を担うものというふうに期待しております。

また4地区、5地区は陶芸も盛んで33号線をアトリエロードと呼んでいるところです。最近、沿線に東京造形大学の絵画専攻の領域の先生——教授ですけれども——も引っ越してこられました。そしてまた史跡としては千本仏首塚、民俗芸能としましては、仮屋棒踊り、大野の棒踊り、轟木薙刀鎌踊りなどございます。このように、それぞれの地域は地域においてお住まいの皆さん努力や地域資源を活用する取組でにぎわいや魅力を創出しており、人口減少の歯止めや地域の活性化につながることを期待しているところがございます。町では彼らの取組を応援サポートすることで、町全体の活性化につなげていきたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今長田地区で輝天の森と言われました。輝く、輝天ですね。自主的な取組をされているということですか。なかなかいいネーミングだなと今聞いて思ったところですが、こういう点、点にあるというのはわかってますけれども、これをつなげていく、そういう取組というのが季節的なつなぎ方とか、年間を通してのつなぎ方とか、そういうものが望まれると普段から思っているわけなんですけれども、その点を線にそれをまた面に持っていく取組、どういうことがあるかということを考えていかなければ、ばらばらでもったいないんじゃないかなと思っております。その中で例えば、今回は答えは求めませんが、民俗芸能の指定文化財化、今回教育の日に宮村小学校の子供たちが大太鼓踊りのことを言っていましたけれど

も、隣町では、大太鼓踊りが都城市の指定文化財になっていると、この間も言いました。

それから、谷地区のべぶ踊り、あれが都城のある地区では都城指定の文化財になっていると。けど三股はなっていない。棒踊りについてもほかのところでは指定文化財になっているところが幾らもありますけれども、三股はこの狭いところに幾つもあるのになっていない。そういうのもこの活性化の中、面的な広がりの中も1つとして掴めるんじゃないかなと思っております。また次の機会にこれについては聞いていきたいと思っておりますので、準備方をお願いいたします。

それと、点を線でつなぐと考えた場合に、3地区の場合、寺柱街道がこれ絶対に必要不可欠ではないかなと思います。これは点を線、面とする場合に、都城市との絡みがものすごくこれは深いつながりが考えられます。それから、梶山街道、これも同じことなんです。前にも言っていますけれども寺柱街道も梶山街道も都城では史跡になっています。寺柱も梶山も三股のものでありながら三股ではなっていません。これ非常にいつも矛盾を感じているんですけれども、今回質問をしていませんので、回答は求めませんが、この3、4、5地区の歴史文化景観などの特性を生かしたまちづくりに生かすと言われましたので、そういうような現在多くの人知っていても生かされていないもの、そういうのを点から線、面につなげる努力というものも考えていただきたいと思っておりますけれどもいかがなものでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 大変歴史に詳しくて、そして三股のことを愛する議員でございますので、ぜひお力を借りて、三股のこの点を線にするためにはどういうふうなやり方があるのか含めて、いろいろご指導いただければありがたいなというふうに思います。やはり行政もいろいろと知恵を絞りますけれども、やっぱり住民のいろんな声といいますか、そしてまたそういうのに造詣の深い方々のいろんな声も聞きながら進めていくということが大事だろうというふうに思いますので、ぜひお力添えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） やっぱり組織で取り組むのが一番の力だと思いますので、優秀な方々の集まりであります役場の力を全面的な力を生かしていただいております。あと5年たちますと西南戦争から150年になります、節目になりますので、三股にもたくさんそういう歴史的な遺産というのがあります。それを生かしたものを地域活性化に使っていただければと思っております。これで終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これで、楠原議員の一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 5分休憩します。

午後2時50分休憩

午後2時53分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位9番、田中議員の残りの一般質問を行います。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） それでは、引き続き質問をさせていただきます。

所信表明全般に国の方針を書き連ねているように思いました。国の方針に沿って、三股町ではどのようなことを行うのか、町民へわかりやすく説明されないと形だけのものになってしまうと感じました。そこでその中で、デジタル技術の浸透が社会全体、人々の生活に影響を与えるものと捉えることができます。それでDXの説明はほかの議員も質問されたのですが、それでは質問要旨、重なるんですけども、3つ目の取組について、三股町DX推進本部を設置しておりますが、町民にわかりやすく具体的にどういうことなのでしょう、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（山田 正人君） 三股町DX推進本部を設置しておりますが、町民にわかりやすく、具体的にどういうことかというご質問についてお答えいたします。

先ほど田中議員のほうからもございましたように、昨日堀内和義議員から同様のご質問がありましたので、重複することがあるかと思いますが、改めて回答させていただきます。現在本町ではDX推進のための指針となる三股町DX推進計画を策定中であります。こちらにつきましては、現在策定中ということで、これが出来上りましたら、まずは議会のほうに説明し、その上でまた町民の方々にも広報とかを通じまして、あとホームページ等を通じましてお知らせするということが予定しております。この目的について3つの目的がございます。1つ目に住民サービスを拡充し、利便性を向上させる。2つ目に業務の手法と質を転換する。3つ目に中長期的な費用を削減するという3つの方針がございます。こちらにつきましては、既に国のほうで様々な方針が示されております。まずは行政手続のオンライン化、あるいは国が指定する標準準拠の業務システムへの移行ということなどがございます。こちらについては、国の方針に基づきまして進めております。なお町の独自の方法につきましては、このDX推進計画の中でお示しするということが予定しておりますので、またその節に詳しくはご説明いたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 町民の方に本当DXって私も最初聞いたときは何のことだろうと思っていました。その調べる中でなぜ必要なのか、推進する理由の根本には、少子高齢化による人口減少が上げられると思います。将来的な人口減少による人手不足が懸念されています。そこで最新のテクノロジー、デジタルテクノロジーを活用することで、こうした課題の解決し、住民

一人一人にきちんと行政サービスを届けられるように変革しようというものが自治体DXだと考えます。最近横文字が多くて高齢者にわかりにくいと思います。私にもわかりにくいです。しかし所信表明の5つ目に上げられているように、SDGsの理念、誰一人として取り残さないことも上げられておりますが、これは簡単なことではないと思います。みんなに理解してもらえるように説明していただきたいと思います。今後のこともあるので、すみません、次の質問に移ります。

続きまして、質問事項3、健康を守るワクチンと検診についてですが、高齢化に伴い罹患者数が増加している病気の1つに帯状疱疹があります。現在テレビコマーシャルも行っています。帯状疱疹は水膨れを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに常状に出る皮膚の疾患です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。子供の頃にかかった水痘、水ぼうそうウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、免疫が低下した際などに帯状疱疹として発症します。周囲の人に帯状疱疹として移ることはありませんが、これまで水痘にかかったことのない子供たちには水痘を発症させる可能性があります。

そこで、質問要旨①帯状疱疹の罹患者数の動向とワクチン予防効果についてどのように認識されていますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 帯状疱疹の罹患者数の動向とワクチン接種効果についてお答えいたします。

水痘帯状疱疹ウイルスは初感染で水痘を引き起こした後、知覚神経節に潜伏感染しておりますが、免疫低下などが誘因となりウイルスが再び活性化して帯状疱疹を発症いたします。加齢に伴い増加する傾向があり、50歳以上になると発症頻度が高まり、帯状疱疹患者の7割が50歳以上の人となっております。症状は左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水疱が多数集まって帯状に生じます。通常皮膚症状に先行して痛みが生じ、その後皮膚症状が表れると、ピリピリと刺すような痛みとなります。多くの場合皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によってはその痛みが続くことがあります。帯状疱疹で医療機関を受診した人の数になりますけれども、国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者で平成29年度149人、平成30年度160人、令和元年度157人、令和2年度145人、令和3年度166人となっております。帯状疱疹を予防するワクチンは生ワクチンである水痘ワクチンと不活化ワクチンである帯状疱疹ワクチンの2種類があります。50歳以上の人々が接種対象者であり、発症予防効果、帯状疱疹後神経痛等の合併症に対する予防効果があると認識をしております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 帯状疱疹の発生頻度は日本では８０歳までに約３人に１人がかかると言われています。また、皮膚症状が治まった後も５０歳以上の約２割の方に長い間痛みが残る帯状疱疹後神経痛PHNになる可能性があります。子供のときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因などで成人の９０％以上がこのウイルスに感染しており、誰が帯状疱疹になってもおかしくない状態です。本町でも高齢化に伴い罹患者数の増加が予想されます。

そこで、質問要旨②帯状疱疹のワクチンの周知や接種の推進はされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 帯状疱疹ワクチンの周知や接種の推進についてお答えいたします。

帯状疱疹ワクチンの接種を行うことにより、帯状疱疹に対しての免疫力が高められ発症予防効果があると認識しておりますが、現在定期接種となっていないことから、帯状疱疹ワクチンの周知や接種の推進は行っていないところです。今後、帯状疱疹の予防についての啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（５番 田中 光子君） 先ほど述べたように、帯状疱疹は免疫力の低下が原因で発症します。バランスのよい食事を心がけて睡眠をしっかり取るなど、体調管理を心がけることも予防効果があると思います。しかしワクチンで予防できます。今回はコロナでワクチンワクチンと言って、こうやってワクチンがあるのにもかかわらず、ワクチンが打てない状況というものもありますよね。ワクチンには、感染症の原因となる細菌やウイルスの病原性を弱くしたものや成分の一部を取り出したもの、また病原性を全くなくしたものがあります。ワクチンを体内に摂取するとそのワクチンの成分に対しての免疫力を高め病気の発症や重病化を抑えることができます。帯状疱疹の予防には５０歳以上の方を対象としたワクチンがあります。水ぼうそうにかかったことのある人は既に水痘帯状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、年齢とともに弱まってしまうため、改めてワクチン接種を行い、免疫を強化することで帯状疱疹を予防します。予防接種は帯状疱疹を完全に防ぐものではありませんが、たとえ発症しても症状が軽く済むという報告があります。たくさん市の町村で帯状疱疹ワクチン接種費用の助成がされています。

そこで質問要旨③帯状疱疹帯状疱疹ワクチン接種費用の助成はできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成についてお答えいたします。

予防接種は予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種と希望者が各自で受ける任意接種があります。带状疱疹ワクチンは任意接種になり、接種費用は全額自己負担となっています。带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を行っている市町村もございますが、現在のところ費用の助成は考えてないところです。現在国の厚生科学審議会、予防接種ワクチン分科会において定期接種化に向け期待される効果や導入年齢に関しまして検討が進められていますので、その動向に注視してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 国の動向を注視しながら検討するというところで実費で幾らかかるのか調べてみましたところ、生ワクチンは8,250円、皮下注射で発症予防効果は50から60%です。不活化ワクチンは2万4,200円、2回接種で、筋肉注射で予防効果は97%以上とかなり高いので、でも2万4,200円出して受けるかと言ったら大変ですよ。一般の方には大変負担になると思います。ある市では、予防接種に要した費用の2分の1で接種1回につき1万円を上限に1人2回まで行っていますという市もあります。带状疱疹ワクチン接種については、厚生労働省も先ほど言われたように定期接種化に向けた検討が続けられているようです。痛みが続くと仕事や日常生活に支障を来します。また、長期化すると医療費もかかります。生活の質QOLも低下させる病気です。ぜひ検討をお願いいたします。

次に、以前も質問させていただきました子宮頸がんの予防のヒトパピローマウイルスの感染を防ぐHPVワクチン接種の積極的勧奨が約9年ぶりに国で再開されました。その間にワクチン接種の機会を逃した人がたくさんおられ、がんの診断を受けられた方もおられます。

質問の要旨④子宮頸がん検診内容と費用を教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 子宮頸がん検診の内容と費用についてお答えします。子宮頸がん検診は、子宮頸がんの早期発見早期治療を目的として、二十歳以上の人を対象に集団健診と個別健診で実施しております。健診内容は問診視診、細胞診となっています。検診費用は集団検診5,036円、自己負担が1,500円、個別健診7,551円、自己負担が2,300円です。生活保護の人75歳以上の人の自己負担は無料となっております。また、今年度21歳になる人には子宮頸がん検診クーポン券の個別通知を行い、無料で検診を受けることができます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 個別通知していただいて、公費によって接種できるワクチンの一つとしてHPVワクチンがあることを知っていただくことは本当に大切なことだと思います。H

PVワクチン接種について検討、判断するためのワクチンの有効性、安全性に関する情報等や接種を希望した場合の円滑な摂取のために必要な情報を、接種対象者及びその保護者に情報提供することが重要なので、そこで質問要旨⑤子宮頸がんワクチンの情報提供周知方法はどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 子宮頸がんワクチンの情報提供周知方法についてお答えいたします。子宮頸がんワクチンは、平成25年4月から予防接種法に基づく定期接種として、12歳から16歳の女性を対象に1人3回接種ができるようになりましたが、ワクチン接種後に重篤な副反応の報告が相次いだことにより、厚生労働省から副反応の発生頻度がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間積極的な接種の勧奨を差し控えるとの勧告を受け、同年6月より積極的な勧奨差し控えておりました。今回、国の厚生科学審議会において、ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、摂取による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより、令和4年4月より積極的勧奨を再開しております。本町では定期接種の対象となっている12歳から16歳の人については、個別通知を行っております。積極的な接種を差し控えている間に定期接種の対象者であり、接種未完了の人に対しても個別通知を行っています。また、対象年齢や接種回数、接種ができる医療機関名等を記載した予防接種スケジュール表の配布や町ホームページでの情報提供を行っているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 4月から積極的勧奨再開しているということで、ありがとうございます。子宮頸がんを苦しめないためにできることが2つあります。1つ目は、小学校6年から高校1年相当の女子を対象に子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチンの接種を提供しています。HPVの感染を防ぐことで将来の子宮頸がんを予防できると期待されています。カナダ、イギリス、オーストラリアなどでは、女子の約8割がワクチンを受けています。2つ目に二十歳になったらできることが、HPVワクチンを受けていても子宮頸がん検診は必要です。2年に一度検診を受けることが大切です。

そこで、質問の要旨⑥子宮頸部細胞診は現在行われているようですが、HPV検診の費用の助成はできないでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） 子宮頸部細胞診及びHPV検査の費用の助成につきまして、お答えいたします。本町で実施しておりますがん検診につきましては、検診費用の3割を自己負担額としており、7割を助成しています。子宮頸がん検診も集団検診、個別検診、それぞれ検診費

用の約3割を自己負担額とし、約7割を助成しているところです。がん検診については、国の定めるがん予防重点教育及びがん検診実施のための指針により実施しております。また、子宮頸がん検診においては、地域住民検診として死亡率を減少させるという相応の科学的根拠があるものとして推奨されておりますのは、子宮頸部の細胞診による検診であるとされています。HPV検査の費用助成は都城市等、費用の助成を行っている市町村もありますので、実施している市町村の状況を見ながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） HPV検査は子宮頸部の細胞を採取し、子宮頸がん発症のきっかけとなるHPVの感染の有無を調べる検査です。HPVのうちがんと関係のある10種類程度の感染の有無を調べるのが検診では一般的ですが、子宮頸がんにかかるリスクが高いかどうか調べる検査です。受診費用は数千円から1万円前後、現在、さっき言われたように、これが都城市の広報なんですけれども、HPV検査の費用も子宮頸がん検診無料クーポン券対象となっております。三股の人も検診を受けに行くのは都城の病院なんですよ。都城の病院に行くと、行ったところの病院の方が都城はHPV検診も無料対象となっておりますけど三股は違いますから、実費ですと言われるのがすごく悲しいんですよ。病院で受診するときに三股町だけ実費で払うわけですから、もう一度伺います。無料とは言いませんが、助成していただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町民保健課長。

○町民保健課長（齊藤 美和君） HPV検査、ヒトパピローマウイルスの検査は、ヒトパピローマウイルスに感染しているかどうかを調べる検査になります。確かにあの細胞診の検査よりも細胞診と併用すると、検査の感度が高く、感度というのは検査で陽性になる割合なんですけれども、高くなっております。ただ、感度が高いがために、偽陽性という方も増えますので、偽陽性になりますと、長期的な経過観察が必要となってまいりますので、ある意味不利益を被る方も出てくるかと思えます。またあの検査後の要精密検査の定期的な検査等も必要になってきますので、この点に関しても運用方法等、実施体制は整える必要があると思っておりますので、実際実施している市町村等の運用状況やその効果を見ながら、検討の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ありがとうございます。本当にこの検診を受けるのに幾らお金がいるかということになります。私たちではなかなか受けられるワクチンが少ないということが現

実です。今後のこともありますので、最後、町長に確認したいのですが、今回の選挙戦を振り返って、グレーゾーンの選挙だったと私は感じています。結果は出ているので、今回の選挙について一言お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回の選挙、コロナ禍という中で、要するに両候補者が一緒になって、議論を戦わせるとか、マニフェストを説明するとか、そういう機会がなかったのが非常に残念だなというふうに思います。やっぱりありましたように、関心を高めるためには、やはり候補者が何を考え、何をこれからやっていくのか、そういうしっかりした情報を発信する、そういう場をつくっていただいて、そこの中でやはり町民の皆さん判断、そういうことが大事かなと思います。そういう意味合いでは、今後の選挙戦においては、しっかりした情報発信、そしてまた人を知っていただく、そういう環境づくり、そういうのが非常に重要で、それがこの選挙戦を盛り上げる、そして関心を呼び起こす、そういうことにつながっていくんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 私の言葉が足りなかったのですが、今の回答は確かに受け止めますが、あとこのままでいくと4年後にまた連隊を組んで選挙活動していいのかと私は捉えましたが、その点はいかがなんでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 連隊と言いますけれども、要するに、前の車が道案内をする、それはどこでもやっていることなんです。それを連隊というふうに言われるのか、非常に私は不思議で、私のところの選挙のほうもその詳しい方がいらっしゃいまして、その方の指示に基づいて動いているのであって、候補者が全てのことを仕切っているわけじゃないんですよ。それはもう田中さんもわかっているとおりだと思います。やはり、そういう意味では、いろんな指導があればそれに従いますし、全部のこと、選挙のことがわかっているわけではありませんので、町選管の言われることを、行き過ぎればそこにストップ、当然のことだと思います。やはり、ルールの中でしっかりやっていく、それは当然のことでございますので、またそういうふうな指導等があれば、それに従っていくのは当然というように考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） じゃあ、今回は、私も前に誘導ということで前を車を走らせていいということと今捉えまして、その点はちゃんと肝に銘じておきます。これからも小さな声を聞く力を養って三股町に住んで良かった、三股町で老後も安心と言っていただけるように頑張

ってまいりますので、以上で私の質問は終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

これより15時30分まで本会議を休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された議案のうち、審議した議案第67号、議案第75号、諮問第2号及び諮問第3号、また全体審議にて措置する議案第76号以外の案件に対する質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたって自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は、付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いをします。

なお、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出してくださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し全員協議会とします。

午後3時31分休憩

〔全員協議会〕

午後 3 時32分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時32分散会

議事日程(第6号)

令和4年10月27日 午前10時00分開議

- 日程第1 議員発議第4号の取り扱いについて
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 質疑(議案第57号から第66号、第68号から第74号及び第77号までの18議案)
- 日程第4 討論・採決(議案第57号から第66号、第68号から第74号及び第77号までの18議案)
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第76号)
- 追加日程第1 発議第4号上程
- 追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第4号)
- 日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
- 日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について
- 日程第9 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について
- 日程第10 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議員発議第4号の取り扱いについて
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 質疑(議案第57号から第66号、第68号から第74号及び第77号までの18議案)
- 日程第4 討論・採決(議案第57号から第66号、第68号から第74号及び第77号までの18議案)
- 日程第5 質疑・討論・採決(議案第76号)
- 追加日程第1 発議第4号上程
- 追加日程第2 質疑・討論・採決(発議第4号)

日程第6 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第7 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

日程第8 閉会中における議会運営委員会の活動について

日程第9 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について

日程第10 議員派遣について

出席議員（12名）

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長	山田 正人君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	渡具知 実君
高齢者支援課長	下沖 祐二君	農業振興課長	上原 雅彦君
都市整備課長	井上 政和君	環境水道課長	木下 勝広君
ふるさと納税推進室長	細田 高広君	教育課長	福永 朋宏君
会計課長	島田 美和君		

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 議員発議第4号の取り扱いについて

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議員発議第4号の取り扱いについてを議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

去る10月19日、議会運営委員会を開催し、本日追加提案されます議員発議第4号「三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の設置について」の協議をいたしました。

本件の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、議員発議第4号につきましては、委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） お諮りします。本日追加日程されます議員発議第4号につきましては、議会運営委員長の報告のとおり委員会付託を省略し、本日既に提案されている議案全てを議了後、日程を追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本日追加提案されます議員発議第4号については、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

日程第2. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、常任委員長報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○総務産業常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。

総務産業常任委員会の審査結果を、三股町議会会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第62号、63号、64号、65号、72号、73号、74号の計7件です。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第62号「令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額4,099万6,670円、歳出決算額4,084万266円、歳入歳出差引額15万6,404円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第63号「令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額3,926万3,400円、歳出決算額3,916万1,118円、歳入歳出差引額10万2,282円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第64号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額7億7,685万9,576円、歳出決算額7億5,547万6,032円、歳入歳出差引額2,138万3,544円とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第65号「令和3年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、収益的収入4億4,429万3,170円、収益的支出3億5,362万4,496円、歳入歳出差引額9,066万8,674円で、消費税抜きの当年度純利益は8,116万3,363円です。

また、資本的収入1,279万7,767円、資本的支出2億1,830万1,074円で、不足する額2億550万3,307円は、当年度分損益勘定留保資金1億4,717万6,155円等で補填するものです。

次に、剰余金の処分案の1億3,094万7,228円は、減災積立金2,700万円、建設改良積立金3,300万円、自己資本金積立金7,086万8,777円に積み立て、処分後の残の7万8,451円を繰越利益剰余金とするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決及び認定すべきものと決しました。

議案第72号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、歳入歳出予算の総額3,932万4,000円に、歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,950万1,000円とするもので、歳入の主なものは前年度の繰越金で、歳出の主なものは一般会計への繰出金です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第73号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、歳入歳出予算の総額3,002万6,000円に、歳入歳出それぞれ350万

5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,253万1,000円とするものです。

歳入は、一般会計繰入金340万4,000円、前年度の繰越金10万1,000円です。歳出の主なものは、工事請負費に272万円、委託料68万4,000円、一般会計繰出金10万2,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、歳入歳出予算の総額8億7,892万2,000円に、歳入歳出それぞれ655万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,547万8,000円とするものです。

歳入は、前年度繰越金655万6,000円、歳出の主なものは、一般会計繰出金655万7,000円、光熱水費1万1,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（西村 尚彦君） それでは、文教厚生常任委員会の報告を行いたいと思います。

去る10月20日10時より、委員会を開催いたしました。

付託されました議案は議案第58号以下9議案でございます。

まず、議案第58号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

決算の数字につきましては、提案理由でありましたので省略させていただきまして、審査の経過について報告いたします。

担当課より、決算状況について報告を受けた後、質疑が行われました。

委員より、70歳以上の1人当たりの医療費が高いが、その理由はという質疑に対しまして、高齢になると病気を複数持っていることが考えられると回答がありました。

また、そのほかに、疾病別医療点数の件やマイナンバーカードの保険証の紐付けの件、不納欠損の状況について、質疑応答を行われました。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第59号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

審査の経過について報告いたします。

担当課より、決算状況について報告を受けた後、質疑が行われました。

まず、1人当たりの医療費が令和2年度は県内で上から9位だが、その原因はとの質疑がありました。前年より順位は良くなっているが、都城地区は病院が多く、医療環境が恵まれていることなどが考えられる。また、人口が少ない地域でも、高齢化が進むと高くなる傾向があると回答がありました。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第60号「令和3年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

担当課より、決算状況について報告を受けた後、質疑が行われました。

委員から、不納欠損処理について基準があるのかの質疑に対しまして、督促、催告を行い、それでも2年間納めなければ時効となり処理を行う。

また、強制執行などはできないのかの質疑に対しまして、税に準じているのでできるが、したことがない。特に、年金だけの収入なので少ないということも原因にあるという回答でした。

続きまして、要支援要介護の認定率が三股町は県平均、全国平均より低い、その原因はとの質疑がありました。これに対しまして、介護予防日常生活支援総合事業や一般会計での、特定高齢者への補助事業などの効果があったからとの回答がありました。

また、認定率が低いのは介護認定が厳しくなったのではないかとこの質疑に対しましては、合同審査会で都城と一緒に判定されるので、三股だけ厳しいということはないとの回答でした。

居宅サービスの中の訪問入浴が増えた理由については、入浴回数、利用回数が増えたからとの回答。

それから、介護給付費準備金について増えた理由について質疑があり、コロナの影響もあるのか給付費が抑えられたという回答でございました。

また、この基金はどういう時に取り崩すのかという質疑に対しまして、第9期の介護保険計画時に、現在の保険料の値上げを抑えるために使用したいとの回答でした。

また、別の委員からケアプラン作成費が来年度から利用者負担になると聞いているがどうかという質疑に対しまして、まだそのような情報はないということでした。

最後に要望といたしまして、自宅で介護を行う家族に対して、もっと手厚い支援をお願いしたい。さらに、包括支援センター会計年度職員を含め、国の基準や制度もあると思うが、主任ケアマネ及びケアマネジャーの報酬アップに取り組んでもらいたいという意見がありました。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第61号「令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

担当課より、決算状況について報告を受けた後、質疑が行われました。

介護予防プラン作成単価について、質疑応答が行われました。

その後、慎重に審査を行いました結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」についてご報告いたします。

これは、郵便請求手数料を収入証紙の購入をせず、現金で徴収・収納できるようにするための改正です。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について報告いたします。

既定の予算に、7,489万6,000円を補正するものです。

担当課より説明を受けた後、質疑を行いました。

システム導入に伴う台紙の購入の費用等について質疑応答があり、その後、慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第69号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について報告いたします。

これは、既定の予算に、405万7,000円を補正するものです。

担当課より説明を受けた後、質疑を行いました。

事務費繰入金の減額について質疑があり、これは人事異動に伴うものとの回答がありました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第70号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について報告申し上げます。

既定の予算に、1億1,500万4,000円を補正するものです。

担当課より説明を受けた後、質疑を行いました。

保険給付費の居宅介護福祉用具購入費について、購入額の制限はあるのかとの質疑があり、品物によって補助の上限が決まっており、所得によって変わるものとの回答がありました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第71号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について報告いたします。

既定の予算に、218万円を補正するものです。

担当課より説明を受けた後、質疑を行いました。

歳出において、総務管理費の一般管理費131万8,000円の減額について、サービス事業費の居宅介護支援事業費235万2,000円の増額について、質疑応答を行ったところです。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、10月21日に現地調査を行いました。これは、議案第76号「財産の取得について（令和4年度児童館空調整備）」について調査を行ったものです。

7つの児童館を見て回りましたが、室外機の設置場所も配慮されており、この整備は児童館の環境改善のために必要であると、委員全員で確認いたしました。ただ、いずれの児童館も老朽化が激しく、計画的な施設の改修、改善又は建物の更新に取り組まれるように要望いたします。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（田中 光子君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき、報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第57号「令和3年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」と、議案第77号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第7号）」についての2件でございます。以下、ご説明いたします。

議案第57号「令和3年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、歳入決算額137億823万7,024円に、歳出決算額131億1,007万8,216円、翌年度繰越額5億9,815万8,808円となり、剰余金をもって決算となっており、各課より議案についての説明を受けました。その中で、都市整備課へ詳しい説明資料をいただきたいとの要望が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第77号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第7号）」についてです。

本案は、予算の総額118億4,138万3,000円に、7億8,528万4,000円を追加し、予算の総額を126億2,666万7,000円とするものであります。

歳入についての主なものは、地方特例交付金及び地方交付税は、交付決定により増額補正するものであります。国庫支出金は、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金などを減額補正し、臨時特別交付金事業費補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金などを増額補正するものであります。県支出金は、減災力強化推進事業費補助金を増減額補正するものであります。

歳出につきまして主なものとして、総務費は、三股町医療機関・福祉事業所・保育所等物価高騰対策支援金などを増減額補正するものであります。また、民生費は住民税非課税世帯に対する給付金事業として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金などのほか、地域介護福祉空間整備など、施設整備補助金などを増減額補正し、子供のための教育・保育給付費国庫負担金返

還金など、国、県返還金を増額補正するものであります。農業費は、三股町飼料価格高騰対策支援金などを増額補正するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、委員会の報告を終わります。

日程第3. 質疑（議案第57号から第66号、第68号から第74号及び第77号までの18議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき、1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第4. 討論・採決（議案第57号から第66号、第68号から第74号及び第77号までの18議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第57号「令和3年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第57号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

議案第58号「令和3年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題

として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第58号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

議案第59号「令和3年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第59号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

議案第60号「令和3年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

議案第61号「令和3年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

議案第62号「令和3年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

議案第63号「令和3年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

まず、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第63号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

議案第64号「令和3年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

議案第65号「令和3年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第66号「三股町収入証紙条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行い

ます。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしを認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「令和4年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号「令和4年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号「令和4年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号「令和4年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号「令和4年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号「令和4年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号「令和4年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「令和4年度三股町一般会計補正予算（第7号）」を議題として、討論・採決を

行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 質疑・討論・採決（議案第76号）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、議案第76号「財産の取得について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

なお、質疑は会議規則により全体審議では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくお願ひします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1. 発議第4号上程

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第1、発議第4号を議題とします。

発議第4号「三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の設置について」、提出者の説明を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 内村 立吉君 登壇〕

○議会運営委員長（内村 立吉君） それでは、発議第4号「三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の設置について」提案の理由を申し上げます。

三股町の将来と長期的なまちづくりに大きな影響を与えることとなる、三股町交流拠点施設整備事業は、立ち上がりから5年目を迎えており、これまでに基本方針、基本構想、基本計画と作成されてきましたが、事業自体の具体的な内容はまだ示されていません。

そこで、議会としても、所管課である企画商工課をはじめとした当局への事情聴取、現地や先進地の視察、商工会など関係団体の代表等を参考人として招致し意見を聴取するなど、本事業についての調査研究を行い、町民の視線に立った判断を行うための情報等を収集することを目的として、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会を設置するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

追加日程第2. 質疑・討論・採決（発議第4号）

○議長（指宿 秋廣君） 追加日程第2、質疑・討論・採決を行います。

発議第4号を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定に基づき、発議第4号のとおり、全議員を選任することに決定……。発議第4号の規定のとおり、全議員を選任することと決定いたしました。

ここで、お諮りします。議長は地方自治法第105条の規定により、各常任委員会に出席して発言することができます。また、議長は同法第104条の規定により、議場の秩序及び議事の整理、議会事務の統理、あるいは議会の代表者としての対外的な任務とその職責上から、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の委員を辞退したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。したがって、議長は三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の委員を辞退することに決しました。

それでは、これより三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の正副委員長を委員会条例第8条の規定により、互選していただきたいと思ひます。

議事は、年長の委員で進めていただくようお願いします。

しばらく本会議を休憩します。議員の皆さんは、全員協議会室に移動ください。

午前10時48分休憩

〔全員協議会〕

午前10時59分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

互選の結果を発表します。発表は事務局長にさせます。

○事務局長（西山 雄治君） それでは発表いたします。委員長、西村議員、副委員長、堀内和義議員。

以上です。

日程第6．総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。今議会の閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることとしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本議会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨、申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

日程第7. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第7、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員会から、会議規則第74号の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申し出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長から申し出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員長からの申し出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めることに決しました。

日程第8. 閉会中における議会運営委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第8、閉会中における議会運営委員会の活動についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等、運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査及び継続調査を認めることに決しました。

日程第9. 閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動について

- 議長（指宿 秋廣君） 日程第9、閉会中における三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員会の活動についてを議題とします。三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、本特別委員長が所管する調査等について、閉会中の活

動の申し出があります。

お諮りします。三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中における本特別委員会が所管する調査等の活動をする事について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、三股町交流拠点施設整備事業に関する調査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中に本特別委員会が所管する調査等の活動をする事に決しました。

日程第10. 議員派遣について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第10、議員の派遣ついてを議題とします。今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、大会や研修にそれぞれ議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、資料配付のとおり、それぞれ議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、10月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時05分休憩

〔全員協議会〕

午前11時10分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和4年第

9回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 中原 美穂

署名議員 楠原 更三